

令和8年度

予算の主要事項

※本予算案は、令和8年4月7日に案のとおり成立いたしました。



【計数整理の結果、異同を生ずることがある。】

— 目 次 —

I 令和8年度予算案の全体像	1
…予算額(一般会計・特別会計)、社会保障関係費の内訳	
○ 令和8年度厚生労働省予算案の全体像(一般会計、特別会計)	
○ 令和8年度厚生労働省予算案(一般会計)における社会保障関係費の内訳	
II 令和8年度予算案のポイント	3
…予算案の重点事項(ポイント)について整理し、取りまとめたもの。	
III 主要施策集	15
…予算案の重点事項(ポイント)等の代表的な施策を詳細に整理し、取りまとめたもの。	
○ 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築	
○ 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進	
○ 包摂的な地域共生社会の実現等	
IV 令和8年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等案の概要	210
…財政投融资資金計画等案の概要を取りまとめたもの。	

I 令和8年度予算案の全体像

令和8年度 厚生労働省予算案の全体像

(単位：億円)

区分	令和7年度 予算額 (A) <small>(※1)</small>	令和8年度 予算案 (B) <small>(※2)</small>	増加額 (C) (B-A)	伸率 (C/A)
一般会計	343,064	350,433	7,369	2.1%
社会保障関係費 <small>(※3)</small>	339,883	347,088	7,205 <small>(※4)</small>	2.1%
その他の経費	3,181	3,345	164	5.2%
年金特別会計	721,786	744,280	22,494	3.1%
労働保険特別会計	33,158	34,292	1,134	3.4%
子ども・子育て支援特別会計 (育児休業等給付勘定)	10,616	10,966	350	3.3%
東日本大震災復興特別会計	82	95	13	16.0%

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

(※1) 令和7年度予算額は当初予算額である。

(※2) 年金スライド分2,368億円を含んでいる。

(※3) 年金・医療・介護・雇用・福祉等の経費であり、義務的経費以外に裁量的経費も含まれる。

(※4) 政府全体の社会保障関係費（子ども家庭庁等の所管分を含む）の伸びは7,621億円。

(注) 各特別会計の額は、それぞれの勘定の歳出額の合計額から他会計・他勘定への繰入分を除いた純計額である。また、計数は、それぞれ四捨五入に よっているため、端数において合計と合致しないものがある。

令和8年度 厚生労働省予算案（一般会計）における社会保障関係費の内訳

(単位：億円)

区分	令和7年度 予算額 (A) <small>(※)</small>	令和8年度 予算案 (B)	増加額 (C) (B-A)	伸率 (C/A)
社会保障関係費	339,883	347,088	7,205	2.1%
年金	136,129	138,231	2,102	1.5%
医療	124,702	128,350	3,648	2.9%
介護	37,374	37,901	527	1.4%
雇用	1,560	1,565	5	0.3%
福祉等	40,118	41,042	923	2.3%

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

(※) 令和7年度予算額は当初予算額である。

(注) 計数は、それぞれ四捨五入に よっているため、端数において合計と合致しないものがある。

Ⅱ 令和8年度予算案のポイント

令和8年度厚生労働省予算案における重点事項

「労働供給制約社会」へ本格的に突入するとともに、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、社会構造の変化に対応した保健・医療・介護の構築や、包摂的な地域共生社会の実現等
 ○物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進
 について、以下を柱に予算措置を行い、安心と活力ある暮らしの実現を目指す。

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

<医療・介護・障害福祉分野の賃上げ・経営の安定・人材確保等>

- 診療報酬改定 +3.09%、薬価等改定 ▲0.87%
- 介護報酬改定 +2.03%
- 障害福祉サービス等報酬改定 +1.84%

<地域医療・介護の提供体制の確保>

- 質が高く効率的な医療提供体制の確保
- 救急・災害医療提供体制の確保
- 小児・周産期医療提供体制の確保
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

<創薬力等強化に向けた医薬品・医療機器等のイノベーションの推進、安定供給や品質・安全性の確保等>

- 研究開発環境の整備、創薬シーズ・医療機器の実用化支援
- 研究開発によるイノベーションの推進
- 医薬品等の安定供給の推進
- 医薬品等の品質確保・安全対策の推進、薬物対策

<医療・介護分野におけるDXの推進、「攻めの予防医療」の推進等>

- 医療・介護分野におけるDXの推進
- 歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進
- がん対策、循環器病対策等の推進
- 重症化を含む予防施策の推進、女性の健康づくり

<難病・移植医療・肝炎対策の推進等>

<感染症対策の体制強化、国際保健への戦略的取組等>

<安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保>

II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

<賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援>

- 中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

<リ・スキリング、ジョブ型人事、労働移動の円滑化の推進>

- リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化

<人材確保の支援>

- 深刻化する人手不足への対応

<多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組等>

- 就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進
- 多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現
- フリーランスの就業環境の整備

<女性の活躍促進>

- 男女間賃金差異の解消、女性管理職比率の向上に向けた取組の推進
- 子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- 女性の健康課題に取り組み事業主への支援

III. 包摂的な地域共生社会の実現等

<地域共生社会の実現等>

- 生活困窮者自立支援等の推進
- 生活保護制度の着実な推進
- 障害者支援の促進、依存症対策の推進
- 成年後見制度の適正な利用の推進
- 相談支援・地域づくり等による包摂的な支援体制の整備
- 困難な問題を抱える女性への支援の推進
- 自殺総合対策、ひきこもり支援の推進

<安心で生きる年金制度の確立>

<戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進>

<被災者・被災施設の支援等>

令和8年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

医療・介護・障害福祉分野の賃上げ・経営の安定・人材確保等

○診療報酬・薬価等改定

令和7年度補正予算における「医療・介護等支援パッケージ」による措置に引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）及び「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、施設類型ごとの費用構造や経営実態を踏まえて経営の改善や従事者の処遇改善につながる的確な対応を行う。

（1）診療報酬 **+3.09%**（令和8・9年度の2年度平均）

令和8年度 **+2.41%**、令和9年度 **+3.77%**

※1 うち、賃上げ分 **+1.70%**（令和8年度 **+1.23%**、令和9年度 **+2.18%**）

医療現場での生産性向上の取組と併せ、令和8・9年度において、それぞれ+3.2%分のベースアップ実現を支援するための措置（看護補助者・事務職員についてはそれぞれ5.7%）を講じる。

賃上げ対応拡充時の特例的な対応**+0.28%**を含む。

※2 うち、物価対応分 **+0.76%**（令和8年度 **+0.55%**、令和9年度 **+0.97%**）

高度機能医療を担う病院（大学病院を含む。）への物価対応本格導入時の特例的な対応**+0.14%**を含む。

※3 うち、食費・光熱水費分 **+0.09%**

※4 うち、令和6年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 **+0.44%**

配分に当たっては、令和7年度補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持する。

※5 うち、後発医薬品への置換えの進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化等による効率化 **▲0.15%**

※6 うち、※1～5を除く改定分 **+0.25%**

各科改定率 内科 **+0.28%**、歯科 **+0.31%**、調剤 **+0.08%**

* 実際の経済・物価の動向が令和8年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には、上記※1～※3（特例的な対応を除く。）について、令和9年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う。

（2）薬価等 **▲0.87%**（薬価 **▲0.86%**、材料価格 **▲0.01%**）

イノベーションの推進について、製薬企業の予見可能性を高める観点から、市場拡大再算定の類似品の薬価引下げ（いわゆる共連れ）を廃止し、薬価改定以外の機会も含め、自品の販売額による市場拡大再算定の対象とすることとするほか、要件の明確化を行う。また、医薬品の安定供給の確保の観点から、最低薬価について物価動向を踏まえた対応等を行う。

○介護報酬改定 **+2.03%**

令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。

・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。

・ 生産性向上や協働化に取り組み事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。

※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

・ 介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

○障害福祉サービス等報酬改定 **+1.84%**

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。

・ 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。

・ 生産性向上や協働化に取り組み事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せを措置する。

※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置。

医療機関や薬局、介護施設等における経営の改善及び従事者の処遇改善については、令和7年度補正予算において、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置した。

- ・ 医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援
- ・ 施設整備の促進に対する支援
- ・ 福祉医療機構による優遇融資等の実施
- ・ 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援
- ・ 介護事業所・施設のサービス継続に対する支援
- ・ 障害福祉分野における賃上げに対する支援

令和8年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

（ ）内は令和7年度当初予算額。〔 〕内は令和7年度補正予算に計上された事項。以下同じ。

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

地域医療・介護の提供体制の確保

○質が高く効率的な医療提供体制の確保 843億円 (777億円)

- 新たな地域医療構想の推進、勤務医の働き方改革の推進、在宅医療の推進等のための地域医療介護総合確保基金等による支援
- 医師偏在対策の推進、医療従事者の働き方改革の推進
- 人生会議（ACP）の普及・啓発活動の更なる推進
- 特定行為研修の推進、多様なニーズに合わせた看護師の養成等による看護師確保の推進
- 薬局機能の見える化の推進、薬局機能及び薬剤師サービスの高度化 等

- ・ 生産性向上に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】
- ・ 病床数の適正化に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】
- ・ 医師偏在是正に向けたリカレント教育の実施や医師マッチングへの支援等
- ・ 特定行為研修修了者の養成・ナースセンターの活用等による看護師確保の推進

○救急・災害医療提供体制の確保 118億円 (115億円)

- ドクターヘリの活用による救急医療体制の確保
- 医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT等の体制整備等による災害に備えた危機管理体制強化

- ・ ドクターヘリの運航維持、国民保護事案発生時等における救急・災害医療体制の確保

○小児・周産期医療提供体制の確保 20億円 (4.2億円)

- 周産期母子医療センター等への支援
- 地域における小児医療の機能強化と医療連携体制の構築 等

- ・ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援【医療・介護等支援パッケージ】
- ・ 周産期医療の連携体制、希望に応じて安全な無痛分娩が選択できる体制の構築

○地域包括ケアシステムの更なる深化・推進 2,357億円 (2,417億円)

- 地域医療介護総合確保基金等による地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や介護従事者の確保支援
- 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援
- 保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化
- 介護職員等処遇改善加算の取得支援
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づいた認知症施策の推進
- 介護施設等の防災・減災対策の推進 等

- ・ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】
- ・ 社会福祉法人の連携・協働の推進【医療・介護等支援パッケージ】
- ・ 介護支援専門員の確保・資質向上や介護人材の確保・育成、定着に向けた取組支援
- ・ 自治体の認知症施策推進計画の策定支援等

令和8年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

創薬力等強化に向けた医薬品・医療機器等のイノベーションの推進、安定供給や品質・安全性の確保等

○ 研究開発環境の整備、創薬シーズ・医療機器の実用化支援

71億円（65億円）

- 国際水準の治験・臨床試験の実施環境の整備
- 小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化
- 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ(疾患登録システム)の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進
- 創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化
- リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進
- 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進
- 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の支援体制の強化

- ・ 革新的医薬品等実用化支援基金の造成による創薬環境の整備
- ・ 後発医薬品製造基盤整備基金の造成による後発医薬品企業の商品目録統合等に向けた設備投資等の支援
- ・ ファースト・イン・ヒューマン（FIH）試験実施体制の整備
- ・ 再生医療等の臨床研究支援等に係る基盤の体制整備・強化
- ・ 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化
- ・ 臨床研究中核病院に対する国際共同治験・臨床試験対応能力の強化

○ 研究開発によるイノベーションの推進

557億円（548億円）

- がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進
- 産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発
- 日本医療研究開発機構（AMED）における研究、厚生労働科学研究の推進

- ・ がん・難病の全ゲノム解析における質の高い情報基盤の構築、研究の推進
- ・ AIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備

○ 医薬品等の安定供給の推進

16億円（1.6億円）

- 医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援
- 製薬企業の供給情報の把握に係る情報システムの運用・整備
- 献血血液の確保対策
- バイオ後続品の製造人材育成確保の推進

- ・ 医薬品卸業者に対する継続的な安定供給のための支援
- ・ 抗菌薬等や人工呼吸器の国内在庫の確保等に向けた体制整備への支援
- ・ 海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援
- ・ バイオ後続品の国内生産体制整備計画に対する支援
- ・ 血漿分画製剤の確保対策

○ 医薬品等の品質確保・安全対策の推進、薬物対策

3.5億円（2.7億円）

- 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化
- 違法薬物の取締りのための国際機関との連携の強化
- ・ 薬剤師等を活用した市販薬の濫用防止対策の推進、薬物対策

医療・介護分野におけるDXの推進、「攻めの予防医療」の推進等

○ 医療・介護分野におけるDXの推進

37億円（42億円）

- 介護分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進

- ・ マイナ保険証の利用促進に向けた取組
- ・ 全国医療情報プラットフォームにおける、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋、公費負担医療制度等のオンライン資格確認、予防接種のデジタル化等の推進
- ・ 診療報酬改定DXの取組の推進
- ・ 自治体検診における医療機関等との連携の推進
- ・ 医療安全の向上・物流DXの推進に資する医薬品・医療機器等製品データベース構築
- ・ 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化
- ・ 統合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修
- ・ 介護情報基盤の整備や介護テクノロジー開発企業等への支援等に向けた取組の強化
- ・ 介護テクノロジー導入・協働化、経営改善等に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】
- ・ 障害福祉分野におけるテクノロジー導入等に対する支援【医療・介護等支援パッケージ】

令和8年度厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

○ 歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進 26億円（27億円）

- 生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進
- 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築
- 健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進
- 地域の実情に応じた介護予防・リハビリテーションの推進
 - ・ 生涯を通じた歯科健診を行う環境整備の推進

○ がん対策、循環器病対策等の推進 390億円（399億円）

- がん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進
- 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築
- リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進等
 - ・ 科学的根拠に基づきがん検診の受診率向上に向けた取組の推進

○ 重症化を含む予防施策の推進、女性の健康づくり 33億円（27億円）

- 女性の健康総合センターにおける診療機能の充実及び研究の推進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- 糖尿病性腎症の重症化予防事業、予防・健康づくりに関する大規模実証事業等への支援
- 女性の健康や睡眠を含むスマート・ライフ・プロジェクト（SLP）の推進
 - ・ 女性の健康総合センターを中心とした女性特有の健康課題への対応の推進

難病・移植医療・肝炎対策の推進等

○ 難病・小児慢性特定疾病、移植医療、肝炎対策の推進等 3,506億円（4,101億円）

- 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進
- 移植医療対策の推進
- 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進、B型肝炎訴訟の給付金等の支給
- 原爆被爆者等の援護
 - ・ 実績のある移植実施施設への支援等による移植医療対策の推進
 - ・ B型肝炎訴訟の給付金等の支給

○ 食の安全・安心の確保 32億円（30億円）

感染症対策の体制強化、国際保健への戦略的取組等

○ 次なる感染症危機に備えた体制強化 328億円（302億円）

- 国立健康危機管理研究機構の情報収集・研究開発基盤・感染症危機に備えた人材育成体制等の強化
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
- 平時からの計画的な個人防護具の備蓄
- ワンヘルス・アプローチに基づき人獣共通感染症対策の推進等
 - ・ 国立健康危機管理研究機構の機能強化
 - ・ プレパンドミックスワクチン、感染症危機対応医薬品等（MCM）の確保等
 - ・ CBRNEテロ対策として必要な医薬品の備蓄強化

○ 国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等 82億円（20億円）

- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現に向けた会議の開催や関係国際機関等への拠出
- 諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進等
 - ・ 関係国際機関等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）等の推進

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

○ 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担 10兆5,566億円（10兆2,779億円）

- 国民健康保険への財政支援 3,071億円（3,071億円）
- 被用者保険への財政支援 1,453億円（1,253億円）

令和8年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援

- 中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援
1,961億円（2,003億円）
- 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援（「賃上げ」支援助成金パッケージ）
- 生産性向上による賃上げに取り組む企業に対する伴走型支援の実施
- 生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等による支援
- 正社員転換・処遇改善に取り組む事業主に対する助成や求職者支援制度を通じた非正規雇用労働者への支援の推進

- ・ 最低賃金引上げに対応した業務改善助成金による中小企業等の賃上げ支援
- ・ 生活衛生関係営業者の物価高騰への対応に向けた価格転嫁の取組支援等

- （ジョブ型人事）
- 個々の企業の実態に応じたジョブ型人事指針の周知
- （労働移動の円滑化）
- 「job tag」や「しよくばらば」の充実・活用促進、リ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備・活用促進
- 賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主への支援
- ハローワークにおけるAIの活用の実証

- ・ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の実施

リ・スキリング、ジョブ型人事、労働移動の円滑化の推進

- リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化
1,881億円（1,932億円）
- （リ・スキリング）
- 教育訓練給付等の活用による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しや企業における人材育成の支援の促進
- 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充
- スキルの階層化・標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進
- 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援
- 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進
- 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施
- 2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機とした若年層に対する技能尊重の機運醸成や技能労働者のスキル向上に向けた支援策の強化

人材確保の支援

- 深刻化する人手不足への対応
507億円（484億円）
- ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）等による医療・介護分野等へのマッチング支援の強化
- 雇用管理制度等の導入及び賃上げにより従業員の定着・確保を図る事業主への支援の拡充
- シルバー人材センター等を活用した、高齢者の就労による社会参加の促進、高齢期の多様なニーズに応じたマッチングの推進
- 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人人材の確保等に向けた実態把握等

- ・ 医療・介護分野等へのマッチング支援の強化のためのハローワークの体制整備【医療・介護等支援パッケージ】
- ・ シルバー人材センターによる高齢者就業機会確保に向けた体制整備支援

令和8年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組等

- **就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進**
492億円（460億円）
 - ▶ 就職氷河期世代を含む中高年層への就労支援
 - ▶ ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援
 - ▶ 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進
 - ▶ 地域若者サポートステーションによる就労支援
 - ▶ 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備
 - ▶ 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進等
- **多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進**
1,292億円（1,289億円）
 - ▶ 勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進
 - ▶ 年次有給休暇の取得促進や多様な働き方の環境整備
 - ▶ 適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進
 - ▶ 仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替の体制整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援
 - ▶ 共働き・子育て推進に向けた、社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進
 - ▶ 両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付金や育児期に時短勤務を選択した場合に支給する育児時短就業給付金による支援
 - ▶ 勤務間インターバル制度導入促進のための支援
 - ▶ 労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施

○ **ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現**

- ▶ カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進
- ▶ 地域産業保健センター等における体制整備や相談支援の充実による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進
- ▶ 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進

75億円（67億円）

○ **フリーランスの就業環境の整備**

- ▶ フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル110番における相談支援の実施

2.3億円（2.3億円）

女性の活躍促進

○ **男女間賃金差異の解消、女性管理職比率の向上に向けた取組の推進**

- ▶ 男女間賃金差異の解消等に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングや情報提供の実施

5.2億円（5.5億円）

○ **子育て中の女性等に対する就職支援の実施**

- ▶ マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

45億円（42億円）

○ **女性の健康課題に取り組む事業主への支援**

- ▶ 女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援

1.6億円（1.6億円）

令和8年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

Ⅲ. 包括的な地域共生社会の実現等

地域共生社会の実現等

- **生活困窮者自立支援等の推進** **898億円（833億円）**
 - ▶ 自立相談支援事業における住まい支援等の推進、就職氷河期世代を含む就労訓練事業の普及促進
 - ▶ 子どもの学習・生活支援事業等の推進
 - ・ 生活困窮者等に対する自立支援の機能強化
- **生活保護制度の着実な推進** **85億円（89億円）**
 - ▶ 生活保護受給者の適正受診・健康管理の推進
 - ▶ 生活保護業務を担う福祉事務所の適切な体制確保

* 臨時・特例的に生活扶助基準に上乘せしている特例加算について、1,000円引上げ（令和8年10月～：1人当たり月額2,500円）

- ・ 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応
- ・ ケースワーカーの業務負担軽減の推進、デジタル技術の活用等

○ 障害支援の促進、依存症対策の推進 **1兆8,720億円（1兆7,113億円）**

- ▶ 障害福祉サービス事業所等の整備の推進
- ▶ 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進
- ▶ 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進
- ▶ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
- ▶ 地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援等
- **成年後見制度の適正な利用の推進** **46億円（48億円）**
 - ▶ 都道府県・市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - ・ 成年後見制度と権利擁護支援等の連携強化

○ 相談支援・地域づくり等による包括的な支援体制の整備 **1,015億円（885億円）**

- ▶ 生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備
- ▶ 過疎地域等における既存の相談支援・地域づくり事業の機能集約等

※ 就職氷河期世代等の支援に関連する事業（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの施策）をとりまとめると、1,439億円

- ・ 地域との連携・協働を図るモデル事業の実施による互助機能の強化
- ・ DWATの養成等による災害時の福祉支援体制の強化

○ 困難な問題を抱える女性への支援の推進 **52億円（51億円）**

- ▶ 官民協働等による自立支援のための就職支援等の推進
 - ・ 困難な問題を抱える女性の地域移行支援の推進

○ 自殺総合対策、ひきこもり支援の推進 **58億円（58億円）**

- ▶ 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進
- ▶ 地方自治体における広域連携等を通じたひきこもり相談支援の取組の推進等
 - ・ 自殺対策の強化

安心してできる年金制度の確立 **13兆8,231億円（13兆6,129億円）**

- 持続可能で安心できる年金制度の運営

戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進

- 遺骨収集等の計画的実施、遺骨の鑑定等に関する体制整備 **34億円（33億円）**
- 戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承 **12億円（11億円）**
 - ・ 地域における戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承の推進

被災者・被災施設の支援等 **129億円（114億円）**

- 被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等
 - ・ 災害からの復興・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化

参考資料

令和8年度の消費税増収分の使途

〈令和8年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：17.6兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1

（平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.5兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

4.1兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

8.8兆円

（注1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

（注2）総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

（注3）「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定財源として、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分（令和8年度予算約2,000億円）の活用を図ることとしている。

令和8年度における「社会保障の充実」(概要)

		(単位:億円)		
事項	事業内容	令和8年度 予算案	(参考) 令和7年度 予算額	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 ^(注3)	前年同額	7,000	
	育児休業中の経済的支援の強化 ^(注4)	前年同額	979	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金(医療分) ・診療報酬改定における消費税増収分等の活用分	960 1,563	909 1,615
		地域包括ケアシステムの構築 ・平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等) ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 ・地域医療介護総合確保基金(介護分) ・令和4年度における介護職員の処遇改善 ・令和6年度における介護職員の処遇改善	前年同額 508 430 前年同額 前年同額	1,196 414 524 752 689
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	前年同額	693
		被用者保険の拠出金等に対する支援	前年同額	900
		70歳未満の高額療養費制度の改正	前年同額	248
		介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	前年同額	1,190
		介護保険保険者努力支援交付金	前年同額	200
		国民健康保険への財政支援の拡充 (低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等)	前年同額	3,816
		国民健康保険の産前産後保険料の免除	前年同額	15
	難病・小児慢性特定疾病への対応	子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止	前年同額	47
難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等		前年同額	2,089	
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	前年同額	644	
	年金生活者支援給付金の支給	前年同額	3,958	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	110	108	
合計		27,987	27,986	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。
(注3) 「子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実」の国費分については全額子ども家庭庁に計上。
(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国費分については他省庁分を含む。

令和8年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

		(単位:億円)	
事項	事業内容	令和8年度 予算案	(参考) 令和7年度 予算額
待機児童の解消	・「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。 ^(注3)	前年同額	722
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。 ^(注3)		8,858
介護人材の処遇改善	・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。		1,003
高等教育の無償化	・少子化に対処するため、扶養する子供が3人以上の多子世帯や低所得者世帯の高等教育費の負担を軽減できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。 ^{(注3)(注4)}		6,400
合計			16,983

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
(注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。
(注3) 「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額子ども家庭庁に計上。
(注4) 令和8年度予算案において7,133億円(国及び地方の合計額)を計上。

Ⅲ 主要施策集

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

地域医療・介護の提供体制の確保 19

- 質が高く効率的な医療提供体制の確保
 - ▶ 新たな地域医療構想の推進、勤務医の働き方改革の推進、在宅医療の推進等のための地域医療介護総合確保基金等による支援 19
 - ▶ 医師偏在対策の推進、医療従事者の働き方改革の推進 22
 - ▶ 人生会議（ACP）の普及・啓発活動の更なる推進 27
 - ▶ 特定行為研修の推進、多様なニーズに合わせた看護師の養成等による看護師確保の推進 28
 - ▶ 薬局機能の見える化の推進、薬局機能及び薬剤師サービスの高度化 30
- 救急・災害医療提供体制の確保
 - ▶ ドクターヘリの活用による救急医療体制の確保 32
 - ▶ 医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT等の体制整備等による災害に備えた危機管理体制強化 33
- 小児・周産期医療提供体制の確保
 - ▶ 周産期母子医療センター等への支援 38
 - ▶ 地域における小児医療の機能強化と医療連携体制の構築 39
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
 - ▶ 地域医療介護総合確保基金等による地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や介護従事者の確保支援 40
 - ▶ 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援 43
 - ▶ 保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化 47
 - ▶ 介護職員等処遇改善加算の取得支援 48
 - ▶ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づいた認知症施策の推進 49
 - ▶ 介護施設等の防災・減災対策の推進 51

創薬力等強化に向けた医薬品・医療機器等のイノベーションの推進、安定供給や品質・安全性の確保等 53

- 研究開発環境の整備、創薬シーズ・医療機器の実用化支援
 - ▶ 国際水準の治験・臨床試験の実施環境の整備 53
 - ▶ 小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化 55
 - ▶ 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ(疾患登録システム)の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進 57
 - ▶ 創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化 58
 - ▶ リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進 59
 - ▶ 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進 62
 - ▶ 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の支援体制の強化 63
- 研究開発によるイノベーションの推進
 - ▶ がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進 64
 - ▶ 産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発 65
 - ▶ 日本医療研究開発機構（AMED）における研究、厚生労働科学研究の推進 66
- 医薬品等の安定供給の推進
 - ▶ 医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援 68
 - ▶ 製薬企業の供給情報の把握に係る情報システムの運用・整備 71
 - ▶ 献血血液の確保対策 72
 - ▶ バイオ後続品の製造人材育成確保の推進 73
- 医薬品等の品質確保・安全対策の推進、薬物対策
 - ▶ 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化 74
 - ▶ 違法薬物の取締りのための国際機関との連携の強化 78

I. 社会の構造変化に対応した保健・医療・介護の構築

医療・介護分野におけるDXの推進、「攻めの予防医療」の推進等 79

- 医療・介護分野におけるDXの推進
 - ▶ 介護分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進 79
- 歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進
 - ▶ 生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進 84
 - ▶ 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築 86
 - ▶ 健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進 87
 - ▶ 地域の実情に応じた介護予防・リハビリテーションの推進 88
- がん対策、循環器病対策等の推進
 - ▶ がん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進 89
 - ▶ 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築 93
 - ▶ リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進 95
- 重症化を含む予防施策の推進、女性の健康づくり
 - ▶ 女性の健康総合センターにおける診療機能の充実及び研究の推進 97
 - ▶ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進 98
 - ▶ 糖尿病性腎症の重症化予防事業、予防・健康づくりに関する大規模実証事業等への支援 99
 - ▶ 女性の健康や睡眠を含むスマート・ライフ・プロジェクト（SLP）の推進 102

難病・移植医療・肝炎対策の推進等 103

- 難病・小児慢性特定疾病、移植医療、肝炎対策の推進等
 - ▶ 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進 103
 - ▶ 移植医療対策の推進 104
 - ▶ 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進、B型肝炎訴訟の給付金等の支給 105
 - ▶ 原爆被爆者等の援護 107
- 食の安全・安心の確保 108

感染症対策の体制強化、国際保健への戦略的取組等 . . . 109

- 次なる感染症危機に備えた体制強化
 - ▶ 国立健康危機管理研究機構の情報収集・研究開発基盤・感染症危機に備えた人材育成体制等の強化 109
 - ▶ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 110
 - ▶ 平時からの計画的な個人防護具の備蓄 111
 - ▶ ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進 112
- 国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等
 - ▶ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現に向けた会議の開催や関係国際機関等への拠出 113
 - ▶ 諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進 116

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保 117

- 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担
- 国民健康保険への財政支援
- 被用者保険への財政支援

II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援・・・121

- 中小・小規模企業等に対する賃上げ支援、非正規雇用労働者への支援
 - ▶ 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援（「賃上げ」支援助成金パッケージ）・・・121
 - ▶ 生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等による支援・・・122
 - ▶ 正社員転換・処遇改善に取り組む事業主に対する助成や求職者支援制度を通じた非正規雇用労働者への支援の推進・・・123

リ・スキリング、ジョブ型人事、労働移動の円滑化の推進・・・125

- リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事指針の周知、成長分野等への労働移動の円滑化
 - （リ・スキリング）
 - ▶ 教育訓練給付等の活用による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しや企業における人材育成の支援の促進・・・125
 - ▶ 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充・・・128
 - ▶ スキルの階層化・標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進・・・130
 - ▶ 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援・・・132
 - ▶ 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進・・・133
 - ▶ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施・・・134
 - ▶ 2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機とした若年層に対する技能尊重の機運醸成や技能労働者のスキル向上に向けた支援策の強化・・・135

（労働移動の円滑化）

- ▶ 「job tag」や「しよくばらぼ」の充実・活用促進、リ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備・活用促進・・・137
- ▶ 賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主への支援・・・141
- ▶ ハローワークにおけるAIの活用の実証・・・142

人材確保の支援・・・143

- 深刻化する人手不足への対応
 - ▶ ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）等による医療・介護分野等へのマッチング支援の強化・・・143
 - ▶ 雇用管理制度等の導入及び賃上げにより従業員の定着・確保を図る事業主への支援の拡充・・・144
 - ▶ シルバー人材センター等を活用した、高齢者の就労による社会参加の促進、高齢期の多様なニーズに応じたマッチングの推進・・・145
 - ▶ 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握・・・148

II. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組等・・・151

- 就職氷河期世代、障害者や高齢者等多様な人材の活躍促進
 - ▶ 就職氷河期世代を含む中高年層への就労支援・・・151
 - ▶ ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援・・・154
 - ▶ 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進・・・157
 - ▶ 地域若者サポートステーションによる就労支援・・・158
 - ▶ 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備・・・159
 - ▶ 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進・・・160
- 多様な働き方の実現に向けた環境整備、仕事と育児・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進
 - ▶ 勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進・・・161
 - ▶ 年次有給休暇の取得促進や多様な働き方の環境整備・・・162
 - ▶ 適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進・・・164
 - ▶ 仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替の体制整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援・・・166
 - ▶ 共働き・共育で推進に向けた、社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進・・・168
 - ▶ 両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付金や育児期に時短勤務を選択した場合に支給する育児時短就業給付金による支援・・・169
 - ▶ 勤務間インターバル制度導入促進のための支援・・・170
 - ▶ 労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施・・・171

- ハラスメント対策の推進、安心安全な職場環境の実現
 - ▶ カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進・・・173
 - ▶ 地域産業保健センター等における体制整備や相談支援の充実による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進・・・174
 - ▶ 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進・・・176

- フリーランスの就業環境の整備
 - ▶ フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル110番における相談支援の実施・・・177

女性の活躍促進・・・179

- 男女間賃金差異の解消、女性管理職比率の向上に向けた取組の推進
 - ▶ 男女間賃金差異の解消等に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングや情報提供の実施・・・179
- 子育て中の女性等に対する就職支援の実施
 - ▶ マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施・・・181
- 女性の健康課題に取り組む事業主への支援
 - ▶ 女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援・・・182

【参考】「賃上げ」支援助成金パッケージ・・・184

Ⅲ. 包摂的な地域共生社会の実現等

地域共生社会の実現等 185

- 生活困窮者自立支援等の推進
 - 自立相談支援事業における住まい支援等の推進、就職氷河期世代を含む就労訓練事業の普及促進 185
 - 子どもの学習・生活支援事業等の推進 190
- 生活保護制度の着実な推進
 - 生活保護受給者の適正受診・健康管理の推進 191
 - 生活保護業務を担う福祉事務所の適切な体制確保 192
- 障害者支援の促進、依存症対策の推進
 - 障害福祉サービス事業所等の整備の推進 193
 - 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進 194
 - 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進 195
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進 196
 - 地域における依存症対策の支援体制整備、調査研究推進、民間団体支援 197
- 成年後見制度の適正な利用の推進
 - 都道府県・市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進 198
- 相談支援・地域づくり等による包括的な支援体制の整備
 - 生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備 199
 - 過疎地域等における既存の相談支援・地域づくり事業の機能集約 200

- 困難な問題を抱える女性への支援の推進
 - 官民協働等による自立支援のための就職支援等の推進 201
- 自殺総合対策、ひきこもり支援の推進
 - 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進 202
 - 地方自治体における広域連携等を通じたひきこもり相談支援の取組の推進 204

安心できる年金制度の確立 205

- 持続可能で安心できる年金制度の運営

戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進 206

- 遺骨収集等の計画的実施、遺骨の鑑定等に関する体制整備
- 戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承

被災者・被災施設の支援等 208

- 被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

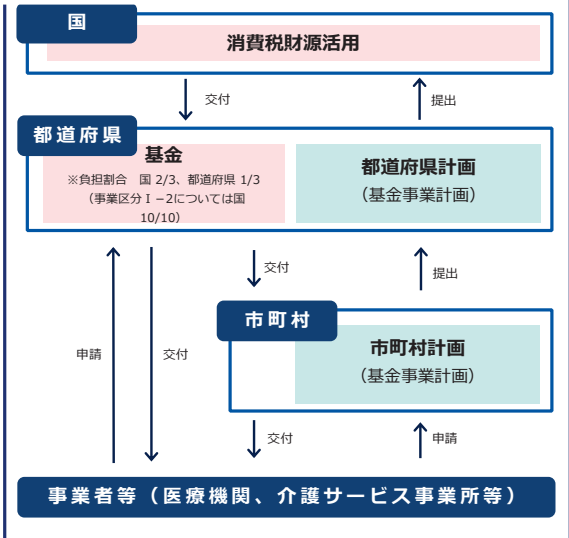
令和8年度当初予算案 647億円（613億円）※（）内は前年度当初予算額

※国負担：医療分 647億円
※公費：医療分 960億円

1 事業の目的

- 病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬などの役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

4 対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
 - II 居宅等における医療の提供に関する事業
 - III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
 - IV 医療従事者の確保に関する事業
 - V 介護従事者の確保に関する事業
 - VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業【所要の法改正に伴い見直しを予定】
- 新区分 生産性向上支援に関する事業【所要の法改正を行う予定】

5 事業実績

◆ 令和6年度交付決定額：736億円（47都道府県で実施）

令和8年度当初予算案 4.7億円（3.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

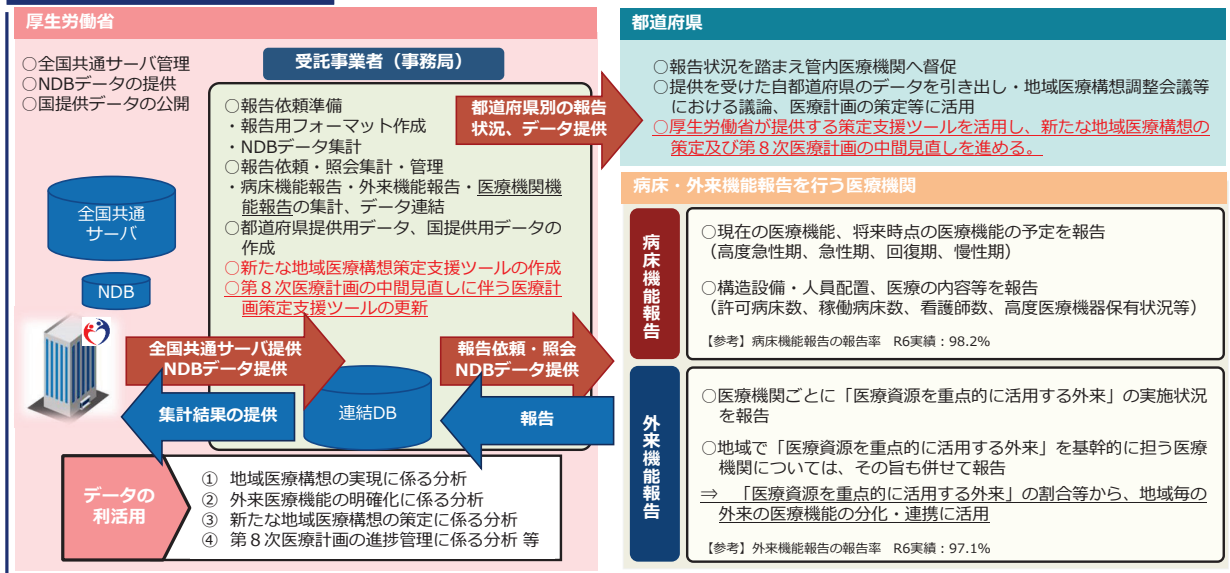
「経済財政運営と改革の基本方針」及び「全世代型社会保障検討会議」等の示す政策工程への対応や、地域医療構想の実現、第8次医療計画（医師確保計画・外来医療計画を含む）の進捗管理等に活用するため、病床機能の分化・連携に向けた病床機能報告及び外来機能の分化・連携に向けた外来機能報告の集計等を引き続き実施するほか、改正医療法に基づき令和8年度から新たに開始される医療機関機能報告の集計等を行う。

また、今後、都道府県において、新たな地域医療構想を策定する必要があることから、策定に当たって必要となる策定支援ツールを当該事業において開発し、各都道府県に提供する。

2 実施主体

委託事業
（公募等により決定）

3 事業の概要・スキーム

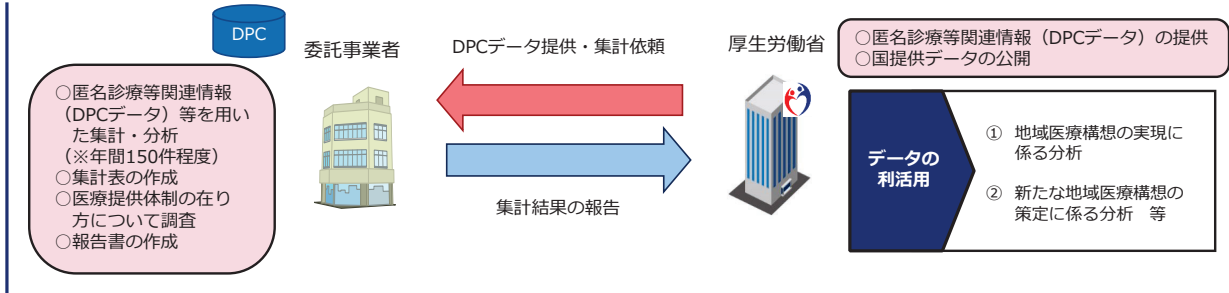


令和8年度当初予算案 21百万円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 新たな地域医療構想について、令和7年度中に国においてガイドラインを策定し、令和8年度中に都道府県が地域医療構想における将来の方向性や病床の必要量等の検討を行うこととしている。その後、令和9年度以降に新たな地域医療構想の事項として、構想区域、医療機関機能の分化・連携、医療機関機能の見直し等を定める必要がある中、各都道府県が地域の医療提供体制の実情を把握し、策定に向けた検討が行えるよう、国において匿名診療等関連情報等の集計・分析・調査等を行い、必要な項目について地域医療構想策定支援ツールへの反映等を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：委託事業（公募により決定）

令和8年度当初予算案 20億円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業の概要

【事業概要】

- 施設整備事業**
診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備に対する補助を行う。
- 設備整備事業**
診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。
- 地域への定着支援事業**
診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

【実施主体】

- 重点区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）

3 補助基準額等

①施設整備事業

基準面積	診療部門	
	・無床の場合	160㎡
	・有床の場合（5床以下）	240㎡
	・有床の場合（6床以上）	760㎡
	診療部門と一体となった医師・看護師住宅	80㎡
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

②設備整備事業

基準額 (1か所当たり)	診療所として必要な医療機器等購入費	16,500千円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

③地域への定着支援事業

基準額	診療日数（129日以下） 6,200千円+（71千円×実診療日数）等
補助率	国4/9 都道府県2/9 事業者1/3

令和8年度当初予算案 4.6億円 (一億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、特定機能病院からの医師派遣とは別に、中核病院等からの医師派遣により重点区域の医師を確保するため、重点区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

重点区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4 補助基準額等

基準額：61,000円 × 延日数
対象経費：重点区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用
補助率： 国1/2 都道府県1/4 事業者（派遣元医療機関）1/4

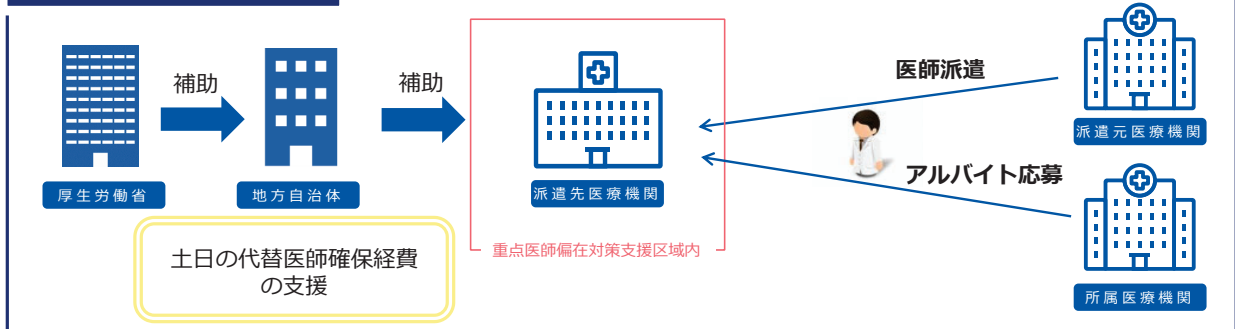
23

令和8年度当初予算案 5.3億円 (一億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務・生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、土日の代替医師確保への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体

重点区域内の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4 補助基準額等

基準額：60,000円 × 延日数 (日直、宿直数)
対象経費：土日祝日の代替医師を雇上にかかる経費
補助率：国1/3 都道府県1/6 事業者（派遣先医療機関）1/2

24

総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業

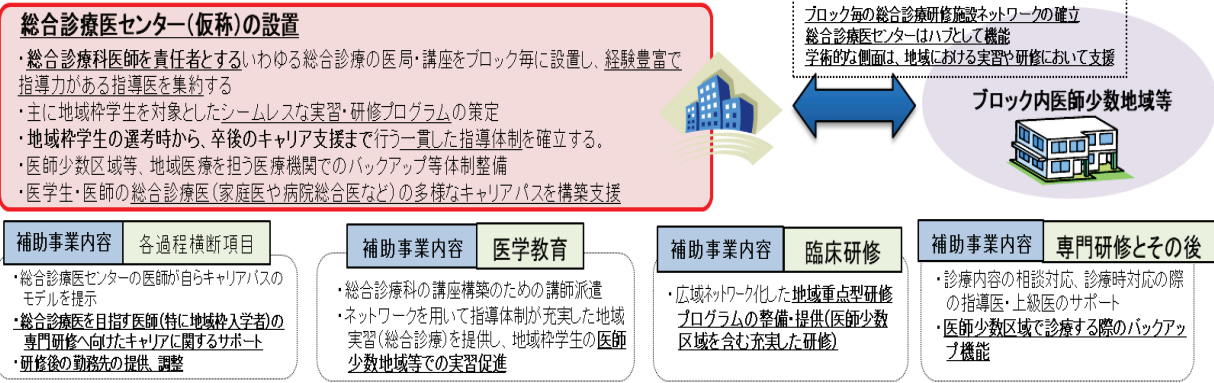
医政局医事課 (4142)

令和8年度当初予算案 4.5億円 (4.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額 1.1億円

1 事業の目的

- 経済財政運営と改革の基本方針2025において、総合的な診療能力を有する医師の育成等の必要な人材を確保するための取組を実施することとされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のひとつとして、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医の養成を推進することを目的としている。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：医師養成課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく大学
 - ◆補助率：定額 ◆事業実績：令和7年度交付対象大学数→12大学
- 秋田大学、福島県立医科大学、新潟大学、金沢大学、福井大学、三重大学、島根大学、広島大学、山口大学、香川大学、愛媛大学、大分大学

25

医療従事者勤務環境改善推進事業

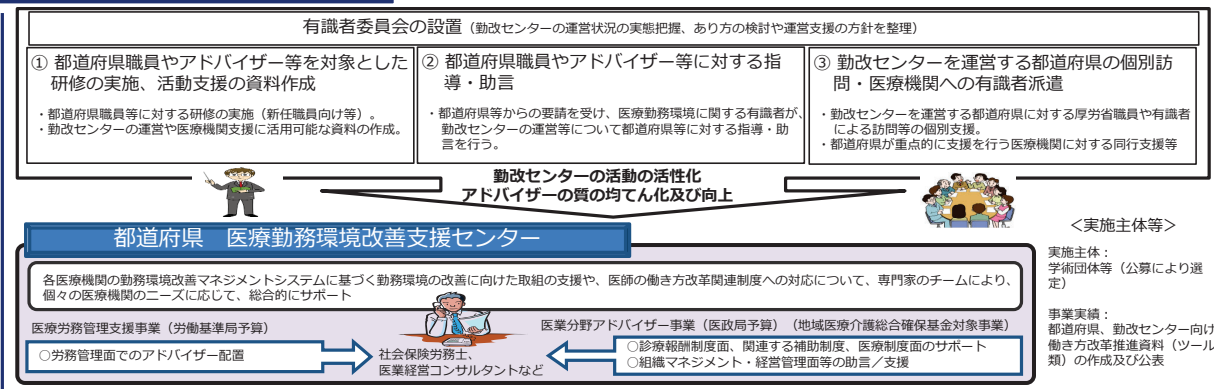
医政局医事課 (内線4409)

令和8年度当初予算案 30百万円 (19百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、医療法に基づき、勤務環境改善マネジメントシステム(※1)が創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センター(※2)が設置されている。
- 動改センターは、各医療機関の勤務環境の改善に向けた取組や、医師の働き方改革関連制度への対応等を総合的に支援しているが、各都道府県により設置時期や取組状況が様々である。このため、有識者による支援委員会を設置し、動改センターの運営状況を把握し、そのあり方や運営支援の方向性を整理した上で、
 - ① 動改センターの運営やアドバイザーの活動の活性化や質の向上に向けた研修等の実施
 - ② 有識者による都道府県職員やアドバイザー等に対する指導・助言
 - ③ 厚労省職員や有識者による動改センターの活動に関する訪問等の個別支援、各都道府県で特に重点的な支援が必要な医療機関に対する同行支援等を実施し、知識のインプットにとどまらず、タスク・シフト/シェアなどによる生産性向上といったアウトプットを意識した、より実践的かつ効率的な医療機関支援を行う環境整備を図る。

2 事業スキーム・実施主体等



26

令和8年度当初予算案 1.1億円 (55百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の相談に適切に対応できる体制を強化するため、医療・ケアチーム（医師、看護師等）の育成研修を全国で実施するとともに、継続性の担保のために講師人材の育成を実施。また、国民への普及啓発も併せて実施している。

2 事業の概要・スキーム

研修事業

医療機関等において人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定に携わっている医師を含む多職種チーム（病院・診療所・訪問看護ステーション・介護老人福祉施設等より、多職種チームで参加することを推奨）

プログラム	主旨、構成内容
講義	ガイドラインに基づいた意思決定（総論）
講義・グループワーク	STEP1：本人の意思決定する力を考える
講義・グループワーク	STEP2：本人の意思の確認ができる場合の進め方
講義	STEP3：本人の意思を推定する
講義	STEP4：本人にとって最善の方針について合意する
グループワーク	STEP3・4
講義・グループワーク	コミュニケーションスキル演習

研修開催実績

平成26・27年度（モデル事業として実施）
15か所49名が研修を修了

平成28～令和元年度（講師人材研修と相談員研修を実施）

346名の講師人材を育成。1,168チーム・4,209名が相談員研修を受講

令和2～令和5年度（病院向け・在宅向けの2プログラムで相談員研修を実施）

882チーム・3,271名が相談員研修を受講（うち在宅向けは1,288施設・1,430名）

令和6年度（基本研修と専門研修の2プログラムを実施）

281チーム・519名が研修を受講（基本研修は83施設・321名、専門研修は198施設・198名）

…平成26～令和6年度の10年間で延8,048名が研修を受講（モデル事業の受講者を含む）

実施主体

委託事業：【研修事業】 コンサルや教育研究機関等を想定 【普及啓発事業】 広告事業者等を想定

普及啓発事業

対象者

- 一般の方（住民、患者）
- 医療・介護従事者以外でACPを周知し、日常生活の中でACPを行うきっかけ作りを行い得る、地域のキーパーソン

事業概要

「人生会議」普及啓発のためのイベントの開催や動画等の資料の作成



※令和2年度事業で作成した普及啓発動画

※令和5年度事業で作成した普及啓発ポスター

普及啓発実績

平成29年度 市民公開講座を実施

平成30年度 一般向け学習サイト作成

(<http://www.med.kobe-u.ac.jp/inseil/>)

令和元年度 普及啓発イベント開催

令和2～令和4年度 普及啓発動画の作成

令和5年度 シンポジウムの開催及び普及啓発ポスター作成

令和6年度 シンポジウムの開催及び普及啓発漫画の作成

令和8年度当初予算案 5.8億円 (5.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要があるため、平成27年に特定行為研修制度を創設した。
- 特定行為研修修了者の活躍は、患者への適時適切な医療の提供に資することから、一層の修了者の養成が求められている。
- そのため、特定行為研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実に資するとともに、特定行為研修の修了には一定期間を要することから、働きながら受講できる体制整備を行う。
- さらに、特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のため、特定行為研修に関する情報共有・情報発信を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

指定研修機関の確保、質の充実

(1) 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業【拡充】

1.2億円 (0.9億円)

指定研修機関の更なる増加を図るため、指定研修機関の設置の準備に必要なカリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援について、箇所数を拡充して実施する。

実施主体：指定研修予定機関

(2) 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業 4.1億円 (4.1億円)

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。

実施主体：指定研修機関

(3) 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業【拡充】

30百万円 (12百万円)

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集する。制度の普及や理解促進に係る周知・広報に資する媒体を作成し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。

実施主体：公募により選定した団体 補助率：10/10

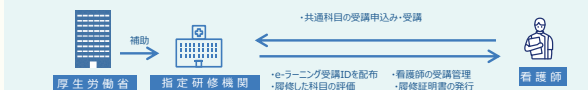
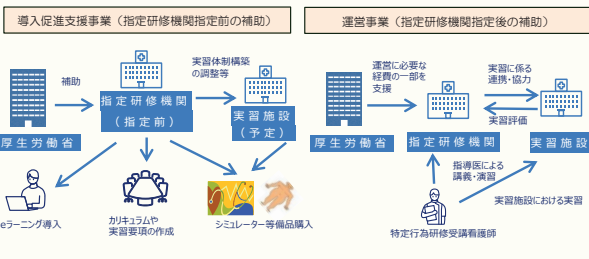
看護師の特定行為研修の受講促進

(4) 看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目

受講促進事業【新規】 19百万円 (-)

全ての看護師に共通科目の受講機会を提供し、看護師の実践能力向上を図るとともに、働きながら特定行為研修を受講する看護師の負担軽減と、研修受講者に対して履修証明書を発行し、指定研修機関への履修免除制度の周知を図る。

実施主体：指定研修機関 補助率：10/10



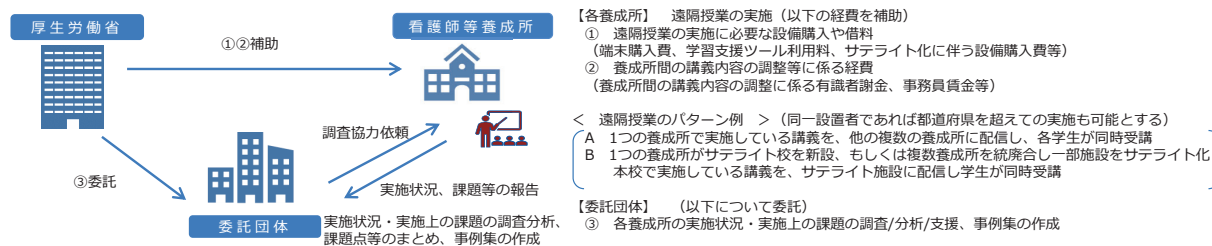
令和8年度当初予算案 87百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・少子化に伴う18歳人口の減少により、看護師等養成所（以下「養成所」という。）への入学者数の減少、定員充足率の低下が顕著であり、学生不足が課題となっている。今後の持続的な看護人材の確保のためには、多様な学生のニーズに合った魅力的な学習環境の整備による総合的な学生確保策の推進が必要である。
- ・一方、養成所の安定的な経営や教育の質の維持向上のためには、既存の施設設備及び教員の有効活用を図ることと同時に、各教員の業務負担の軽減を図ることも必要である。
- ・現場からは、遠隔授業の実施や、受講する場としてのサテライト施設の新設を検討している声もあり（令和6年度実施の都道府県を対象としたアンケートでは遠隔授業の実施については7割、サテライト施設設置については3割のニーズがあると回答）、令和6年度実施の一般社会人を対象としたニーズ調査でも、遠隔授業での受講を希望する声も多数聞かれているところ。
- ・本事業は、遠隔授業の推進を図るための養成所の取り組みに対して支援を行い、多様な背景を持つ学生のニーズにあった魅力的な学習環境の整備、既存施設設備及び教員の有効活用、各教員の授業準備にかかる業務負担の軽減等に資することを目的として実施する。

2 事業の概要・スキーム

- ・看護師等養成所（以下「養成所」という。）においては、各養成所の特性に応じ、遠隔授業を実施。そのために必要な ①設備整備費、②養成所間の講義内容の調整等に係る経費を補助。
- ・③各養成所の実施状況や課題について調査・分析し、複数養成所で同一講義を遠隔で提供する場合の課題や実施内容についてとりまとめる。【委託】



3 実施主体等

◆実施主体：①②看護師等養成所、③シンクタンク等（委託） ◆補助率：定額（10/10相当）

令和8年度当初予算案 2.6億円（2.2億円） ※（）内は前年度当初予算額
 ※令和7年度補正予算案 5.6億円 ※デジタル庁一括計上予算

1 事業の目的

- 薬局機能情報提供制度は、薬局に対し、薬局の機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事が公表を行うものであるが、令和6年4月から、住民・患者の利便性を考慮し、全国の薬局情報を一括で検索することができるよう全国統一的な検索サイト（「医療情報ネット」）を運用している。
- 令和8年度も引き続き、住民・患者・報告機関等の利便性を向上し、また、オープンデータの活用等を通して、薬局機能の見える化を進めている。

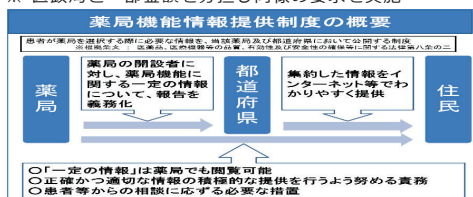
2 事業の概要・スキーム

- (1)事業目的 全国の薬局情報を一括で検索できるよう本事業を行う。
- (2)事業概要

本事業は令和3年度に初期構築、令和5年度に現行の都道府県単位のシステム運用から、全国統一な検索サイト（全国統一システム）に移行を行い、令和6年4月1日から運用を開始している。令和8年度事業では、引き続き全国の薬局の機能に関する情報を検索することができる全国統一システムの運用・保守を行う。

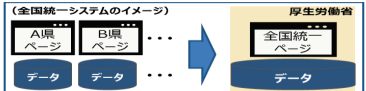
また、薬局機能情報提供制度の全国統一システムのデータベースとして活用することとしている医療機関等情報支援システム(G-M I S)の運用・保守を行う。

※ 医政局と一部金額を分担し同様の要求を実施



薬局機能情報の具体例

- ①管理、運営、サービスに関する事項
基本情報（薬局の名称、営業日、開店時間等）、薬局へのアクセス、対応することができる外国語の種類、費用負担等
- ②提供サービスや地域連携体制に関する事項
認定薬剤師、薬剤服用管理の実施、薬剤情報を記載するための手帳の交付、地域医療連携体制等
- ③実績、結果等に関する事項
医療安全対策に係る事業への参加の有無、居宅等において行う調剤業務の実施件数等



3 実施主体等

実施主体：国（民間事業者等へ委託）

薬局機能高度化推進事業

医薬局総務課
(内線4263・4264)

令和8年度当初予算案 2.4億円(3.6億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 55百万円

1 事業の目的

少子高齢化により在宅医療のニーズが高まり、医療ニーズが増大する中、医療資源の確保が課題となることが想定されている。令和5年度規制改革実施計画においても、在宅医療における円滑な薬物治療の提供への対応が求められており、地域の実情に応じた医薬品提供体制を構築・強化していくことは重要な課題であり、令和7年度予算事業において、地域薬剤師会を通じた地域における医薬品提供体制構築のための委託事業を実施しているところ。さらに、改正薬機法では、国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等を図るため、健康増進支援薬局の認定制度、調剤業務の一部外部委託制度の導入等を実施することとしている。また、薬局薬剤師業務について、引き続き対物業務の効率化、対人業務のさらなる充実を図ることは重要であり、引き続き薬局薬剤師の員数規制の見直しなどに向け、必要な検討を実施することが重要。

このため、①薬局における対物業務の効率化推進、②薬剤師による対人業務のさらなる充実、③薬局制度の見直しに向けた調査・検討、④地域における医薬品提供体制の構築・強化、⑤薬局DX推進のための調査・検討に向けた取組を実施する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

薬局薬剤師の対物業務の効率化、対人業務の充実、薬局制度の見直し、地域における薬局の体制強化を図るため、以下の対応を行う。(※①～③は令和7年度補正予算にて実施)

①薬局における対物業務の効率化推進

・調剤業務の一部外部委託の円滑な施行に向け、委託・受託実施に関するマニュアルを作成

②薬剤師による対人業務のさらなる充実

・健康増進支援に係る薬剤師の資質向上のための研修資材や健康増進支援薬局の普及・推進のための地域住民向け啓発資材の開発を実施

③薬局制度の見直しに向けた調査・検討

・薬局の構造設備・体制に係る制度の見直しや処方箋なしでの医療用医薬品の販売要件の明確化のための調査・検討を実施

④地域における医薬品提供体制の構築・強化

・離島・へき地における薬剤提供体制の構築・強化のための調査・検討(実態把握、課題抽出、対応の検討)を実施

・地域薬剤師会における、薬局間連携推進等による夜間・休日対応、在宅対応等に係る医薬品提供体制の高度化検証、健康増進支援薬局の普及拡大へ向けた周知広報及び自治体等連携体制強化のための事業を実施

⑤薬局DX推進のための調査・検討

・薬局の情報システムのクラウド化・DX・情報連携に向けた調査・検討を実施



3 実施主体等

国(民間事業者等へ委託)

※検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施

拡充

ドクターヘリ導入促進事業

医政局地域医療計画課(内線2550)

令和8年度当初予算案 100億円(99億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

- ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



3 実施主体等

- ◆実施主体: 都道府県(基地病院(救命救急センター))
- ◆補助率: 1/2
- ◆補助基準額(R7): 8区分
3.59億円(飛行時間350時間以上)
3.49億円(飛行時間300以上350時間未満) ~ 2.99億円(飛行時間50以上100時間未満)
2.89億円(飛行時間50時間未満)
- ◆負担割合: 国1/2、都道府県1/2

4 見直し内容

- ◆補助基準額:
令和6年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う

5 事業実績

- 導入状況 46都道府県57機にて事業を実施(令和6年2月1日現在)
- ※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、北海道(2機目、3機目)、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県
平成26年度	1道	北海道(4機目)
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(2機目)
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県
令和5年度	1県	愛知県(2機目)
令和7年度(予定)	1県	長崎県(2機目)

令和8年度当初予算案 12億円 (10億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害派遣医療チーム(DMAT)の各種研修を実施し、DMAT隊員の養成、技能維持や資質向上を図る。また、大規模災害発生時には複数の被災都道府県や災害拠点病院等の関係機関と連携して、広域でのDMATの運用調整等を行う。
- 令和4年の改正医療法により、DMATの養成・登録の仕組みが法定化され、新興感染症への対応を含めたDMATの体制を強化する。
- 災害発生直後に迅速に被災都道府県に入り、被害状況に応じた活動の調整を行えるよう、DMAT事務局の運営・拡充を行う。
- 南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害発生を見据え、従来の医療機関を中心とした支援だけでなく、孤立地域や多数傷病者発生地域への現場派遣に向けたDMAT隊員の養成を強化する。
- 複数の都道府県が被災するような大規模災害発生を想定し、各地域本部の設置・連携や被災地域への医療チーム派遣、地域の実情に即した医療提供体制整備の迅速化に向け、各地域にDMAT事務局の拠点を設置するとともに、平時より各地域に根ざした訓練・研修を行う。
- ドクターヘリを活用した災害時の患者搬送調整の円滑化に向け、全国規模の運用調整を専従で行うドクターヘリ支援本部を設置するとともに、ドクターヘリ運航会社との調整、動態監視システム災害時運用調整、必要な関係省庁との調整等を行う。

2 事業の概要

- DMAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - ①DMAT関連研修
 - 地域別のDMAT関連研修の企画・実施
 - ②大規模地震時医療活動訓練・DMAT地方ブロック訓練
 - ③災害急性期対応研修
 - ④災害医療調査
 - ⑤ IT・データサイエンス専門チームの構築
 - ⑥DMAT連携等国際受援
 - ⑦災害等危機管理専門家養成コース
 - ⑧ブロック拠点設置による災害対応迅速化
 - ⑨ドクターヘリ等を活用した災害時搬送調整

3 実施主体

- ◆委託により実施 (国立健康危機管理研究機構、兵庫県災害医療センター)

4 事業実績

- ◆ DMAT研修修了者数：18,909人 (令和7年4月1日時点)

5 拡充内容

<p>①DMAT隊員養成研修の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ地震や首都直下地震等の最新の被害想定を踏まえ、養成数を拡大することで、支援に必要なDMAT隊員数の確保を図る。(具体的な養成数は、関係省庁との調整・厚労科研究による調査を踏まえて把握する) ☞ R8年度においては、DMAT隊員のチームを養成研修の枠数を拡大し、養成数の増をはかる。 	<p>⑧ブロック拠点設置による災害対応迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国にブロック拠点 (8ブロック) を設置し、ブロック毎に地域に根ざした訓練・研修を実施することで、災害時における被災地域へのアプローチ強化を図る。 ☞ R8年度においては、2ブロック (九州、北海道) を新設し、当該地域での支援体制を確立する。 	<p>⑨ドクターヘリ等を活用した災害時搬送調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針 (R7.3.31改) に基づき、平時より各地域の連絡担当基地病院と連携し、都道府県への調整支援を可能とすることで、災害時にドクターヘリを活用した患者搬送調整の円滑化を図る。 ☞ R8年度においては、ドクターヘリ支援本部をDMAT事務局に新設し、専門人員の確保と調整支援に必要なシステムの導入を行う。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和8年度当初予算案 72百万円 (64百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

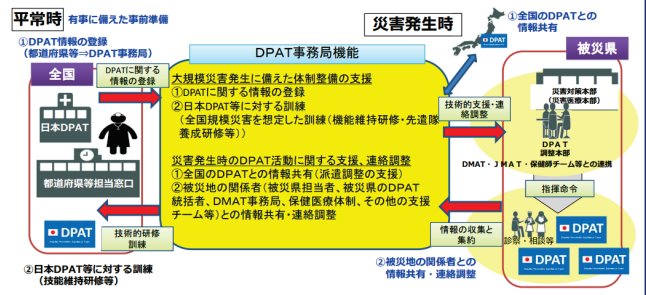
- 災害発生時に、被災地等における精神保健医療ニーズに対応するため、厚生労働省の委託事業としてDPAT事務局を設置し、平常時においては、大規模災害に備えたDPATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施を行い、災害発生時には、全国のDPAT活動に関する支援、連絡調整等を行うことで、DPATの体制整備を行っている。
- DPATはこれまで自然災害を主な活動の場としてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大時には、感染症の専門家やDMAT等と連携し、クラスターの発生した精神科医療機関の業務継続支援を行うなど、感染制御と業務継続の両面の支援を活動を行っている。
- このため、自然災害及び今後の新興感染症等の感染拡大時に対応するため、DPAT事務局運営経費の予算を増額し、体制を拡充する。
- また、発生から概ね48時間以内に被災した都道府県において対応を行う日本DPATを養成するための研修、養成した日本DPATへの技能維持研修や更新研修の回数を増やすために、予算を増額し、日本DPATの体制を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

- DPAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - ① DPAT事務局運営経費 (平常時) (人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費等)
 - ② DPAT活動に係る技術的支援 (都道府県が行うDPAT研修への講師派遣等)

拡充内容

- ③ DPAT隊員養成研修経費 (日本DPAT研修、技能維持研修、更新研修、感染症対応研修等の企画・実施)
- ④ DPAT事務局運営経費 (災害等発生時) (日本DPAT派遣調整、全体管理、人件費、謝金等)



3 実施主体等

- ・ 厚生労働省が選定した委託事業者が実施 (令和7年度の委託先は公益社団法人日本精神科病院協会)

4 事業実績

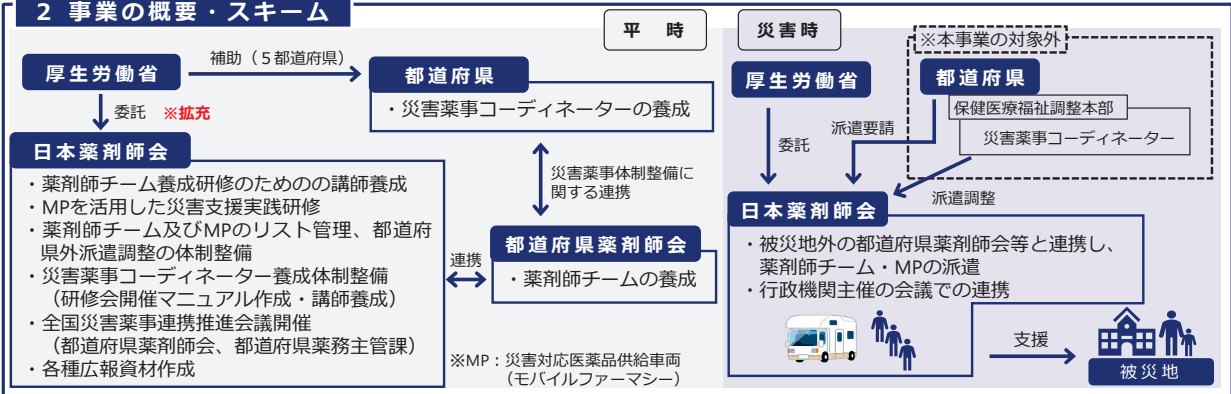
日本DPAT研修修了者：1,260名 (令和7年4月1日時点)

令和8年度当初予算案 25百万円（5百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・災害時の医療提供においては、単に医薬品を確保するだけでは不十分で、医薬品の知識を有し適切に管理・提供できる薬剤師の関与の元に医薬品の流通を確保・管理することが重要である。
- ・第8次医療計画に基づく指針において、災害薬事コーディネーターが被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師と定義され、保健医療福祉調整本部への参画が求められていることから、各都道府県において災害薬事コーディネーターの養成が望まれる。
- ・また、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」では、災害時に薬剤師が円滑に支援活動を行えるような体制の整備等について、とりまとめされている。
- ・そのため、各都道府県が災害薬事コーディネーターを任命するための支援を引き続き行うとともに、災害時における薬事体制の整備を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

国（日本薬剤師会に委託）、都道府県

災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築に係る経費

大臣官房厚生科学課
災害等危機管理対策室
（内線3844）

令和8年度当初予算案 34百万円（34百万円）※（）内は前年度当初予算額 ※デジタル庁計上

※令和7年度補正予算額 86百万円

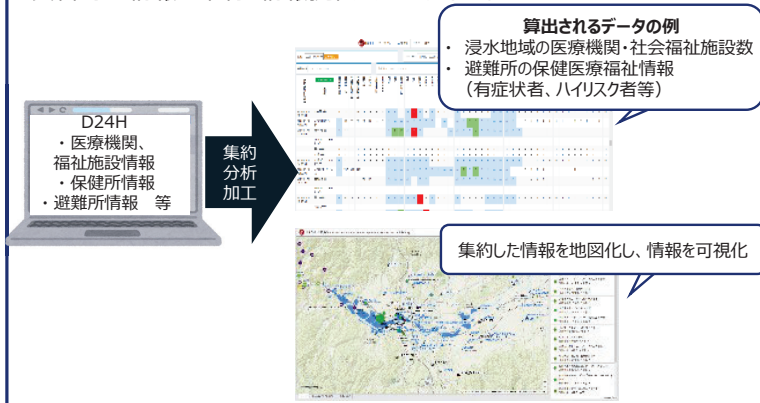
1 事業の目的

災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）は、災害時に医療・福祉施設、避難所などの状況を一元的に把握するためのシステムであり、災害に関する情報を災害対応関係者（国、自治体等）に迅速に提供することにより、災害対応等に関する迅速かつ効率的な意思決定を支援する。

2 事業の概要

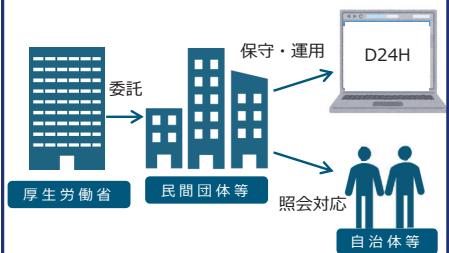
D24Hの保守・運用

- 平時：定期的なデータの更新作業、自治体向け説明会の実施
自治体・保健医療福祉活動チーム等からのD24Hに係る照会対応
- 災害時：情報の集約・情報提供、入力サポート



3 事業のスキーム・実施主体等

実施主体：国からの委託等による実施（民間団体等）

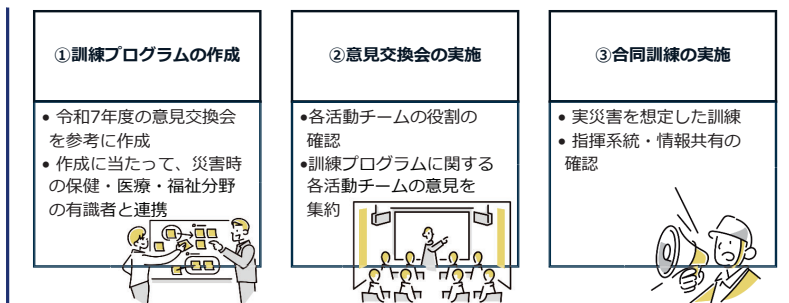


令和8年度当初予算案 13百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

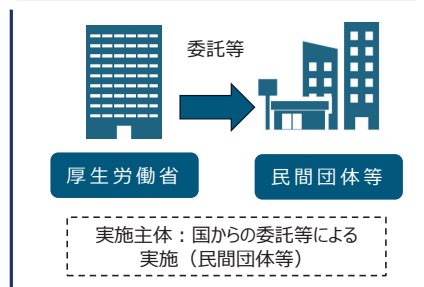
1 事業の目的

- 能登半島地震では、迅速かつ適切な被災者支援を行うために保健医療福祉活動チーム（以下「活動チーム」）間の連携が課題として顕在化した。
- この教訓を踏まえ、平時から活動チーム間の連携体制を構築し、有事の際に一人でも多くの命を救えるよう、即応的かつ組織横断的な支援体制の確立を目的とする。
- 令和8年度は、実災害に活動チームが連携して円滑な対応できるようにするため、訓練プログラムの素案を検討した上で、意見交換会において各活動チームから意見を集約、訓練プログラムに反映しさらに精緻化する。作成した訓練プログラムを用いて、さらなる連携体制の構築を目指した活動チームによる合同訓練を実施する予定である。

2 事業の概要



3 事業のスキーム・実施主体等



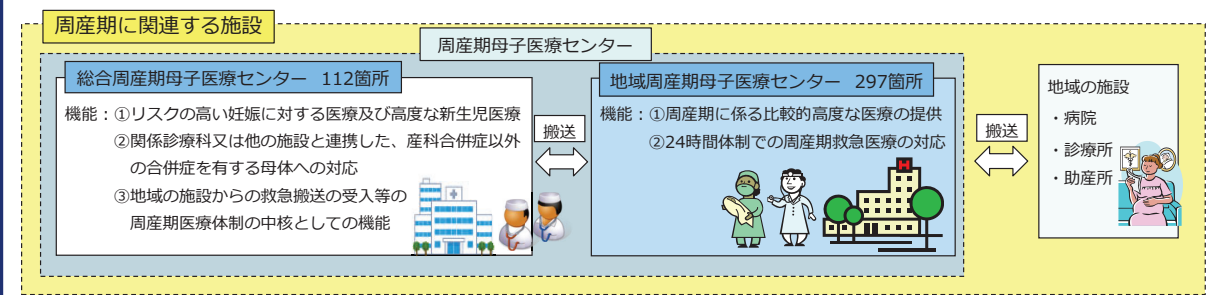
令和8年度当初予算案 9.1億円（医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数）※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療計画に記載された周産期母子医療センターの診療機能、医師、看護師等の確保や処遇改善等に必要な支援を行い、周産期母子医療センターの充実強化について迅速かつ着実に推進することを目的とする。
- 産科、小児科、麻酔科、救急医療の関連診療科を有し、必要な設備・人員等を備え、24時間体制で母体・新生児を受け入れる体制を備えることにより、産科及び産科以外の合併症に対する対応の強化を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等に対する財政支援を行う。例年申請額が予算額を超えていることから、各施設に対する支援を拡充するために予算額を増額して要求する。



3 実施主体等

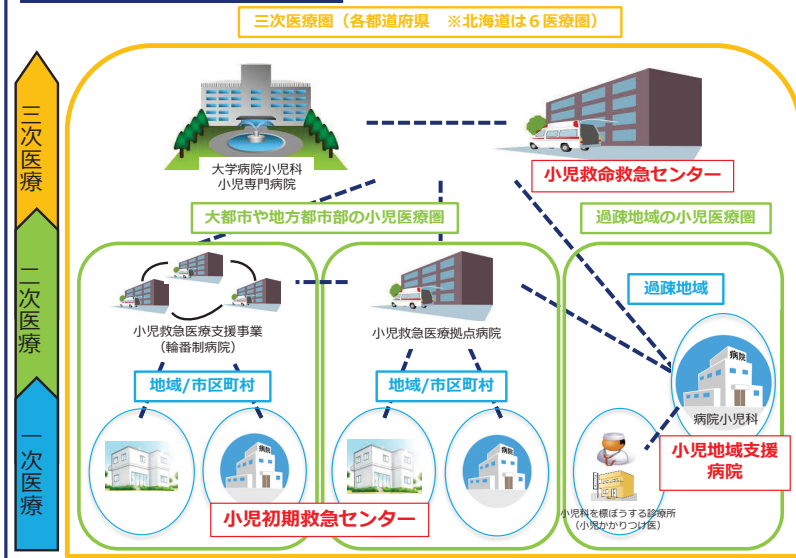
・実施主体：都道府県の医療計画に基づき指定又は認定された周産期母子医療センター ・補助率：国1/3

令和8年度当初予算案 3.8億円 (医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

第8次医療計画における小児医療の体制構築に係る指針において、全ての小児医療圏で小児救急医療を含めて常時小児の診療ができる体制の確保を求めているところ、軽症が多いとされる小児救急患者に対応する小児初期救急体制や、過疎地域において不可欠な小児医療施設の運営、広域搬送を受け入れる小児救命救急センターを支援し、医療機能の明確化や連携体制の構築促進を目的とする。

2 事業の概要・スキーム



・ **小児救命救急センター 設備整備事業 (新規)、運営事業 (拡充)**
救命救急センターを併設していない小児救命救急センターにおける、ドクターカーの初期導入費用や運転手の確保に必要な経費の一部を補助する。

・ **小児地域支援病院運営事業 (新規)**
小児中核病院又は小児地域医療センターがない小児医療圏において最大の病院小児科であり、地理的に孤立した地域に不可欠で、他地域の小児科と統廃合が不適当な病院について、運営費の一部を補助する。

・ **小児初期救急センター運営事業 (拡充)**
小児の急病患者を受け入れるため、二次救急病院と連携し、小児患者の休日夜間の診療体制を備えた医療機関の運営費の一部を補助する。

3 実施主体等

実施主体：都道府県
補助率：国1/3 都道府県1/3 (小児初期救急センター運営事業のみ)

令和8年度当初予算案 201億円 (252億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 2040年に向けて人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムを深化させるため、都道府県計画に基づき、地域ごとのサービス需要の変化に応じて地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県計画に基づき実施する事業を支援 ※配分基礎単価の上限額引上げ

1. 地域密着型サービス等の整備等を支援する事業

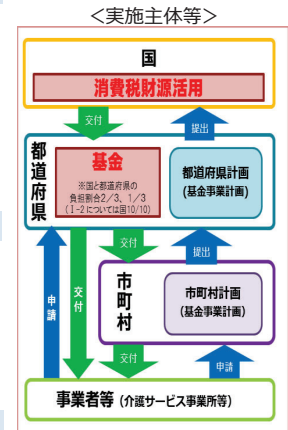
- ① 地域密着型サービス事業所や小規模な介護施設等※を整備等する事業
※ 平成18年度の三位一体改革において、定員30人以上の広域型介護施設等の整備に係る経費は税源移譲 (一般財源化) しており、各都道府県が支援を実施。
※ 対象施設を合築・併設する場合は補助単価を5%加算、空き家を活用した地域密着型サービス事業所等の整備も対象
- ② 介護離職ゼロ対象施設等を1施設整備する際に、併せて広域型施設1施設の大規模修繕・耐震化を行う事業
- ③ 災害レッドゾーン・イエローゾーンの老朽化した広域型介護施設等の移転改築 (災害イエローゾーンにおいては現地建替を含む) 事業
- ④ 大都市において介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中の代替施設を整備する事業
- ⑤ 都市部において地域密着型サービスを広域型施設に転換するための整備を行う事業
- ⑥ 過疎地域等において広域型施設等のダウンサイジングや小規模な介護施設等に転換するための整備を行う事業
- ⑦ 都市部・過疎地域等において介護施設等の統合や集約等を行う事業 ※都市部においては補助単価を5%加算

2. 介護施設等の円滑な開設・安定的な運営を支援する事業

- ① 介護施設等の開設準備経費を支援する事業
※ 介護施設等 (定員30人以上の広域型施設を含む) の開設に必要な初年度経費を支援
※ 開設には改築による再開時、増床、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト事業所の設置、一定の条件を満たす場合の災害復旧時を含む
- ② 用地確保のための定期借地権の設定の際の一時金を支援する事業 ※一定の条件を満たす場合、普通借地権も可
- ③ 土地所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行う事業
- ④ 介護施設等の大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICTの導入を支援する事業
- ⑤ 介護職員用の宿舍や施設内保育施設を整備する事業

3. 介護施設等の利用者の生活環境等の向上に資する事業

- ① 特別養護老人ホーム (併設されるショートステイ含む) における多床室のプライバシー保護のための改修を行う事業
- ② 介護施設等のユニット化のための改修を行う事業
- ③ 介護施設等において看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として改修を行う事業
- ④ 共生型サービスの促進のため、介護事業所において障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備整備を行う事業
- ⑤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行う事業



令和8年度当初予算案 86億円（97億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和6年度交付実績：44都道府県）※[下線\(令和8年度拡充分\)](#)

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバークリニック等との連携強化 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や活動職員として働きやすくするための環境整備のための支援 ○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化 ○ 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援 ○ 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援 ○ 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キヤリア段階における7セクター講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ・介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備 ○ 介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更) ○ 総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援 ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 ○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 ○ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援 等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援 ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

令和8年度当初予算案 200万円（100万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 離島・中山間地域等で介護サービスの提供体制を確保していくため、複数町村との連携や関係事業所との協議の実施、ホームヘルパー養成などの地域の実情に応じた人材の確保対策の実施に向けて、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。
- 特に、2040年に向けて人口減少が進む地域においてサービス提供を維持・確保できる体制を整備するため、市町村の判断で柔軟なサービスの提供を可能とする「離島等相当サービス」の活用を促進するための事業を実施する。

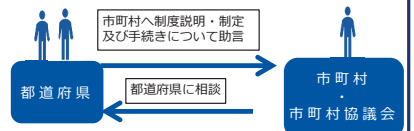
2 事業の概要・実施主体等

下線部の事業において拡充対象・(*)は一部拡充対象

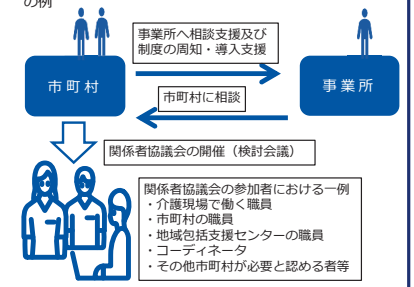
<p>【都道府県が行う事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 離島・中山間地域を抱える市町村とのサービス確保対策検討委員会等の開催 ○ 離島等相当サービス等の導入によるサービス確保対策に向けた市町村への伴走支援 <ul style="list-style-type: none"> ・需要等分析、基準緩和策の提案、条例制定支援、市町村内検討会の開催支援等 ○ 離島・中山間地域特有の課題解決のため複数町村との連携会議の開催支援 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人介護人材の受入体制整備や、地域内での人材育成など、郡部地域での一体的取組の検討 <p>【市区町村が行う事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管内関係者との事業推進会議の開催、国や都道府県の制度についての周知 ○ 地域内での人材養成等、介護サービス提供体制に向けた試行的事業の検討実施 ○ 離島等相当サービス等の導入に向けた関係者協議会の開催等 <ul style="list-style-type: none"> ・管内事業者等との検討会の開催、事業者の提供体制の整備・事業運営支援等 ○ 管内関係事業所協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域での介護体制の維持に向けた介護事業者や他業種の民間企業等を含めた関係者協議会の実施 <p>【離島・中山間地域等での介護サービス確保等のために行う事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護事業者と地元学生との懇談の場など介護人材の確保に向けた事業 ○ 介護事業者間や各民間企業等との連携等に向けた支援 ○ 地域特有の課題に対応したサービス提供体制の確保対策(*) 例 離島のサービス提供に当たって船員が必要な場合における交通費の支援など <p>【実施主体及び補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県・指定都市・中核市【国1/2、都道府県等1/2】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金事業「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合、国3/4、都道府県等1/4 ● 市区町村【国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業以外の介護サービス確保等の事業を実施し、地域づくり加速化事業による支援を受けている場合 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6】 <p>※ 実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」又は「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に掲げる地域を管轄する自治体に限る。</p>

3 事業のイメージ図

【都道府県が行う事業】※離島等相当サービス等導入などサービス確保対策に向けた市町村支援の例



【市区町村が行う事業】※離島等相当サービス等導入サービス確保の実施に向けた関係者協議会の開催等支援の例



令和8年度当初予算案 1,807億円（1,800億円）※()内は前年度当初予算額 ※下線部が拡充分

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、切れ目のない在宅医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

(2) 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」
+ 「社会保障の充実分」

財源構成

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)
- (2) 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	(1)	(2)
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じて高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化（**家族介護者に係る地域課題への対応を含む**）、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

- ・介護給付費等費用適正化事業
- ・家族介護支援事業（**家族介護者の働き方の希望等に配慮した相談窓口の設置、企業や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等を含む**）等

令和8年度当初予算案 地域支援事業1,807億円の内数（1,800億円の内数）※()内は前年度当初予算額 ※下線部が拡充分

1 事業の目的

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者（いわゆるダブルケアラー）やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、個別訪問や相談対応等を通じ、複雑化・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援する。 ※重層的支援体制整備事業の実施自治体は、既存の取組と同様の機能を担うことが想定される。
- 加えて、家族介護者の支援ニーズに沿った対応を充実するため、生活支援コーディネーターによる家族介護者に係る地域課題に対応するためのネットワークづくりを支援する。

2 事業の概要・スキーム

- 複雑化・複合化する地域課題に対し、**地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動**を支援する。
※ 主に地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を想定（関係機関に委託することも可とする）
- 想定される対象業務は次のとおり。
 - ・ 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応
 - ・ 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
 - ・ 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施
 - ・ 就業している家族介護者への支援を念頭においた企業や都道府県労働局等との連携やネットワークづくり



3 実施主体等

- 【実施主体】 市町村
- 【交付率】 国38.5%
- 【標準額】 8,000千円
(地域包括支援センター以外に配置する場合や重層的支援体制整備事業として実施する場合は4,000千円)
- 【加算】 800千円
配置された生活支援コーディネーターによる家族介護者支援にかかる地域課題に対応するためにネットワークづくりを行う場合

就職氷河期世代等支援としての家族介護者への相談支援体制の充実

1 事業の目的

令和8年度当初予算案 地域支援事業1,807億円の内数 (1,800億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」(令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)において、「家族介護者への相談支援体制の整備」が挙げられたところ。
- 市町村における家族介護者への支援は、地域支援事業の任意事業である「家族介護支援事業」により実施されてきたが、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに応えられるよう、また、改正育児・介護休業法に基づく企業による介護の両立支援の取組(労働者への情報提供や相談窓口設置等)も踏まえたものとなるよう、現在の家族介護者支援に係る実態・ニーズに沿った再編・充実を行う。

2 事業の概要

- 家族介護者自身への支援に着目した事業となるよう、**家族介護支援事業を再編・充実**。
- 企業による仕事と介護の両立支援の取組を踏まえ、家族の働き方の希望等に配慮した相談体制整備に資するよう**家族介護者支援に係る相談窓口の設置**や、**企業等や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築**等に係るメニューを創設。

家族介護支援事業の主要事業

	事業目的	事業内容(例)	
新たに再編・充実 従前より実施	家族介護者への個別・集団支援	家族介護者自身の生活・人生の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護者支援に係る相談窓口の設置、家族の働き方の希望等に配慮した相談対応(オンライン窓口も想定) 家族介護者同士の交流・意見交換の場(オンライン活用も想定) 家族介護者支援に係るアセスメントの質の向上
	地域でのネットワーク構築	家族介護者支援に係る関係者の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 企業を含む地域の関係者、家族介護者同士による地域でのネットワーク構築 企業に出向いての教室・講座 ピアサポーターの育成、活動支援
	ニーズ把握、事業評価	事業実施に係るニーズ把握や事業評価	<ul style="list-style-type: none"> いわゆるダブルケアラー、ヤングケアラー、8050問題など複雑な課題を抱える家族の実態把握 アンケート等を通じた事業評価、PDCA
	介護教室の開催	要介護被保険者の状態の維持・改善	適切な介護知識・技術、外部サービスの適切な利用方法の習得のための教室
	認知症高齢者等見守り事業	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築	認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者の早期発見の仕組み構築、ボランティア等による見守り訪問
	家族介護継続支援事業	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護者に対するヘルスチェック、健康相談(健康相談・疾病予防等事業) 特定の要件に該当する要介護者の家族を慰労するための事業(慰労金等の贈呈)(介護自立支援事業)

※ 社会保障の充実分を活用し、家族介護者に係る地域課題に対応するための地域づくりに取り組む事業を併せて実施可能。
 ※ オンライン窓口の設置・活用に当たっては、「地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業」(令和7年度補正予算)の活用も可能。

3 実施主体等

【実施主体】
市町村

【交付率】
国 38.5%

【参考】

「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」(令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)

地域づくり加速化事業

1 事業の目的

令和8年度当初予算案 76百万円 (78百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

- 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じたパッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修(全国・ブロック別)や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきた。
- 令和5年12月7日に取りまとめられた「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」では、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から、地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくする枠組みの構築を行うこととされた。
- これまでの取組や検討会での議論を踏まえ、本事業をとおして総合事業の充実に向けた市町村の取組を一層推進していくために以下を行う。
 - ① 伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生(支)局主導及び都道府県主導による支援を行うとともに、都道府県主導型の取組評価や評価を踏まえた都道府県による支援体制整備のマニュアル作成など、地域レベルでの取組を一層促進していく。
 - ② 第9期介護保険事業計画期間中に総合事業の充実に集中的に取り組むこととされており、地域の受け皿整備のために生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、全国版の高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム(生活支援共創プラットフォーム)の運用及び発展を図る。

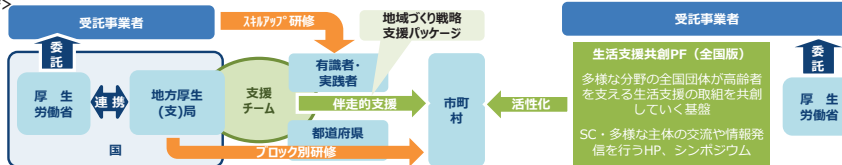
2 事業の概要・スキーム

1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① 地方厚生(支)局主導・都道府県主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施(全国24か所)
 - ・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修も実施
- ② 自治体向け研修の実施(各地方厚生(支)局ブロックごと)
- ③ 地域づくり戦略や支援パッケージ(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実
(注) 市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。
- ④ 都道府県主導型の取組評価や評価を踏まえた都道府県による支援体制整備のマニュアル作成

2. 高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム(生活支援共創PF)の運用・発展

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】
・国から民間事業者へ委託

国 → 受託事業者 (シンクタンク等)

【補助率】
・国10/10

【参考】
「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和8年度当初予算案（一般財源） 95億円（101億円）
 （消費税財源） 200億円（200億円） ※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法を踏まえ、平成30年度より、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして「**保険者機能強化推進交付金**」を創設し、**保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進**。令和2年度からは、「**介護保険保険者努力支援交付金**」を創設（社会保障の充実分）し、**介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価**することにより、これらの取組を強化。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、**評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付**する。

※ これまで、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減などの見直しを随時実施

※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使用範囲を限定。

【実施主体】 都道府県、市町村

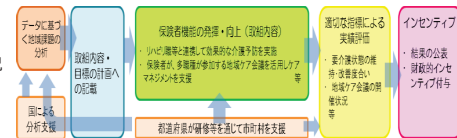
【交付金の配分に係る主な評価指標】
（保険者機能強化推進交付金）

- ① 事業計画等によるPDCAサイクルの構築状況
- ② 介護給付の適正化の取組状況
- ③ 介護人材確保の取組状況

（介護保険保険者努力支援交付金）

- ① 介護予防日常生活支援の取組状況
- ② 認知症総合支援の取組状況
- ③ 在宅医療介護連携の取組状況

＜交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ＞



【交付金の活用方法】

- 都道府県分：高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。
- 市町村分：国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要の事業を充実。

【補助率・単価】 定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

【負担割合】 国10/10 【事業実績】 交付先47都道府県及び1,573保険者（令和6年度）

拡充 介護職員処遇改善加算等の取得促進事業

令和8年度当初予算案 3.0億円（2.2億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護職員等処遇改善加算について、加算未取得事業所の新規加算取得や加算既取得事業所のより上位区分の取得の促進を引き続き強力に進めるため、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、介護サービス事業所等に対する個別の助言・指導等の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

成果目標

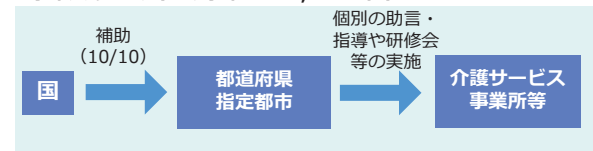
- 本事業により、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、個別の助言・指導等を実施し、加算の算定率の向上を図る。

※令和8年度においても引き続き介護職員等処遇改善加算の取得促進を強力に進めるため、個別の助言・指導等の支援の拡充を図る。

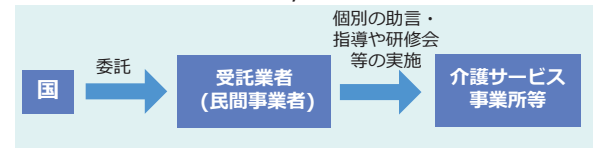
所要額

- 介護保険事業費補助金：257,572千円
- 要介護認定調査委託費：39,246千円

○事業スキーム（補助事業：257,572千円）



○事業スキーム（委託事業：39,246千円）



1 事業の目的

令和8年度当初予算案 125億円（125億円）※ 左記（）内は前年度当初予算額 老健局関係分

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と令和6年12月に閣議決定した「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症になってからも、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく。

2 事業の概要

※金額については、再掲を含む

① 認知症の人に関する国民の理解の増進等 主な予算【67百万円の内数（73百万円の内数）】：認知症サポーター等推進事業、認知症普及啓発等事業】 ○認知症サポーター等の養成 ○認知症への理解を深めるための普及・啓発
② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 主な予算【94.2億円の内数（94.3億円の内数）】：認知症普及啓発等事業、認知症総合支援事業、認知症総合戦略推進事業】 ○チームオレンジの整備 ○広域的な認知症高齢者の見守りの推進 ○認知症の人と家族への一体的支援の推進 ○認知症バリアフリーの推進 ○認知症本人・家族に対する伴走型支援拠点の整備
③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等 主な予算【93.8億円の内数（93.8億円の内数）】：認知症総合戦略推進事業、認知症総合支援事業】 ○認知症本人のピア活動の推進 ○認知症カフェへの支援 ○若年性認知症支援体制の拡充
④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 主な予算【86億円の内数等（97億円の内数等）】：地域医療介護総合確保基金の人材分等】 ○認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進
⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 主な予算【191.2億円の内数（202.4億円の内数）】：認知症疾患医療センター運営事業、認知症総合支援事業、認知症介護研究・研修センター運営事業、地域医療介護総合確保基金の人材分】 ○地域での認知症医療提供体制の拠点の支援 ○認知症初期集中支援チームの設置 ○認知症介護研究・研修センターの運営 ○認知症ケアに携わる人材育成のための研修
⑥ 相談体制の整備等 主な予算【88億円の内数（88億円の内数）】：認知症総合支援事業】 ○認知症ケアパス ○認知症地域支援推進員の設置
⑦ 研究等の推進等 主な予算【13億円（13億円）】：認知症研究開発、認知症政策研究事業】 ○認知症研究の推進等
⑧ 地方公共団体に対する支援 主な予算【0.2億円（0.3億円）】：認知症施策推進計画の策定促進事業】 ○認知症施策推進計画策定支援事業

（参考）令和7年度補正予算額 5.0億円

・地方公共団体に対する支援 ○認知症基本法に基づく認知症施策推進事業【5.0億円】

認知症総合支援事業（地域支援事業）

令和8年度当初予算案 地域支援事業88億円の内数（88億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症になってでも本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

○認知症初期集中支援推進事業 「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。
○認知症地域支援・ケア向上事業 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、 ・医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援、認知症ケアパスの作成・普及 ・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、 ・認知症カフェ等の設置や認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業等に関する企画及び調整 ・認知症基本法の理念や「新しい認知症観」について、地域住民に普及啓発の取組 等 を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。 ・自治体において専任の認知症地域支援推進員（定年退職した介護施設・事業所の認知症介護指導者、育児や介護のためにフルタイムで勤務するのが難しい地域包括支援センターに勤務していた社会福祉士等を想定）を配置する際の経費を補助することを可能とする。
○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。
【実施主体】：市町村 【負担割合】：1号保険料23/100、国38.5/100、都道府県19.25/100、市町村19.25/100 【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数（※）本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）の実施保険者数

令和8年度当初予算案 12億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額
 ※令和7年度補正予算額 83億円（国土強靭化分を含む）

1 事業の目的

- 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、都道府県や市町村が作成する整備計画に基づく、施設及び設備等の整備事業について支援し、利用者の安全・安心を確保する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

※ 補助基準単価の上限額引上げ
 ※ 既存ストックの有効活用の観点から、中長期的な修繕計画の作成を求める

① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を支援

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 施設の老朽化に伴う大規模修繕や耐震化改修、水害対策に伴う改修等、非常用自家発電設備の整備を支援

③ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業
 国土強靭化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

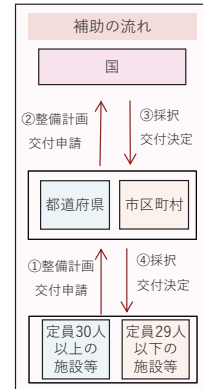
- 社会福祉連携推進法人等の老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援
- 国土強靭化対策と一体的に行う老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援

④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）の整備を支援
- 給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を支援

⑤ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業・換気設備整備事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、安全上対策が必要なブロック塀等の改修を支援
- 感染リスクの低減のため、換気設備の設置等を支援



令和8年度当初予算案 23億円（23億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 高齢化等に伴い、多くの高齢者が地域で元気に生活できる社会を構築していくことが必要であり、高齢者がスポーツ・児童育成・地域文化伝承・仲間づくり等々の個人の価値観に応じた様々な分野で活動し、生きがいを育み、かつ健康を維持していくことが極めて重要である。
- このような状況を踏まえ、全国各地に約8万クラブある老人クラブの高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や老人クラブ連合会の健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発を行う活動等に対し、必要な経費を支援する。
- 大規模災害発生直後に被災した高齢者等を個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらぬ取組を一定期間、集中的に実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 単位老人クラブ
 - ・ 単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動等の各種活動に対する助成
- 市町村老人クラブ連合会
 - ・ 市町村老人クラブが行う老人クラブの活動促進に資する各種取組や若手高齢者の組織化等を強力に推進していくための各種事業等に対する助成
- 都道府県・指定都市老人クラブ連合会
 - ・ 都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組や都道府県全域において、地域の支え合いや若手高齢者の活動支援を推進していくための各種事業に対する助成。
- 被災高齢者等把握等事業
 - ・ 災害発生時に、円滑に事業が開始できるよう、各都道府県において研修等事業を実施する。【拡充】
 - ・ 被災した在宅高齢者等に対して、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用から概ね3か月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。
 - ア 在宅高齢者等への戸別訪問による現状把握の実施
 - イ 関係支援機関へのつなぎの実施
 - ウ 専門的な生活支援等の助言の実施
 - エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため必要と認めた事業

3 実施主体等

【実施主体】
 都道府県、指定都市、中核市
 【補助率】
 国1/2、1/3、10/10
 【補助実績】
 交付額22億円（令和6年度）
 【参考】老人福祉法第十三条
 2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

令和8年度当初予算案 25億円（27億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額 22億円

1 事業の目的

- 医療法に位置づけられている臨床研究中核病院において、その臨床研究基盤及びネットワーク機能を活用した臨床研究中核病院間の連携、各臨床研究中核病院の特色を生かした機能強化を推進するとともに、臨床研究・治験実施に係るノウハウを臨床研究中核病院外に共有・展開することで、日本全体の臨床研究基盤を強化し、日本発の革新的医療シーズ等をいち早く実用化に繋げ国民へ還元する取組みを推進していくことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 国際共同臨床研究実施推進プログラム

海外対応可能な人材の育成・配置や、国際共同試験を実施する者に対する支援を行うとともに、国際共同試験の推進に資するノウハウの共有を行う。国際共同試験を担う人材育成を目的とした欧米等の先進的な臨床試験を実施する医療機関等への人材派遣等を継続する。また、国内に拠点のない海外スタートアップ等向けの治験の相談・支援を行うワンストップ窓口と連携し、ネットワークを活用した施設の紹介・ニーズに応じた症例割り振り・実施の調整等、国内での治験実施の支援を行い、ドラッグ・ロスの解消に貢献する。

(2) 先進的臨床研究実施推進プログラム

リアルワールドデータの活用を推進を図るため、診療情報の標準化及び品質管理の体制整備を進める。また、FMV（Fair market value）に基づくタスクベース型の治験費用算定や、RBA（Risk based approach）、QbD（Quality by Design）に加え、ICH-E6(R3)において具体化されるCTQ要因（Critical to Quality Factors）の概念を実装した臨床試験の品質管理について、臨床研究中核病院において試行的な導入を行い、導入に当たって課題等のノウハウを集積し、臨床研究中核病院外に共有・展開することで、国内での普及推進につなげる。

(3) 医療系ベンチャー育成支援プログラム

医療系ベンチャー向けの窓口及び産学連携の中心となるような人材の配備等を行い、ベンチャー企業の開発を促進するとともに、各拠点で得られた知見の共有を行う。



3 実施主体等

- ◆補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） ◆補助率：定額

新規 臨床研究推進事業

令和8年度当初予算案 4.3億円（一億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康・医療戦略等において、国際水準の治験・臨床試験実施体制の整備や情報発信の必要性が指摘されている。そのため、臨床研究を実施する研究者を含む研究従事者等に対する養成研修を行い、質の高い臨床研究を実施できる人材育成及びCRBの質向上のための取組を強化する。あわせて、臨床研究に関する国民や患者の理解を深めるための施策を行うことで、臨床研究への参加促進を図る。
- 臨床研究法に関する相談窓口の設置、法の趣旨や規定にそった運用が適切に行われているかの調査を行うことで、臨床研究の推進を図るとともに、適正性及び信頼性を確保する。

2 事業の概要・スキーム

I. 臨床研究総合促進事業

- ①臨床研究・治験従事者研修プログラム
臨床研究中核病院が主体となり、主に他施設の臨床研究従事者等に対する養成研修を実施する。また、令和8年度から治験・臨床試験における患者・市民の参画（PPI）に関する教育研修を実施する。
- ②CRB質向上プログラム
臨床研究中核病院が主体となり、認定臨床研究審査委員会（CRB）の相互評価を実施する。また、CRBの認定更新要件として第三者評価が規定されたことを受け、令和8年度から、CRBの第三者評価を行う人材の確保等の実施体制の強化を図る。

II. 臨床研究に関する理解促進のための広報・啓発事業

国民の治験・臨床研究に関する理解促進を図るための情報発信を行う。具体的には、一般の方を対象とした有効なコンテンツの作成、多種にわたる媒体での情報発信、イベント等による啓発活動、及びそれらの効果検証を行う。

III. 臨床研究支援体制の強化のための相談窓口設置

令和6年の臨床研究法改正を踏まえた適応外の医薬品等を用いたり研究目的で研究対象者に著しい負担を与える検査等を行う臨床研究に関すること、医療機器の臨床研究に関する事など、臨床研究法の観点からアカデミアやベンチャー企業等が相談できる窓口を設置する。

IV. 臨床研究法等施行状況調査

令和6年の臨床研究法等改正を踏まえ、特定臨床研究の対象から除外された適応外使用の医薬品等を使用する臨床研究の実施状況等について調査を実施する。また、認定臨床研究審査委員会（CRB）の質向上を目的に、過去に実施した審査意見業務資料一式（議事録含む。）を収集し、審査意見業務の内容を評価、フィードバックを行う。その他、臨床研究中核病院に対しては臨床研究法第35条第1項の規定に基づき、適切に臨床研究が実施されているか立入検査・監督指導等することにより、臨床研究の適正及び信頼性を確保する。

3 実施主体等

- ◆補助先・実施主体：臨床研究中核病院、民間企業等 ◆補助率10/10 ◆対象経費：人件費、旅費、諸謝金、会議費等

令和8年度当初予算案 99 百万円 (1.2億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

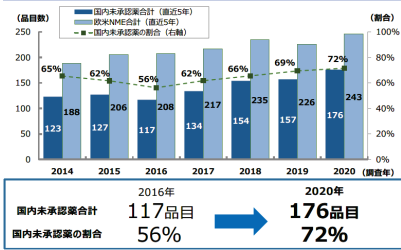
- 近年、希少疾病用・小児用等の医薬品を中心に、欧米では承認されている医薬品が日本で開発されない、**ドラッグ・ロスの拡大**が指摘されている。
- 我が国にとって医療上必要な医薬品の導入を促進するため、厚労省の検討会(※)において**薬事規制の大幅な見直し**を進めるとともに、その実行のため、**令和6年度より「PMDA小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター」を設置**し、以下の対応を進めている。

- ① 希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大
- ② 小児用薬の開発計画の策定を企業に促しPMDAが確認する仕組みの対応の促進
- ③ 「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」における評価の加速化
- ④ PMDA相談手数料の企業等への補助

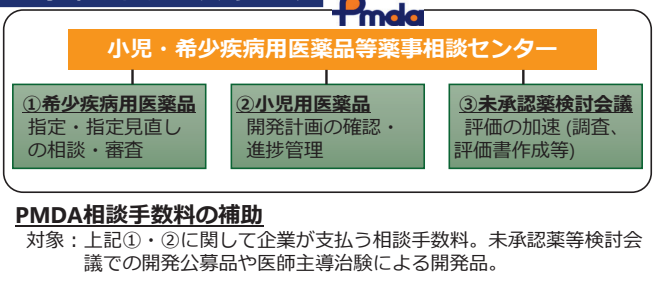
(※) 創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する検討会(令和6年4月報告書とりまとめ)

- 令和8年度は、①見直しに伴う**希少疾病用医薬品の指定増加等に対応するための審査体制の確保**を行うとともに、**②未承認薬等検討会議において学会等の要望を待たずに国が主導的に評価・開発要請を行うスキーム**に迅速に対応する。

増加する国内未承認薬



2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：PMDA

- 費用内訳：
- ・相談手数料の補助(企業、アカデミア等)
 - ・体制確保の人員費：補助率50/100等

拡充 小児医薬品開発支援体制強化事業

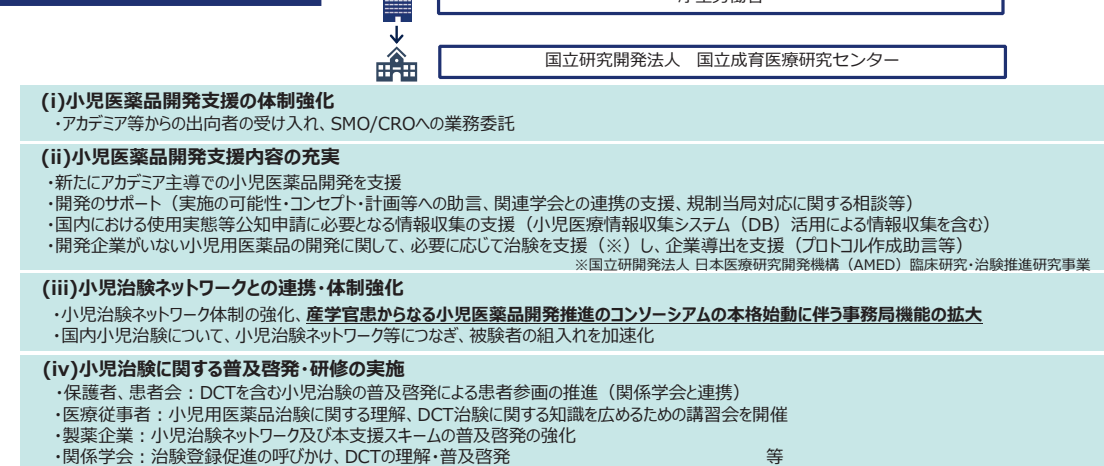
令和8年度当初予算案 36 百万円 (30百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

小児用医薬品のドラッグ・ラグ/ドラッグ・ロスが深刻化する中で、「経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月16日閣議決定)」や「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議 中間とりまとめ(令和6年5月22日)」等において、小児用医薬品開発の促進が指摘されている。小児領域の医薬品開発を促進するため、国立成育医療研究センターにおける小児用医薬品開発の支援体制を強化し、小児用医薬品開発のサポート(製薬企業、アカデミア等への開発サポート等)を強化する。

さらに、**日本における産官学患の4者が参画する小児医薬品開発推進コンソーシアムの本格始動に伴い事務局機能を拡大**し、より良い小児医薬品等の開発環境を整備するとともに、**小児治験に関する人材育成・研修業務を強化**する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター ◆ 補助率：定額 ◆ 対象経費：補助金(人件費等)

令和8年度当初予算案 79百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

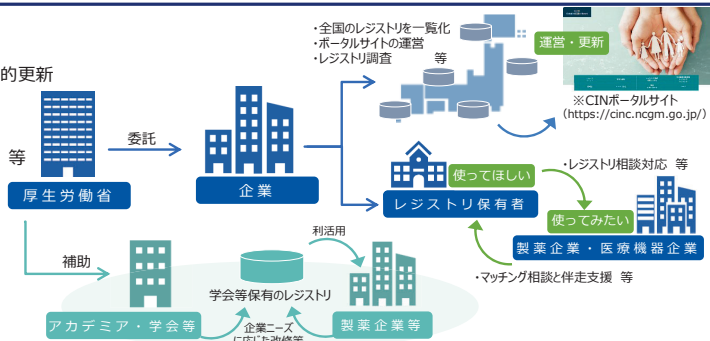
1 事業の目的

- 医薬品や医療機器等開発における低コスト化・効率化を狙い、疾患登録システム（以下、レジストリという。）を活用した臨床開発手法が注目されている。
- 我が国では、患者数が少なく治験が難しい希少疾病領域や小児領域等での医薬品や医療機器の開発は必ずしも円滑に進んでいるとはいえない。一方で、希少疾病・難病及び小児領域等を対象としたレジストリは存在するが、それらのデータが企業側の開発に結びついていない。
- これらを踏まえ、2015年より臨床・イノベーション・ネットワーク（CIN）構想において、レジストリを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- 下記の先行事業を引継ぎ、最新のレジストリ構築・利活用状況等を踏まえ、今後の具体的施策を検討し、レジストリの利活用をさらに促進、加速させる。
 - ・ 臨床・イノベーション・ネットワーク推進支援事業
 - ・ 臨床・イノベーション・ネットワーク中央支援事業

2 事業の概要・スキーム

(1) レジストリの利活用推進支援

- ・ ポータルサイトにて全国のレジストリ一覧の公開とレジストリ情報の定期的更新
- ・ レジストリ構築、運営等に関する相談窓口の設置
- ・ レジストリ保有者と企業とのマッチングと伴走支援
- ・ 有識者会議等にてレジストリ利活用促進における具体的施策を検討等



(2) レジストリの改修等支援

- ・ 企業ニーズに応じたレジストリの改修・新規構築費用の補助（国：企業拠出＝1：1）

3 実施主体等

- (1) 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定
- (2) 実施主体：公募により選定 ◆ 補助率：1／2

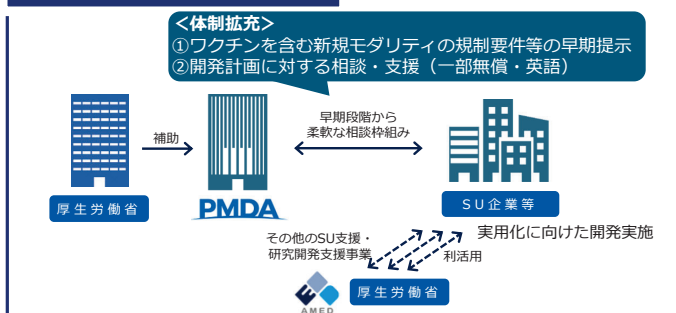
令和8年度当初予算案 63百万円（56百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 将来のドラッグ・ラグ/ドラッグ・ロスを防ぎ、治療薬の開発を待ち望む患者・家族の期待に応えるため、**我が国の創薬力の強化が喫緊の課題**。
- 特に、国内発の新規モダリティ等の革新的シーズの実用化を推進するためには、有効性・安全性評価等の薬事の視点が重要であることから、PMDAが、各種規制要件や留意事項を早期の段階で示すとともに、アカデミア、スタートアップ（SU）等に対し開発の早期段階から相談・支援のパートナーとして伴走することが求められる（※）。
- このため、**国内発の革新的シーズの研究開発に対し、積極的に相談・支援を行うためのPMDAの体制を拡充し、国が支援対象とするシーズに関して ①新規モダリティの規制要件等の早期提示、②個別SU等の開発計画への相談・支援を強化**。
その他、**PMDAの相談手数料を無償化**するとともに、**英語での相談・資料提出にも柔軟に対応**する。

（※）「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間取りまとめ

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：PMDA

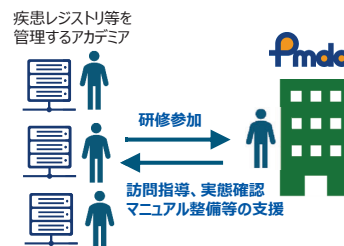
費用内訳：

- ・ 体制拡充に係る人件費：補助率50／100
- ・ 相談手数料の補助（相談の無償化）
- ・ 通訳費、翻訳費（英語相談に対応）

令和8年度当初予算案 26百万円 (33百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 疾患レジストリ、医療情報データベース等のリアルワールドデータ（RWD）を薬事申請で活用するには、**高い水準でのデータの信頼性確保**が求められる。しかし、現状では、疾患レジストリ等の保有者（アカデミア）における知識・経験の蓄積が不足し、薬事申請に活用された事例は極めて少数に留まる。
- そのため、**薬事活用に意欲のある疾患レジストリ等の保有者を選定し、PMDAがデータの信頼性確保の取組を集中的に支援**することで、RWDの活用を促進する。
- 令和8年度は、令和7年度に引き続き、RWDの更なる活用促進のため、**公的データベース（※）を利用したデータ提供に関する信頼性確保を支援**を実施する。



※「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」において、公的DBの仮名化情報の活用を進めることとされた。
→公的DBで仮名化情報を利用・提供する場合の法制面の整備について検討が進んでいる。※状況を踏まえて記載を修正予定。

2 事業の概要・スキーム

● RWDの信頼性確保を推進

- 疾患レジストリ等の保有機関や次世代医療基盤法の認定事業者を複数選定し、PMDAと双方向の交流を行い、薬事水準の信頼性確保の方策等を指導
 - ✓ PMDA職員による研修会、訪問指導、レジストリ等の実態確認、マニュアル整備の支援等
 - ✓ 公的データベースを活用したデータ提供の信頼性確保を支援

3 実施主体等

- 疾患レジストリ等の保有者（2機関程度）
 - ・ 人件費
 - ・ マニュアル等の作成費用
- PMDA
 - ・ 人件費：補助率50/100
 - ・ 旅費（訪問指導等）
 - ・ 研修会開催費等

59

新規

プログラム医療機器の審査迅速化事業

医薬局医療機器審査管理課（内線2901）

令和8年度当初予算案 38百万円（-） ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- プログラム医療機器（SaMD）の開発に当たってはスタートアップやベンチャー等の参入も多いが、**薬事の経験に乏しい企業も多く、PMDAと申請者間での照会・回答の往復に時間がかかるケースもあり、薬事承認審査における標準的事務処理期間を超過しているケースが散見される。**
- 上記に加え、SaMDの相談や申請・承認件数が増加傾向にあることから、開発前にPMDAと方向性を相談する無料の相談枠（「全般相談」「SaMD一元的相談窓口」における薬事開発相談、「RS戦略相談」の事前面談等）における職員の業務量も増大し逼迫している。
- このような状況を打破するためには、**薬事の経験に乏しい企業に対しても手厚く対応するためのPMDA職員の増員と、各種相談枠や承認審査業務に遅滞なく応じるための職員の適切な配置による、承認審査・相談体制の強化が急務である。**

(参考)

標準的事務処理期間に関しては、内閣府の規制改革推進会議や、厚生労働省が産業界との協議を経て取り纏めた「医療機器規制と審査の最適化のための協働計画 2024」の中でも課題として取り上げられているほか、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太方針2024）においても、「プログラム医療機器の実用化促進に向けた薬事上の措置を検討し、「承認審査・相談体制の強化等を推進する」ことが盛り込まれている。さらに、「骨太方針2025」においても、「承認審査・相談体制の強化」や「プログラム医療機器への対応」が求められており、承認までの総審査期間の短縮を図ることは喫緊の課題である。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

PMDAの専門職員3名を補助する。（補助率：10/10）

SaMDの知識を有する専門職員を採用し、即戦力として無料の相談枠（「全般相談」「SaMD一元的相談窓口」における薬事開発相談、「RS戦略相談」の事前面談等）に配置すると共に、これまで当該相談枠に従事してきたPMDA職員を、その審査経験等も踏まえつつ、各種相談枠（対面助言）や承認審査業務に配置することで、SaMDの承認審査・相談体制の強化を図る。



60

令和8年度当初予算案 31百万円 (30百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- プログラム医療機器 (SaMD) の実用化促進に向けては、令和2年11月に「プログラム医療機器実用化促進パッケージ戦略 (DASH for SaMD)」を、令和5年9月には経済産業省と共に「DASH for SaMD 2」を策定。更なる実用化と国際展開を目指し、これらの戦略に沿って対応を進めている。
- このような中、SaMDにおいては、DASH for SaMD 2策定時には想定していなかった、日々進化している新たな技術に対する検討が急務となっており、令和7年2月10日に開催された「SaMD産学官連携サブフォーラム2025」では、「AIを利用したSaMDの薬事規制のあり方」をテーマに取り上げ、従来のAI技術を利用した医療機器の特性を踏まえた審査の現状や、今後実用化が期待されるアダプティブAIや生成AI等について、性能可塑性といった特性、社会実装に向けた可能性や課題、医療機器への応用や規制のあり方等について議論を行った。
- 生成AIを活用した医療機器は、令和7年4月時点で日本において薬事承認されていないが、近年、このような技術の進歩は目覚ましく、世界では医療機器への技術活用の期待や規制のあり方に関する議論が開始されており、本邦においても早い段階から、特性及び問題点を理解し、規制のあり方について考え方を整理しておく必要がある。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- (1) SaMDの海外調査及び国内制度整備 (実施主体：国立衛研及び事業者)
- ① 国内のSaMDの早期実用化を検討するため、日本の審査結果を参照する参照国等におけるSaMD薬事制度等を調査するとともに、SaMD産学官連携フォーラム等の開催による産学官で意見交換を行う。
 - ② 生成AI等の活用も見据えた、今後の新たな規制のあり方等について検討を行う。
- (2) 参照国での日本のSaMDの審査結果の受入れ促進 (実施主体：PMDA (補助率：10/10))
- ① PMDAによる審査報告書 (英語)、認証基準 (英語)、審査ポイント (英語) 等の策定及び海外向け情報発信を補助する。
 - ② 海外審査当局との会議等を開催するなど審査結果の相互理解を促す。
 - ③ PMDAの嘱託職員1名を補助する。
-

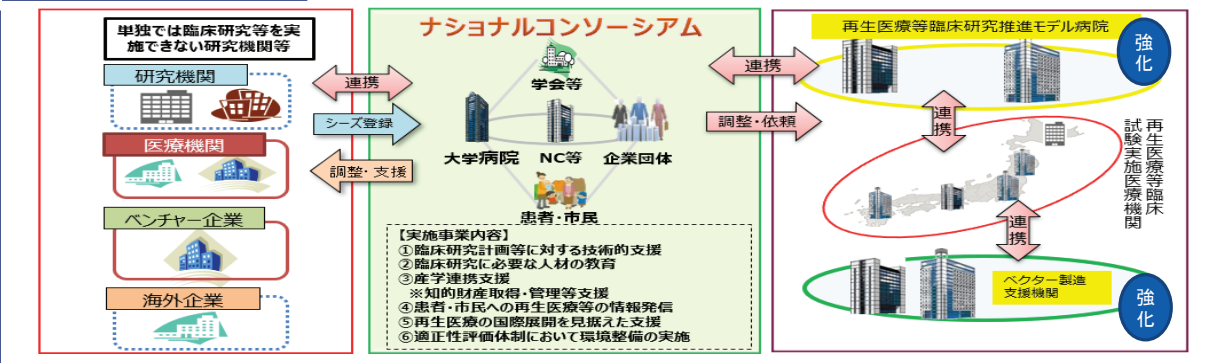
再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト
再生医療等実用化基盤整備促進事業

令和8年度当初予算案 3.5億円 (3.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額3.0億円

1 事業の目的

- 関係学会を中心とした連合体 (ナショナルコンソーシアム) による再生医療の実用化を推進及び再生医療の知識・経験を有する再生医療臨床試験実施拠点機関をハブとした研究基盤の体制整備等を実施してきた。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025 について (令和7年6月13日閣議決定)」において、iPS細胞を活用した創薬や再生・細胞医療・遺伝子治療の研究開発の推進、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版 (令和7年6月13日閣議決定)」では、iPS細胞等を用いた再生・細胞医療、遺伝子治療の研究開発や基盤整備に取り組むとされている。また、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律が2025年5月31日に施行され、遺伝子治療が法の適用範囲に拡大された。これらのことから、再生医療等に関する臨床研究支援等のさらなる研究基盤の強化が求められている。
- そのため、再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床研究等の拡大に対応できるよう、令和8年度は再生医療等臨床研究推進モデル病院及びバクテリウム製造支援機関等の機能・規模の拡充に対する継続支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募より研究者・民間事業者等を選定

令和8年度当初予算案 1.2億円 (一億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額 7.6億円

1 事業の目的

将来にわたり国民に安定的に質の高い医療を提供するため、我が国の医療機器産業の持続的発展は必要不可欠である。一方で、グローバル市場に比較して国内市場の伸びは低く、特に治療デバイス(クラスⅢ、Ⅳ相当)は、国内での生産規模に大きな変化はない。こうした状況は、日本の医療機器における輸入超過の主因であるのみならず、平時・有事における必要な医療機器の安定的な確保にも支障が生じうる。また、近年AI等の技術革新がめざましいプログラム医療機器(SaMD)については、新たな産業としての成長に大きな期待が寄せられているが、異業種からの参入が多いこと等から、制度の理解も不十分であり、事業化に必要なエビデンスを獲得できていないケースが多い。

本事業では、第2期医療機器基本計画に基づき、医療機器産業の振興等に必要の人材の育成・リスキリング及びスタートアップ企業の振興ができる拠点を充実を図りつつ、上記の課題を解決するため、治療機器やプログラム医療機器を始めとした戦略的に推進すべき領域を定めたオープンイノベーションコア拠点を新設し、優れた医療機器を創出できるエコシステムの充実・強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

医療機関を有し高度な医療技術を提供する機関(大学・NC等)から、①オープンイノベーションコア拠点②スタートアップ支援拠点③人材育成拠点を選定

①オープンイノベーションコア拠点

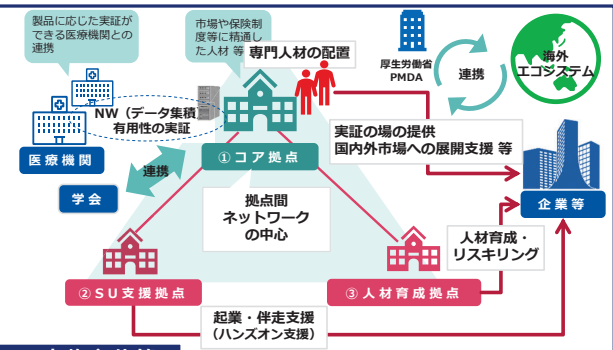
- ▶ 戦略推進領域に関し、臨床エビデンス創出に係る専門家、医療機器の薬事・保険・事業戦略に精通した人材、データマネージャ等を配置し、他拠点等とのネットワークの中心としての役割を担うとともに、関連学会や海外のエコシステムとの連携体制等、医療機器創出の実証基盤を整備する。
- ▶ これにより、企業等が開発した製品の薬事・保険・事業戦略・臨床評価をワンストップで支援できる環境を整備することにより、医療機器の国内外市場への上市及び事業拡大を加速する。

②スタートアップ支援拠点

- ▶ 医療機器スタートアップ企業に対する開発早期ステージからの起業・伴走支援(ハンスオン)を実施。

③人材育成拠点

- ▶ 企業等から人材を受け入れ、専門家が研修や支援、相談を行う等、医療機器創出に携わる企業などの人材の育成・リスキリングを実施。



3 実施主体等

補助先: 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)
 補助率: 定額
 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

採択予定数・単価: 13 拠点程度を想定
 ①オープンイノベーションコア拠点: 1拠点あたり165百万円×3拠点
 ②スタートアップ支援拠点: 1拠点あたり65百万円×4拠点
 ③人材育成拠点: 1拠点あたり約21百万円×6拠点

がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

医政局 研究開発政策課 (内線4041、4035、4539)
 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課 (内線3825、3826、4607)
 健康・生活衛生局 難病対策課 (内線2353、8212、2977)

令和8年度当初予算案 がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業
 革新的がん医療実用化研究事業
 難治性疾患実用化研究事業

13億円 (13億円) ※令和7年度補正予算額 46億円
 約89億円の内数 (約89億円の内数)
 約86億円の内数 (約86億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「全ゲノム解析等実行計画2022」(令和4年9月策定)を着実に推進し、国民へ質の高い医療を届けるため、がんや難病患者を対象とした全ゲノム解析及びマルチオミックス解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、民間企業やアカデミア等へその本格的な利活用を促し、診断創薬や新規治療法等の開発を開始する。また、解析結果等の速やかな日常診療への導入や、出口戦略に基づいた新たな個別化医療の実現についても更に推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

■がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

○我が国における全ゲノム解析の研究やその成果の患者に対する医療への実装、研究と医療実装の好循環を進めていくため、事業実施組織においては主に下記のような役割を担う

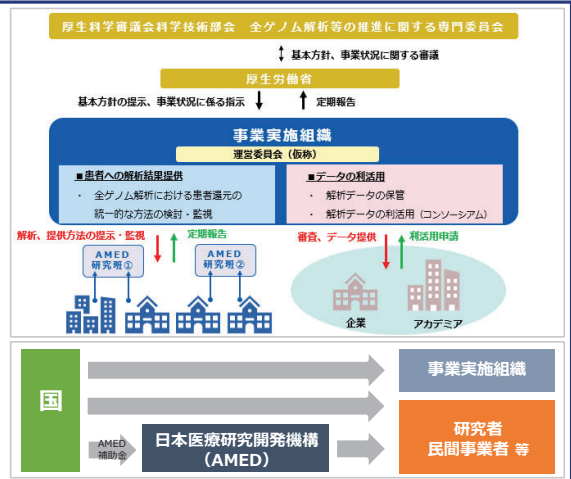
- (1) 全ゲノム解析等の結果及び成果の速やかな患者還元支援
- (2) 個別化医療の推進支援
- (3) 質の高い情報基盤の構築と運用
- (4) 患者・市民参画推進、国民向けの情報発信・周知活動支援
- (5) ELSI支援
- (6) 人材育成支援

■革新的がん医療実用化研究事業/難治性疾患実用化研究事業

「全ゲノム解析等に係るAMED研究班」は、解析状況等を専門委員会に報告し、AMEDによる適切な進捗管理のもと、事業実施準備室と連携し、研究を行う。

▶ これまでの事業実績

令和2年度から令和6年度までに実施した全ゲノム解析のデータ格納症例数は
約31,078症例



創薬支援推進事業 (産学連携による創薬ターゲット予測・シース探索AIプラットフォーム開発)

医政局研究開発政策課 (内線4150)

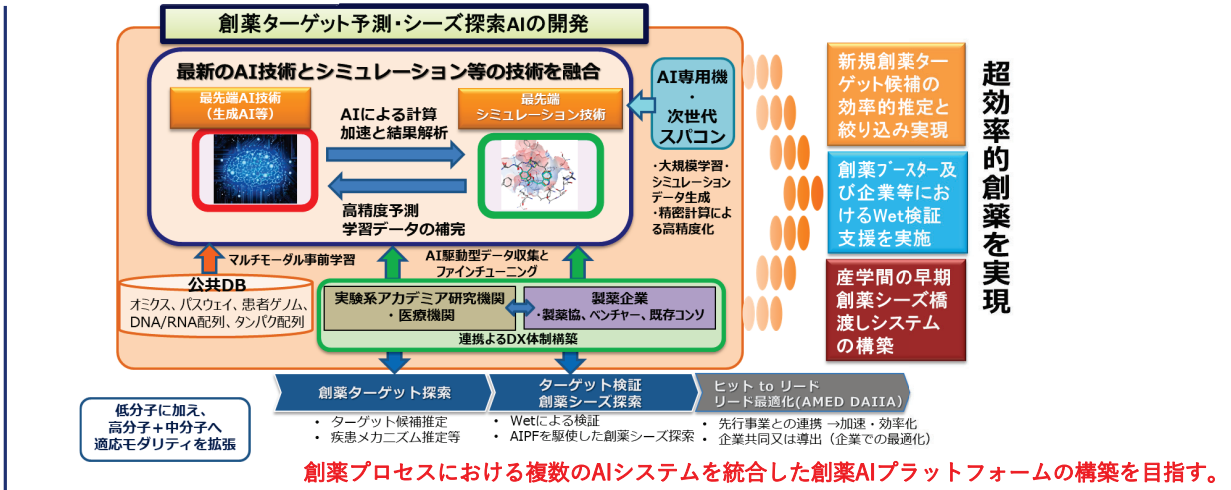
令和8年度当初予算案 医療研究開発推進事業費補助金35億円の内数 (医療研究開発推進事業費補助金35億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.0億円

1 事業の目的

最新の高度なAI技術に基づく“創薬ターゲット予測・シース探索AI”を開発し、産学連携による効率的なデータ収集と予測精度の向上を図るとともに、創薬プロセスにおける複数のAIシステムを統合した創薬AIプラットフォームを構築し、創薬プロセスの効率化と創薬ターゲットの枯渇問題の克服を目指す。Wet検証やプラットフォーム構築を加速するため、要素技術の開発を強化する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

◆ 補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) ◆ 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

日本医療研究開発機構 (AMED) における研究の推進 (医療研究開発推進事業費補助金等)

大臣官房厚生科学課 (内線3809)

令和8年度当初予算案 448億円 (447億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 77億円

1 事業の目的

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

「健康医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」等に基づき、医療分野の研究開発について、中核的な役割を持つ国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じ、革新的な医療技術を実用化するための研究開発等を推進する。



3 令和8年度当初予算案の内容

1. 医薬品プロジェクト	161.3億円	5. データ利活用・ライフコースプロジェクト	144.7億円
2. 医療機器・ヘルスケアプロジェクト	14.9億円	6. シース開発・基礎研究プロジェクト	2.9億円
3. 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト	60.3億円	7. 橋渡し・臨床加速化プロジェクト	5.9億円
4. 感染症プロジェクト	58.5億円		
			合計 448.4億円

※端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

厚生労働科学研究の促進（厚生労働科学研究費補助金等）

令和8年度当初予算案 93億円（87億円）※（）内は前年度当初予算額
 ※令和7年度補正予算額 2.5億円

1 事業の目的

厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するとともに、技術水準の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

厚生労働行政の中でも、国民生活の安全（労働安全衛生、食品安全、化学物質安全対策、健康安全・危機管理対策）、適切な保健福祉サービスの提供、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が行う医療分野の研究の成果を国民に還元するための仕組みに関するものなど、社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行う。



3 令和8年度当初予算案の内容

I. 行政政策研究分野		III. 健康安全確保総合研究分野	
(1) 行政政策研究経費	6.7億円	(1) 地域医療基盤開発推進研究経費	3.4億円
(2) 厚生労働科学特別研究経費	3.6億円	(2) 労働安全衛生総合研究経費	1.2億円
II. 疾病・障害対策研究分野		(3) 食品医薬品等リスク分析研究経費	15.0億円
(1) がん対策推進総合研究経費	6.4億円	(4) 健康安全・危機管理対策総合研究経費	2.2億円
(2) 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費	27.6億円		
(3) 長寿・障害総合研究経費	8.4億円	合計（I+II+III）	93.4億円
(4) 感染症対策総合研究経費	18.9億円		

新規

抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
 （内線2657、4472）

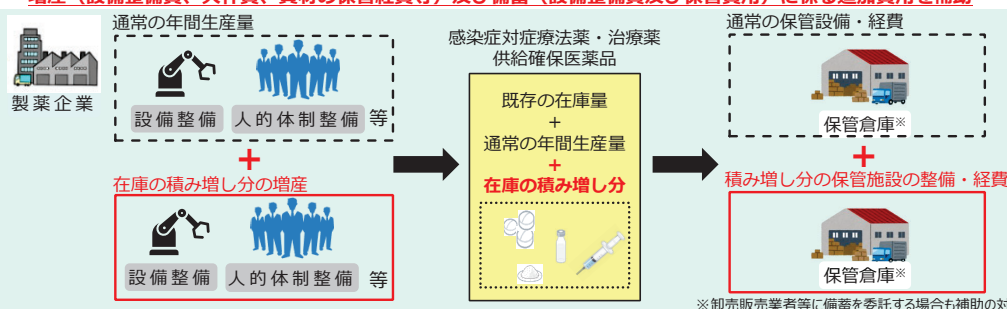
令和8年度当初予算案 9.4億円（-億円）※（）内は前年度当初予算額
 ※令和7年度補正予算額 16億円

1 事業の目的

- 医療用医薬品については、製薬企業にて業界ガイドライン等に基づき一定の在庫が備蓄されているが、想定を超える感染症が流行した場合や、国内では1社供給である医薬品について製造・品質トラブルが発生した場合等においては、通常の備蓄量では需要を賄いきることができず、需給が逼迫する事例が見られている。
- また、注射用抗菌薬の大多数を占めるβラクタム系抗菌薬は、その原材料や原薬を100%中国に依存しているため、2030年までに国内製造体制を構築するための支援を実施しているが、2030年までに中国からの供給が途絶した場合、国内在庫により対応せざるを得ない。
- これらの事案に対しては、医薬品の新規生産・輸入や製造・品質トラブルの解消には一定の期間を要するため、平時から備蓄を一定以上に積み増しておくことが、安定供給に向けて有効な対策となる一方で、備蓄の積み増しには追加費用（積み増し分の増産及び備蓄に係る費用）が発生すること等から、製薬企業により自主的に対応がなされることは期待できない。
- そのため、本事業においては、抗菌薬等の感染症対症療法薬・治療薬や供給確保医薬品を対象に、想定を超える感染症の流行や原薬の輸入途絶等に備えて、一定以上の備蓄の積み増しを行う製薬企業に対し、積み増しに伴う、増産（設備整備費、人件費、資材の保管費用等）及び備蓄（設備整備費及び保管費用）に係る追加費用を補助し、促すことで、当該医薬品の安定供給に向けた体制整備を行う。

2 事業の概要・スキーム

○ 感染症対症療法薬・治療薬や供給確保医薬品を対象に、一定以上の積み増しを行う製薬企業に対し、**積み増しに伴う、増産（設備整備費、人件費、資材の保管経費等）及び備蓄（設備整備費及び保管費用）に係る追加費用を補助**



3 実施主体等

- ・ 在庫の積み増しを行う製薬企業
- ・ 補助率：上記費用の1/2
 （国1/2、事業者1/2）

※卸売販売業者等に備蓄を委託する場合も補助の対象

令和8年度当初予算案 30百万円（一億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 40百万円

1 事業の目的

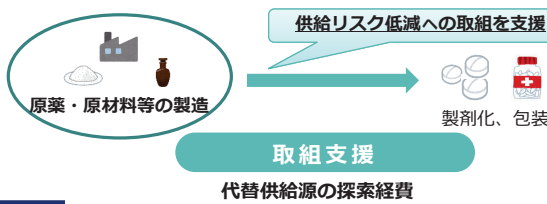
- 現在、我が国において、抗菌薬等の比較的安価な医療用医薬品を中心として、その製造に当たり、採算性等の関係で、原薬等の多くを海外から輸入している現状がある。
- **医療上必要不可欠な医薬品のうち、海外依存度の高い原薬等**について、医療提供体制の確保に支障が生じることがないよう、国内における医薬品の安定供給体制を強化する必要がある。



2019年に、海外での製造上のトラブルにより原薬等を輸入することができず、一部の抗菌薬について、長期にわたり安定的な供給が滞り、医療の円滑な提供に深刻な影響を及ぼす事案が発生した。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、海外での原薬等の製造停止・輸送の遅延等の発生や、新型コロナウイルス感染症の治療等に使用する医薬品の需要が世界的に急増した影響を受けて、一部の医薬品について国内での供給不安が生じた。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬等について、国内での安定供給を確保するため、**供給リスクの低減に取り組む製薬企業等を支援**する。



3 実施主体等

- ・ 海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬・原料等について、安定供給体制を確保しようとする製薬企業等

※ 補助率：上記費用の1/2
(国1/2、事業者1/2)



4 事業実績等

- ・ 令和5年度補正予算 交付実績 4事業者
- ・ 令和6年度補正予算 交付実績 7事業者

令和8年度当初予算案 68百万円（一億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 3.4億円

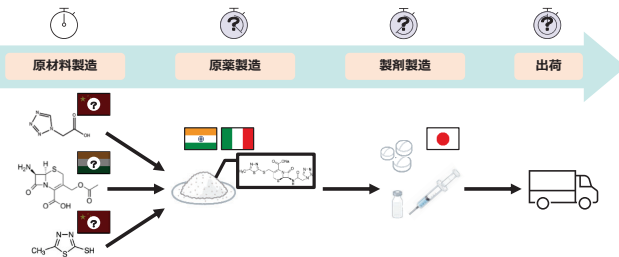
1 事業の目的

- 我が国の安全保障上、国民の生命を守るため、切れ目のない医療供給のために必要で、安定確保について特に配慮が必要とされる医薬品については、「供給確保医薬品」として選定し、安定供給の確保に必要な取組を進めている。
- 供給確保医薬品については、国際情勢・社会経済構造の変化等に伴い、重要な物資を取り巻く状況が変化することを踏まえ、サプライチェーンの現状と供給途絶等のリスクを不断に把握・点検することが重要である。そのため、本事業においては、供給確保医薬品について、サプライチェーンの現状も含め、供給リスク等の調査を実施する。
- 併せて、新規で承認された医薬品等、その時点では供給確保医薬品ではない成分であっても、供給リスク等の調査が必要な医薬品も想定されることから、本事業においては、供給確保医薬品以外の成分を対象にリスクの評価・分析を行い、調査が必要な成分に対しては、供給リスク等調査を実施する。

2 事業の概要・スキーム

事業①：供給確保医薬品サプライチェーン調査

供給確保医薬品について、原薬や原材料の供給国や製造方法、出荷までにかかる時間（リードタイム）等について、製造販売業者や製造業者に対するアタック等により調査を行う。

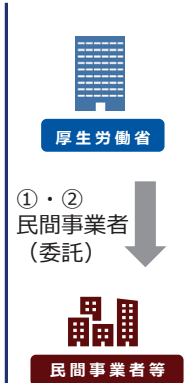


事業②：その他医薬品に対するリスク評価及び調査事業

医薬品のリスクを評価の上、供給確保医薬品以外で必要な医薬品に対してサプライチェーン調査を実施する。



3 実施主体等

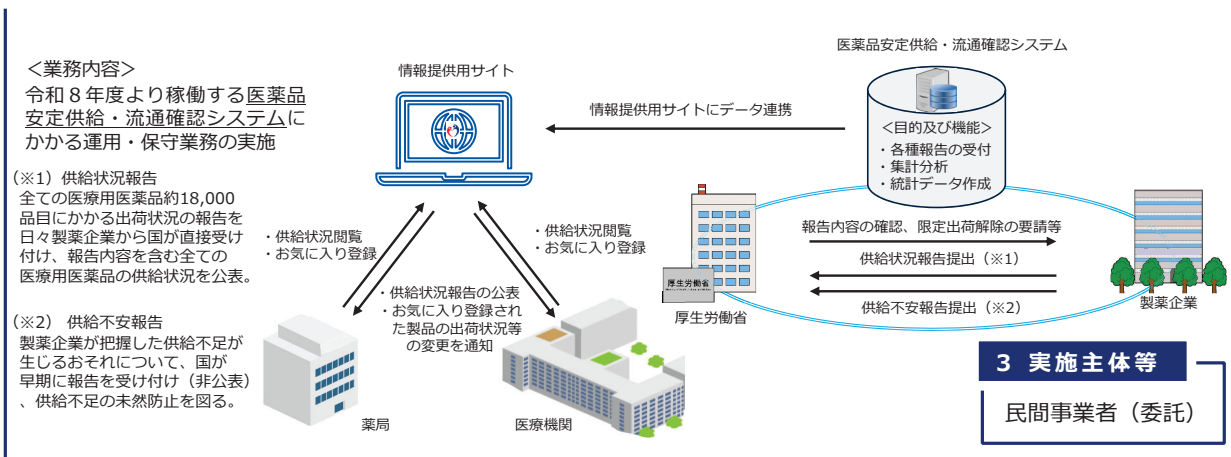


令和8年度当初予算案 1.9億円 (一億円) ※()内は前年度当初予算額
※デジタル庁計上

1 事業の目的

- 医薬品の供給状況の報告※1、2に係る国・製薬企業の作業負担を軽減しつつ、経時分析などの複雑な解析を可能とし、出荷状況の変更等を迅速に医療機関、薬局等に通知することができる機能を有する「医薬品安定供給・流通確認システム」について、システム稼働後の運用・保守業務を民間事業者へ委託して実施することとする。

2 事業の概要・スキーム



献血血液の確保対策事業

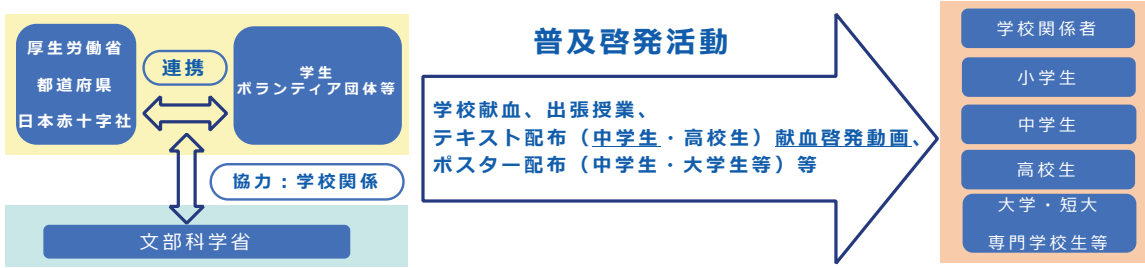
令和8年度当初予算案 20百万円 (20百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 毎年、医療需要に応じた献血血液の確保目標量を達成し、血液製剤の安定供給は確保されているが、近年、免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤の需要が増加傾向にある一方で、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少しているといった課題がある。
- ・ 将来に渡り必要な血液量を確保出来るように、今後の献血を支える若年層に対する普及啓発を一層推進する必要があるため、小中学生からの献血教育の推進に向けて、中学生向け献血啓発テキストを作成・配布するとともに、学校現場で広く活用することを想定した動画の作成・配信を行う。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 献血可能年齢である中学生を対象に、献血に対する理解促進を図ることを目的として、同世代の献血に関する推進活動等を紹介したテキストを印刷・製本し、全国の中学校生徒(1学年分)を対象に配布する。
- ・ 上記の献血啓発テキストを授業等で使用する際の導入資料として、献血啓発動画を作成して学校現場で広く活用していただくことで、今後の献血を支える若年層に対する普及啓発を一層推進していく。



3 実施主体等

実施主体：国

令和8年度当初予算案 1.5億円 (1.4億円) ※ ()内は前年度当初予算額

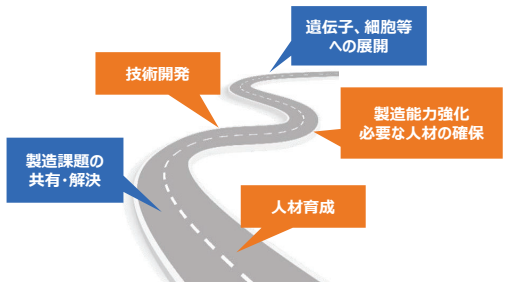
1 事業の目的

- バイオ医薬品は今後の成長領域であるが、我が国はそのほとんどを海外に依存し、国内製造されていない現状があり、経済安全保障上問題であるほか、国内のバイオCMO/CDMOも限られることから水平分業が進まず、バイオ医薬品の新薬開発にも支障が生じている。
- これまで厚生労働省では、バイオ医薬品開発等促進事業において、高度専門人材育成のための研修を行ってきたが、
 - ・ 国内製造に対する需要を鑑みると、より多くの人材を育成していく必要がある
 - ・ 実際の設備を用いた製造（スケールアップ）等の経験がなければ即戦力とならないが、各企業で実生産レベルの実習は困難であるとの声があがっている。また、新規医薬品のうちバイオ医薬品が占める割合が増加することに伴い、今後、特許切れのバイオ医薬品も増加していくことが見込まれる。
- 令和6年度からのバイオシミュラーの普及目標達成にあたり、安定的な供給を確保することが重要であるため、国内においてバイオ医薬品の製造技術を持つ人材の更なる育成を中心として、製造能力強化に関する支援をあわせて実施する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- バイオ医薬品の製造に関する課題や解決策を関係者間で共有し、連携を強化するとともに、以下の支援を進める。

- バイオ専門人材の育成を中心として、
 - ・ バイオシミュラーを含むバイオ医薬品の国内生産能力増強
 - ・ バイオ医薬品製造業者の国際競争力強化、水平分業推進等により、国内の医薬品シーズを成功に導く。



支援メニュー（対象：製薬企業、CMO/CDMO）

① 研修施設での人材育成支援【拡充】

- 製薬企業の社員等に対して、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ等に関する基礎的な研修プログラムを実施。
- これまでに、抗体医薬品、ウイルスベクター製品を対象とした研修を実施してきたが、多様なバイオ医薬品に対応するため、**令和8年度からは細胞加工製品を対象とした研修を追加する【拡充】。**

② 実践的技術研修の実施

- ①の研修の上乗せとして、製薬企業等の実生産設備を利用することに対し、受講費を半額支援する。
- 1年間の研修プランにより、一連の製造作業を一人で実施出来る**製造技術者レベル**を目指す。

3 実施主体等



GMP管理体制強化等事業

令和8年度当初予算案 1.2億円 (1.2億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度に、後発医薬品メーカーにおいて、製造工程中における薬物混入などの重大な違反行為が発覚。健康被害の発生のほか、製品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなど、医療現場に大きな混乱が発生し、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となった。現時点においても、依然として行政処分事例が発生している。
 - 当該事業では、製造記録の二重帳簿の作成や品質試験結果のねつ造など、発見が困難な法令違反が行われており、現在の行政におけるGMP（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）の査察体制では十分対応できていない実態が明らかになっている。
 - 第三者委員会等による調査の結果、原因の一つとして、企業における製造管理及び品質管理に対する意識の低下が指摘されている。
 - 国と都道府県の薬事監視の情報共有を含めた連携体制が必ずしも十分に整備されているとはいえないことも指摘されている。
- **医薬品医療機器総合機構（PMDA）及び都道府県の調査員の調査能力向上及び均てん化を進め、巧妙な法令違反行為を発見できるようにするとともに、医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMP適合性遵守に関するコンプライアンスを向上させることを目的とする。**

2 事業の概要・スキーム

- 国内のGMP査察能力を向上させるため、調査員の教育訓練や都道府県による査察への同行等による知識共有、製造管理等に係る最新技術の情報収集、海外規制当局との情報交換などを行うとともに、PMDAの調査員及び外部専門人材の確保を行う。
- 製造業者の役員、従業員に加え、製造業者を管理監督する製造販売業者や都道府県職員等、GMPに関する全ての関係者を対象とした講習会を開催し、医薬品メーカーにおける品質確保等に係るコンプライアンス意識や品質文化（クオリティ・カルチャー）の更なる醸成を図る。（令和4年度～）。
- 国と都道府県の薬事監視について、速やかな情報共有も含めた連携体制を整備し、その質的な向上を図るため、全国のGMP調査における不備事項を収集・分析等する体制を構築。都道府県の調査水準の向上及び均てん化を図るとともに、業界に実践的な啓発活動を行う（令和6年度～）。

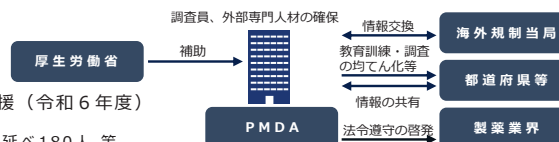
3 実施主体等

PMDA、補助率：10/10

4 事業実績

PMDAによる都道府県GMP調査体制への支援（令和6年度）

- ・ 都道府県GMP調査への同行：3件
- ・ 都道府県GMP調査員への研修機会の提供：延べ180人等

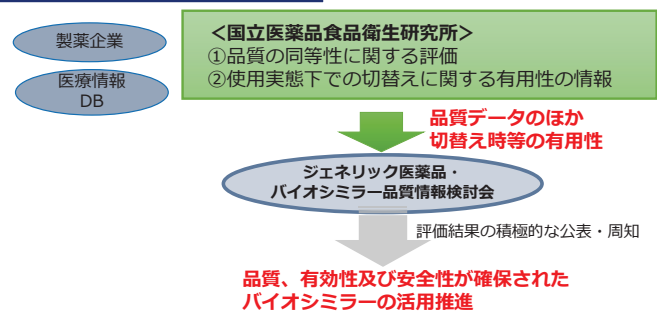


令和8年度当初予算案 42百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 先行するバイオ医薬品と同等/同質であり、安価なバイオ後続品（バイオシミラー）について、医療保険制度の持続可能性を維持する上で更なる使用促進が不可欠。バイオ後続品の特性や使用状況等を考慮しつつ、バイオ後続品が使用されやすい環境を整備する必要がある。
- 医療機関におけるバイオ後続品の使用に関する考え方として、品質や有効性、安全性に疑問がないバイオ後続品は積極的に使用するとの声が多く、普及啓発の観点からは、これらの情報を整理し、対外的に発信していくことが重要である。また、こうした情報は、医療現場におけるバイオ後続品活用のために必要であり、迅速に取り組む必要があると指摘されている。
- このため、①品質の観点から同等性に関する客観的な評価を実施するとともに、②医療情報DBを活用して切替時の有効性及び安全性に関するデータを取得し、③ワンストップで情報を公表し普及啓発を図ることにより、品質、有効性及び安全性が確保されたバイオ後続品の活用推進につなげる。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：国立医薬品食品衛生研究所

費用内訳：

- ・品質試験検査費
- ・使用実態下での臨床的同等性評価
- ・会議費

75

ジェネリック医薬品等の承認申請に係るデータの適合性調査の体制強化事業

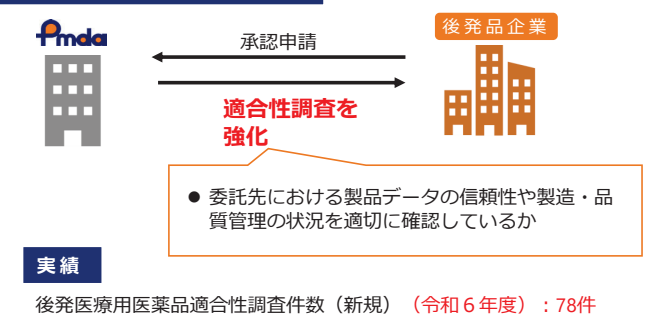
医薬局
医薬品審査管理課
(内線2737)

令和8年度当初予算案 12百万円 (12百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年の医薬品の品質不良・供給不安については、後発品市場において、共同開発(※)や外部への製造委託などの導入・活用による多数企業の参入が進み、少量多品目生産構造が生じたことが一因と指摘されている。
(※) 製造販売申請に必要な品質試験等のデータについて、ある企業が取得したデータを他の複数企業間で共有し、同じデータを用いて各社が申請を行うこと。後発品については、平成17年の改正薬事法施行にあわせ、認められるようになった。ただし、委託元の企業自身が、委託先のデータの信頼性や製造・品質管理の体制について、十分に把握し、責任を負うことが必須。
- 本事業では、品質・供給問題の発生を未然に防止するため、後発品の承認審査に当たり、以下の確認を実施する。
・適合性調査において、開発・製造を他社に委託する製品について、委託元(申請者)が委託先における製品データの信頼性や製造・品質管理の状況を確認するための体制や実際の確認状況について、確認する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- ・人件費(2名)：補助率50/100

76

リアルワールドデータに基づく後発医薬品安全性等確認事業

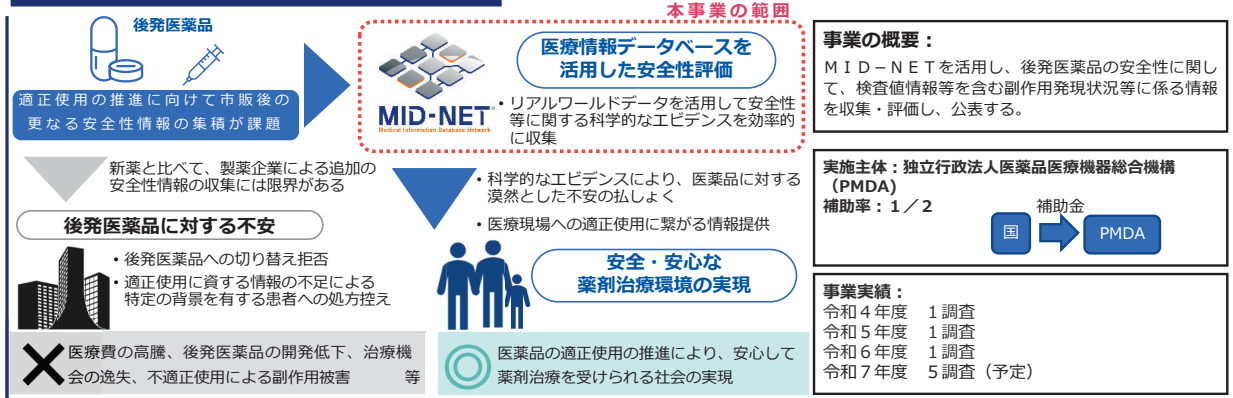
医薬局医薬安全対策課
(内線2751、2749)

令和8年度当初予算案 53 百万円 (53百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 後発医薬品の普及は医療の質を下げることなく医療費の適正化等を図るために重要であり、引き続き推進していく必要があるが、品質管理問題に端を発し、その安全性に対して国民の信頼が揺らいでおり、普及を推進する上で大きな障壁となっている。
- 国民の後発医薬品への懸念は、先発医薬品と比べてその安全性が遜色ないかという点が大きいが、同一成分を多数の製造販売業者が上市する後発医薬品の特性からも、製造販売業者による横断的な対応には限界がある。
- 本事業では、MID-NET（医療情報データベース）を活用し、客観性の高い安全性情報として、実臨床における後発医薬品の副作用の発生状況等を入力・解析し、科学的根拠に基づく安全性について医療現場等に向けて広く情報提供を行う。
- 後発医薬品は数量ベースで80%を超え、抗がん剤、抗血栓薬、糖尿病治療薬などの使用者が多い領域も含め引き続き多数の新規成分が上市されていることから、引き続き本事業を実施することで、後発医薬品の信頼性の回復に資するものとなる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



77

UNODC（国連薬物・犯罪事務所）との連携強化事業

医薬局監視指導・麻薬対策課
(内線2782)

令和8年度当初予算案 81百万円 (81百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、欧米諸国において合成麻薬のフェンタニル等の乱用が深刻な社会問題となっており、不正流通防止の観点から各国機関との連携の強化が必要。
- 東南アジア地域は、薬物密造地（ゴールドトライアングル）であり、日本向け覚醒剤（合成薬物※）密輸件数の3分の1を占める。
※ 合成薬物：覚醒剤、MDMA、LSD等化学的に合成された薬物。

国を跨いだ新たな枠組みの構築、国際機関等との情報共有や国際会議等への参加による情報収集を通じ、関係諸国と更なる連携を深め、国内外への不正薬物などの流入・流出阻止を図っていく。

2 事業の概要

UNODC（国連薬物・犯罪事務所）アジア太平洋地域事務所へ我が国の人材※を派遣する。UNODCは薬物の流通や乱用情報を集約し加盟国に提供することで、当該地域及び世界の薬物問題の改善に貢献している国際機関であり、合成薬物に関する調査事業に従事することで、薬物取締能力の向上を図るとともに、日本への薬物供給の抑制及び各国の薬物情勢や密輸等に係る情報収集を行う。

※ 派遣人材：薬物に精通し合成薬物乱用者の健康被害についても豊富な知見を有する麻薬取締官が適任であり、麻薬取締部にて候補者を選定。

○合成薬物の科学捜査能力の向上（物理プロファイルの能力の向上）及び情報連携

合成薬物には粉末、結晶、錠剤、液体などの多様な形状があり、それらの刻印等の外観、容器・包装のデザインにも様々な特徴が見られる。これらの薬物の外観及び容器・包装の態様を科学的に調査する方法（物理プロファイリング）を確立し、UNODCにおいて情報を集約するとともに、同情報を地域内及び地域間で共有する。
⇒ 薬物の密造地、流通経路、取引態様及びその背後にある犯罪組織の割り出しが可能。日本への薬物供給の抑制に貢献することが期待できる。

○新規合成薬物情報の収集能力の向上及び情報連携

合成薬物は伝統的なものに加えて、危険ドラッグのような新規薬物が容易に製造される。新たに乱用が確認された合成薬物の最新の押収事例を収集し、密造手法や用いられた原材料物質等の情報を各国間で共有する。
⇒ 地域全体における新規薬物に対する注意喚起と規制の強化が可能。

UNODCアジア太平洋地域事務所が所在するタイ・バンコクには各国捜査機関が駐在官を配置しており、麻薬取締官が駐在し同人と情報交換することで、各国の薬物情勢に加えて、日本への薬物密輸に関連する情報を効率的に収集できる。

3 実施主体・スキーム



78

令和8年度当初予算案 3.2億円（3.2億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 5.6億円

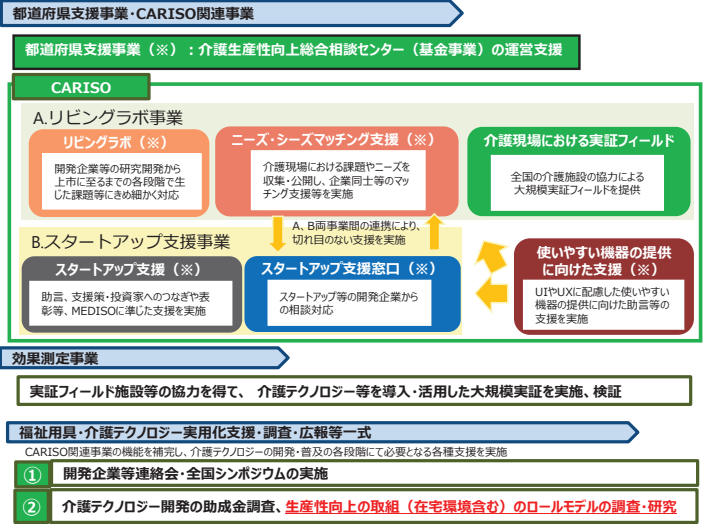
1 事業の目的

介護現場における更なるテクノロジーの活用推進について、単なる効率化ではなくケアの質の向上に資する生産性向上の取組であることが重要であるため、介護テクノロジー等にかかる実証を実施し、更なるエビデンスの充実を図る。また、令和7年度補正予算において実施するCARISO（CARE Innovation Support Office）について、その機能を補完するための支援（実証フィールドの提供等）を実施するとともに、生産性向上の取組（在宅環境含む）のロールモデルの調査・研究等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- (1) 効果測定事業
 - 実証フィールド事業所等の協力を得て、介護テクノロジー等を導入・活用した大規模実証・検証
- (2) 福祉用具・介護テクノロジー実用化支援・調査・広報等一式
 - 介護テクノロジー等に係る生産性向上の取組の情報発信や生産性向上の取組（在宅環境含む）のロールモデルの調査・研究等を行う
 - ・テクノロジー等を活用し職員の負担軽減やより良いサービス提供につなげている事例の収集
 - ・事業者等向け研修教材等の作成

右記の（※）書き事業は令和7年度補正予算により実施



令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（97億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- ・職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

2 補助対象

- 【介護テクノロジー】
 - 「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等（カタログ方式（※）により補助対象の判定）
 - ※（公財）テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム（TAIS）」において介護テクノロジーとして掲載
- 【パッケージ型導入】
 - 「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合に必要な経費
- 【その他】
 - 第三者による業務改善支援等にかかる経費

4 実施主体、実績

事業	R1	R2	R3	R4	R5
介護ロボット導入支援事業	1,813	2,297	2,720	2,930	316
ICT導入支援事業	195	2,560	5,371	5,075	423



3 補助要件等

- ・介護ロボット等のパッケージ導入モデルや生産性向上ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出の上、一定の期間、効果を報告すること
- ・第三者による業務改善支援又は研修・相談等による支援を受けること
- ・介護情報基盤の利用準備を整えること

【介護テクノロジー（介護ソフト除く）】			【介護ソフト】		【パッケージ型導入】	
区分	補助額	補助台数	補助上限額	補助台数	補助額	補助台数
○移乗支援（装着型・非装着型）	上限100万円	必要台数	● 1～10人 100万円 ● 11～20人 150万円 ● 21～30人 200万円 ● 31人～ 250万円 ※職員数により変動しない場合は一律250万円	必要台数	上限400～1,000万円	必要台数
○入浴支援						
○上記以外	上限30万円					

補助率 以下の要件を満たす場合は3/4を下限（これ以外の場合は1/2を下限）	
介護テクノロジー	【共通要件】 ・職場環境の改善を図り、収支が改善がされた場合、職員賃金へ還元することを導入効果報告に明記 ・従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこと ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること 【入所・泊まり・居住系】 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること 【在宅系】 ・令和8年度内にケアプランデータ連携システムまたは同等のシステムを利用すること
パッケージ型導入	【共通要件】 ・従業員がデジタル中核人材養成研修を受講していること 【入所・泊まり・居住系】 ・見守り、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用すること 【在宅系】 ・令和8年度内にケアプランデータ連携システムまたは同等のシステムを利用することにより5事業所以上とデータ連携を行うこと

介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

老健局高齢者支援課（内線3875）

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数（97億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護テクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に関する取組について、ワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施し、様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなげる。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

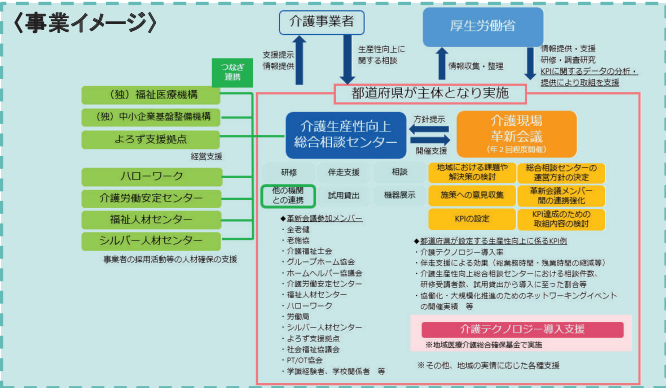
- 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護テクノロジーの導入その他生産性向上に関する支援・施策を実施するほか、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者等に対し、ワンストップ型の相談支援を実施する。

【実施事項(必須)】

- 介護現場革新会議の開催
- 介護生産性向上総合相談センターの設置
(介護テクノロジー等に係る相談・伴走支援等)
- 人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携

【実施事項(任意)】

- その他地域の実情に応じた各種支援事業



「介護生産性向上総合相談センター」の設置実績：44都道府県（令和7年11月末時点）

※改正介護保険法により、都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務規定が令和6年4月から施行

81

拡充

介護事業所における生産性向上推進事業

老健局高齢者支援課（内線3876）

令和8年度当初予算案 1.2億円（1.3億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中、介護現場の生産性向上を一層推進するため、セミナーやフォーラムの開催等を通じて取組の普及・加速化を図るとともに、介護事業所内でリーダーシップを発揮して取組を推進するデジタル中核人材を育成する。令和8年度は新たに、デジタル中核人材等による伴走支援の効果的なスキームを検討し、モデル的な取組を実施する。
- 加えて、小規模経営をしている法人が安定的に必要な事業を継続していくためには、協働化等の取組を進めていくことが有効であることから、経営の協働化等を地域で進める人材を育成するための調査研究を行う。

2 事業の概要

①生産性向上に係るセミナー等の実施

介護事業所が主体的に生産性向上に取り組めるよう、生産性向上ガイドラインの理解促進、好事例の横展開等を目的としたセミナーや、デジタル中核人材養成研修（所属事業所での活動、他事業所へのコンサルティング活動向け等）、生産性向上の機運を高めるためのフォーラム（介護サービス事業所・関係団体・テクノロジー開発企業の参加を想定）を開催し、生産性向上の取組の普及・加速化を図る。

②介護テクノロジー導入・活用の効果的取組の横展開に関する調査研究

【新規】①で実施するデジタル中核人材養成研修修了者の所属事業所における取組効果を検証し、必要な教材・ツール等の作成・見直しを行う

【新規】①で実施するデジタル中核人材養成研修修了者や研修講師、都道府県担当者による伴走支援の効果的な実施スキームを検討し、モデル的に実施

【新規】小規模事業所等における協働化等を進める人材に求められるスキル等を検討し、人材育成のためのテキストを作成・養成の試行

【継続】介護テクノロジー導入補助金等の効果に関する調査・分析を実施

③「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰」に係る事務局

都道府県との調整や情報の取りまとめ、選考委員会の運営等、事務局としての業務を実施するとともに、表彰を通じた好事例の横展開を図る。

3 実施主体等



4 事業実績等

令和6年度 セミナー参加事業所数 4,024

82

ケアプランデータ連携システム構築事業

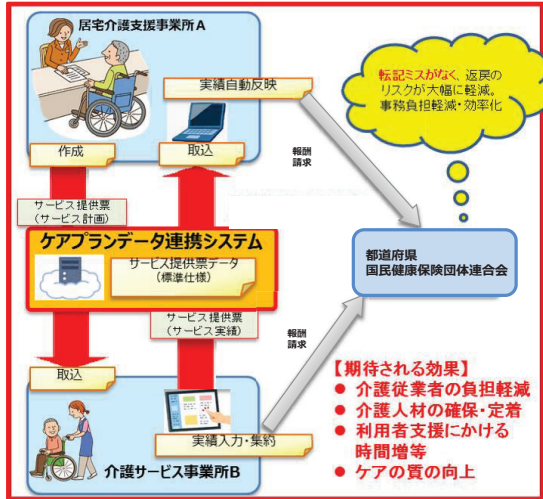
老健局高齢者支援課（内線3997）

令和8年度当初予算案 1.7億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所等の間でやり取りされるケアプランについて、介護ソフトからオンラインで送受信することを可能とし、事務負担の軽減を図ることを目的として、ケアプランデータ連携システムを公益社団法人国民健康保険中央会に構築（令和5年度本格運用開始）。令和8年度は運営基盤の安定化を図るための予算措置を行う。

2 事業の概要・スキーム



【事業内容】

介護情報基盤への統合を見据えたフリーパス（利用料の無料化）の運用による利用事業所の増加への対応も含めた運営基盤の安定化・強化を図る。

3 実施主体等



4 事業実績等

利用事業所数 約2.8万事業所（令和7年8月時点）

83

8020運動・口腔保健推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和8年度当初予算案 11億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等の歯予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2025」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1/2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - A 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - I 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所、5年度46箇所、6年度46箇所

3. 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

- 【実施主体：株式会社 等】
- ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
 - ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
 - ・ セミナー、シンポジウム等の開催等



2. 都道府県等口腔保健推進事業

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】2) I ①～⑤、II ①【実施主体：都道府県、政令市、特別区】1)、2) II ②、III ①② 補助率：1/2相当定額

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所、5年度53箇所
 - 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - I 8020運動・オーラルフレイル対策推進事業
 - ① 歯科疾患予防事業
 - ② 歯科健診事業
 - ③ 歯科健診・クリーニング事業
 - ④ 食育等小児口腔機能育成事業
 - ⑤ **オーラルフレイル予防推進事業【新規】**
 - II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業
 - ① 歯科保健医療推進事業
 - ② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業
 - III 調査研究事業
 - ① 歯科口腔保健調査研究事業
 - ② 多職種連携等調査研究事業
- 【事業実績】 I 3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所、6年度519箇所
II 3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所、6年度65箇所

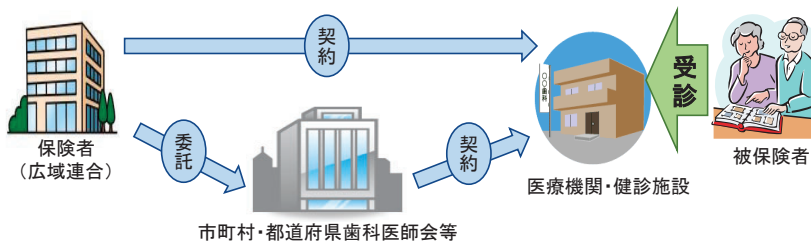
84

令和8年度当初予算案 9.8億円（8.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、広域連合は歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施。
国は広域連合に対し国庫補助（増額）を行うことにより、歯科健診事業を推進。
- 健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、国（厚生労働省）において策定した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。
〈例：後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（H30.10策定）〉咀嚼機能、舌・口腔機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態（歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況）
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施。

2 事業のスキーム



3 実施主体等

実施主体：広域連合
補助率：1/3
負担割合：国1/3、地域措置1/3
保険料1/3
事業実績：
実施広域連合数（受診者数）
令和4年度 47（44.9万人）
令和5年度 47（51.4万人）
令和6年度 47（53.1万人）

歯科医療提供体制構築推進・支援事業

令和8年度当初予算案 2.7億円（3.2億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆「骨太方針2025」においても、「歯科保健医療提供体制構築の推進・強化に取り組む」との方針が示されている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

① 歯科医療提供体制構築推進事業

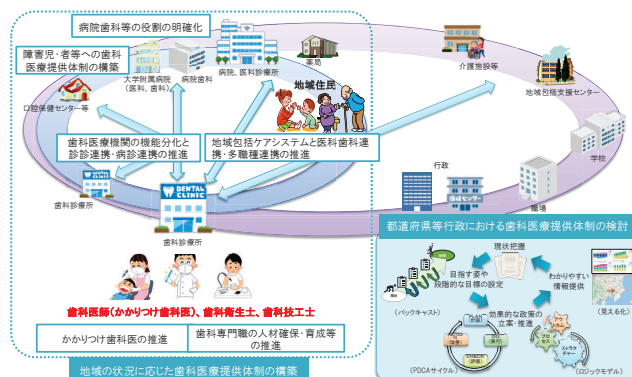
各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けた協議・検討に基づいた体制整備を支援する。

【実施主体】都道府県
【補助率】1/2相当定額

② 歯科医療提供体制構築支援事業

歯科医療提供体制の構築促進のため、各地域の課題解決に向けて具体的な取組を実施する事業を支援する。

【実施主体】都道府県、市町村、地域歯科医師会、大学等
【補助率】1/2相当定額



令和8年度当初予算案 27百万円 (-) ※0内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額18百万円

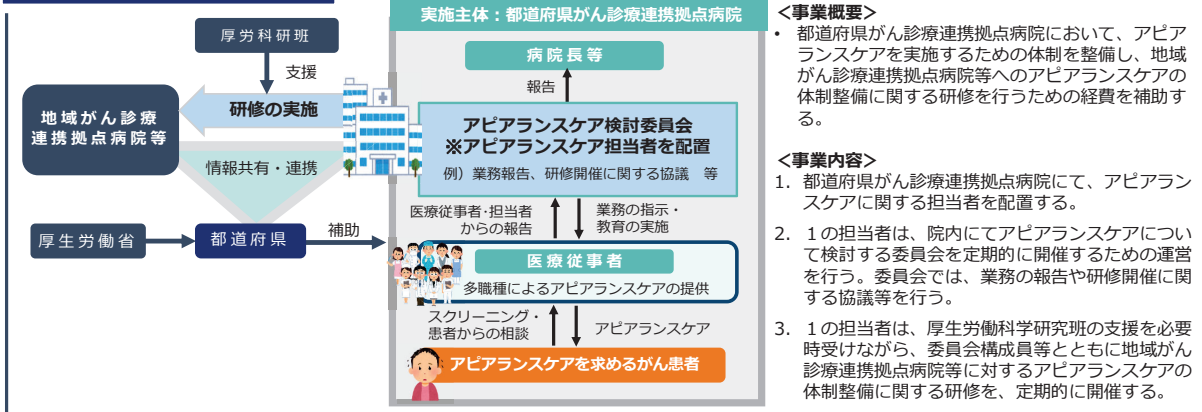
1 事業の目的

- ・がんやその治療に伴う外見変化(脱毛、爪、皮膚障害等)は、がん患者に苦痛を与え、社会生活に大きく影響することが指摘されていることから、医療従事者によるアピアランスケア(※)が求められている。
- ・令和5~7年度に実施したアピアランス支援モデル事業では、がん診療連携拠点病院等における望ましいアピアランスケア体制について検証した。その中で、アピアランスケアの体制整備には、多職種による支援、担当者の配置、アピアランスケアについて検討する委員会等の開催、アピアランスケアについての知識の周知等が必要であることが明らかとなった。
- ・本事業では、都道府県がん診療連携拠点病院において、がん患者に対し適切なアピアランスケアを提供する体制整備を支援することで、治療に伴う外見の変化に対する困難さを解消し、がん患者が尊厳をもって自分らしく生きることを目的とする。

※アピアランスケアとは、がんやその治療に伴う外見変化に起因する身体・心理・社会的な困難に直面している患者に対し、診断時からの包括的なアセスメントに基づき、多職種で支援する医療者のアプローチである。(国立がん研究センター中央病院HPより：一部改変)

【事業創設年度：令和8年度、補助先：都道府県、独立行政法人等、補助率：1/2(都道府県)、定額(10/10相当。独立行政法人等)】

2 事業の概要・スキーム



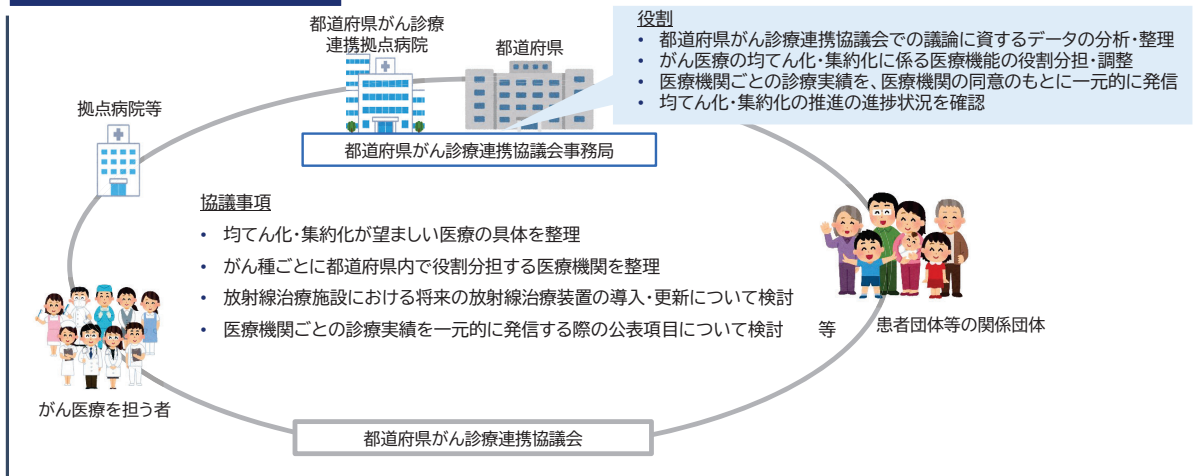
令和8年度当初予算案 38百万円 (-) ※0内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・第4期がん対策推進基本計画を踏まえ、都道府県が拠点病院等と連携して、地域の実情に応じ、均てん化を推進するとともに、85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年を見据えた持続可能ながん医療の提供に向け、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進する必要がある。本事業では、都道府県及び都道府県がん診療連携拠点病院が運営を担う都道府県がん診療連携協議会で、都道府県内のがん医療の均てん化・集約化に関する議論を推進することや、医療機関ごとの診療実績を、医療機関の同意のもとに一元的に発信し、国民に提供することで、がん患者が安全で質の高い患者本位の医療を適切な時期に受療できるように努めることを目的としている。

【事業創設年度：令和8年度、補助先：都道府県、独立行政法人等、補助率：1/2(都道府県)、定額(10/10相当。独立行政法人等)】

2 事業の概要・スキーム



新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(内線3827)

令和8年度当初予算案 16億円 (14億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和7年度補正予算額3.1億円

- がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

2 事業の概要・スキーム

1. 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行う(注)とともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。

注) 個別受診勧奨・再勧奨の対象年齢

- 子宮頸がん検診：20～69歳の女性
- 乳がん検診：40～69歳の女性
- 胃がん検診：50～69歳の男女
(胃部エックス線検査は40歳以上も可)
- 肺がん検診：40～69歳の男女
- 大腸がん検診：40～69歳の男女



2. 子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度受診対象者(子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配布する。

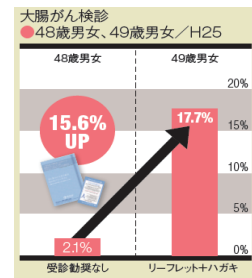
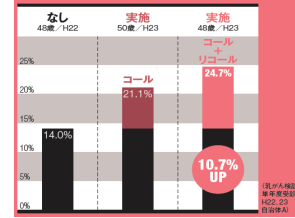
3. 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。

実施主体：市区町村 補助率：1/2

がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

(受診勧奨の効果の事例)



※がん検診受診率向上施策ハンドブック(厚生労働省)より

91

HPVワクチン等に係る普及啓発事業

感染症対策部予防接種課 (内線2998)

令和8年度当初予算案 34百万円 (34百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 予防接種法に基づく定期接種のワクチンについては、接種の検討・判断に資する情報の普及啓発や、被接種者等からの照会や相談に丁寧に対応するための体制の構築が求められている。
- 特に、HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチンについては、令和4年度より積極的勧奨を再開し、接種機会を逃した方へのキャッチアップ接種も実施したことから、本事業において、大学における周知キャンペーン、インターネット広告等、1人でも多くの接種対象者に届くように様々な媒体を使って普及啓発に取り組んできた。また、令和7年度は、キャッチアップ接種の経過措置を設けたことから、その内容を踏まえた、新しい普及啓発資材を作成し、資材を活用した広告配信等を実施した。
- キャッチアップ接種の経過措置は令和7年度末で終了することから、令和8年度においては、主な対象を定期接種の対象者とその保護者に絞り、接種の検討・判断に資するよう、最新のワクチンに関する情報や、有効性・副反応に関する情報提供を、着実に実施していく。また、引き続き、予防接種の実施主体である自治体や、医療機関において、被接種者等からの照会や相談に適切に対応するため研修会を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体・事業実績

●事業内容

自治体の予防接種担当者や医療従事者が被接種等に正しく丁寧な説明や対応ができるよう研修を実施するほか、普及啓発のための資材を作成する。

(1) 検討委員会の設置

以下(2)～(4)について、効果的に進めるため、有識者による検討委員会を設置する。

(2) 実態把握等の実施

以下(3)(4)やその他予防接種行政等にかかる実態把握を実施する。

(3) 自治体職員向け研修、医療機関向け研修(説明会)

HPVワクチン等の定期接種に関する説明会を実施する。

(4) 国民への普及啓発

最新のワクチンに関する情報、有効性や副反応に関する情報など定期接種を受ける方(保護者)向けの資材を作成する。

●経費の性質

本省経費(庁費類)

委託事業

実施主体等

厚生労働省(委託事業)

研修(説明会)

リスクコミュニケーション啓発資材

厚生労働省



研修

研修

周知資材の作成・提供

都道府県・市町村



医療機関

国民・市町村等



事業実績

- 医療機関向け説明会の開催(1回)
- インターネット広告の配信
- 普及啓発資材の作成および改訂(HPVワクチンに関するリスクコミュニケーション啓発資材、周知広報のための資材)

92

脳卒中・心臓病等特別対策事業

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和8年度当初予算案 3.1億円 (2.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「循環器病対策基本法」第11条第1項において、「都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定しなければならない」とされている。
- 本事業は、都道府県が策定した「都道府県循環器病対策推進計画」に基づく循環器病対策を適切に実施・推進するため各種事業の実施に必要な経費である。
- 令和7年度までに「脳卒中・心臓病等総合支援センター」が全国に設置されたことを踏まえ、都道府県は本事業を活用し、「脳卒中・心臓病等総合支援センター」と連携しながら、より実効性の高い循環器病対策を実施する必要がある。

2 事業の概要・事業イメージ

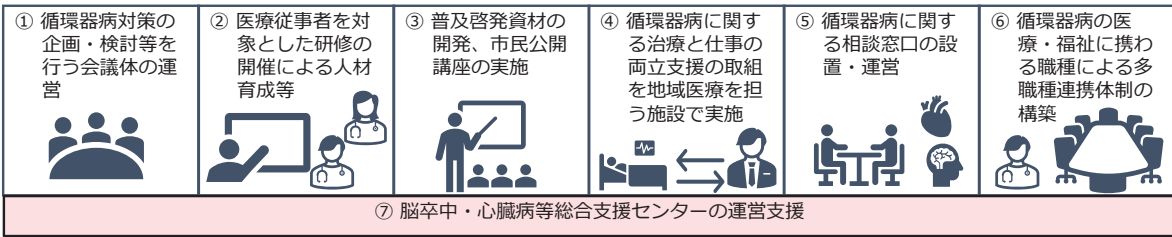
【事業創設年度：令和3年度、補助先：都道府県、補助率：1/2】

【事業内容】

都道府県は、「都道府県循環器病対策推進計画」に基づく循環器病対策の各種目標等の実現・達成のために、各都道府県に設置された「脳卒中・心臓病等総合支援センター」と連携しながら、以下の事業を実施する。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ① 都道府県循環器病対策推進事業 | ⑤ 循環器病の相談に資する事業 |
| ② 循環器病医療提供体制の整備等に資する事業 | ⑥ 循環器病対策に資する多職種連携推進事業 |
| ③ 循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業 | ⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業 |
| ④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業 | |

↳ 対象都道府県数の増37都道府県→47都道府県



93

新規

脳卒中・心臓病等の対策に係る総合推進事業費

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和8年度当初予算案 91百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 1.1億円

- 国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条第2項の規定に基づき、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされており、わが国の脳卒中や心臓病等の循環器病対策において中心的な組織である。
- 一方で、わが国の脳卒中や心臓病等の循環器病対策は、循環器病対策基本法に基づき、現在は「第2期循環器病対策推進基本計画」として「2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を全体目標に掲げ、個別施策として、①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実、③循環器病の研究の推進を掲げているところである。
- 本事業では、脳卒中や心臓病等の循環器病対策を適切に実施するための総合的な支援を、国立循環器病研究センターが実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

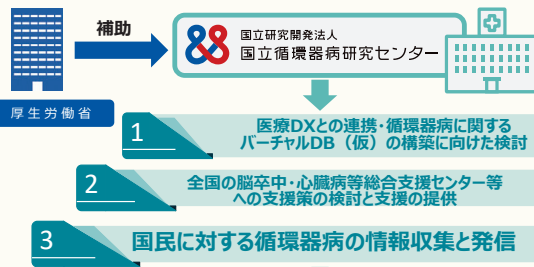
【実施主体：国立循環器病研究センター】 【事業創設年度：令和8年度、補助率：定額（10/10相当）】

個別施策

【基盤】(1) 循環器病の診療情報の収集・活用の支援に係る事業：現在政府が進められている「医療DX」が目指す全国の医療機関等が医療情報等を共有・交換する仕組みを活用し、循環器病領域においても、診療情報の収集・活用に向け、「医療DX」の取組との連携し、それらに必要な調査や、循環器病に関するバーチャルデータベース構築（仮）等を検討する。

【保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実】

- (2) 循環器病に係る医療提供・相談支援体制の構築・推進に係る事業
- ・ 全国の脳卒中・心臓病等総合支援センターが参加する会議体の運営等を行い、医療機関間のネットワークの構築を支援する。
 - ・ 各都道府県の脳卒中・心臓病等総合支援センターが設置された医療機関に対し、困難事例に対する助言や好事例の横展開等を行い、各医療機関におけるセンターの運営が円滑に進むような支援策の検討並びに具体的な支援の提供を行う。
- (3) 循環器病に関する情報収集と科学的根拠に基づく国民への情報発信に係る事業
- ・ 循環器病に関する臨床情報や疫学データ等の最新知見の収集を行う。
 - ・ 循環器病に関する情報を一元化し、ポータルサイト等を用いて国民に向けた情報発信を行う。



循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

- (4) 第2期循環器病対策推進基本計画の進捗管理に関する事業
- ・ 国の循環器病対策の進捗管理やその評価方法の検討を行う。

4 循環器病対策推進基本計画の進捗管理・評価

94

リウマチ・アレルギー疾患対策の推進

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和8年度当初予算案 9.4億円 (9.5億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 29百万円

1 事業の目的

- 令和4年3月に一部改正したアレルギー疾患対策基本指針に基づき、医療提供体制の整備、正しい情報の普及啓発等を実施することで、アレルギー疾患対策の推進を図る。
- また、平成30年11月にとりまとめられたリウマチ等対策委員会報告書に基づき、リウマチ医療の均てん化等を実施し、リウマチ対策の推進を図る。

2 事業の概要

アレルギー情報センター事業

- | | |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------|
| ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成 | 令和8年度当初予算案
42百万円 (42百万円) |
| ② リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催 等 | |

アレルギー疾患医療提供体制整備事業

- | | | |
|-------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| ① アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築 | ③ アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業 | 令和8年度当初予算案
59百万円 (58百万円) |
| ② アレルギー疾患医療の診断等支援 | ④ 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 等 | |

リウマチ・アレルギー特別対策事業

- | | | |
|--------------------------|--------------|-----------------------------|
| ① 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催 | ③ 正しい知識の普及啓発 | 令和8年度当初予算案
69百万円 (69百万円) |
| ② 医療提供体制の整備 | ④ 関係者の人材育成 等 | |

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- | | |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------|
| ① 免疫アレルギー疾患政策研究事業 | 令和8年度当初予算案
7.6億円 (7.4億円) |
| ② 免疫アレルギー疾患実用化研究事業 (医薬品PJ, ゲノム・データ基盤PJ, 疾患基礎研究PJ) 等 | |

アレルギー疾患等最新医療情報アップデート事業

(参考)

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ① すべての医療者が認知すべきアレルギー疾患の知識・課題点の整理 | 令和7年度補正予算額
29百万円 |
| ② 標準治療や最新情報がアップデートできる資料作成及び周知啓発 等 | |

95

新規

腎不全患者に対する緩和ケア等の総合推進事業費

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和8年度当初予算案 82百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 22百万円

1 事業の目的

緩和ケアの体制はがん領域を中心に整備が進められてきたが、非がん領域については課題が残っている。特に腎不全患者の症状緩和に関するケアについては、「研修体制が十分ではない」、「在宅医療の実施体制が整っていない」、「腎不全患者の治療選択のための情報の不均衡」等といった課題があり、緩和ケアを必要とする患者に対して十分に緩和ケアを提供できていない場合もあり、腎不全患者の緩和ケアの提供体制の整備が必要である。本事業では、腎不全患者に対する緩和ケア等を総合的に推進することを目的とする。

2 事業の概要

①腎不全患者に対する緩和ケアに関する研修プログラムの作成等を実施するなど、研修制度の立ち上げ支援

- ・ 医療従事者向けの慢性腎不全に関する緩和ケアについての研修プログラム (e-learning) の開発、研修会の実施 等

②持続可能な在宅医療の診療体制を構築するための取組を支援するモデル事業を実施し、腎不全患者に関する在宅医療を行いやすい環境の整備

- ・ 自治体、地域の訪問看護師、介護施設、地域の医師会、透析関連企業等と連携し、腎不全患者の在宅医療に係る診療体制の構築に必要な検討等を実施できる体制の構築
- ・ 在宅医療や在宅緩和ケアを扱える訪問看護師への育成、介護施設が腎不全患者を受け入れやすくする体制作り 等

③緩和ケアを含めた腎不全治療に関する正しい情報を提供するための、ウェブサイト等の作成による啓発

- ・ 腎不全に伴う症状の緩和ケア、腎疾患、透析療法 (在宅血液透析、腹膜透析、腎移植含む) に係る最新の知見に基づいた正しい情報
- ・ 各医療機関が対応できる腎疾患に対する治療・検査 (緩和ケア、腹膜透析、腎移植、腎生検の可否等) がわかる医療機関情報リストの公開 等

3 実施主体等

◆実施主体：①③関係団体、②医療機関等

◆補助率：定額 (10/10相当)

96

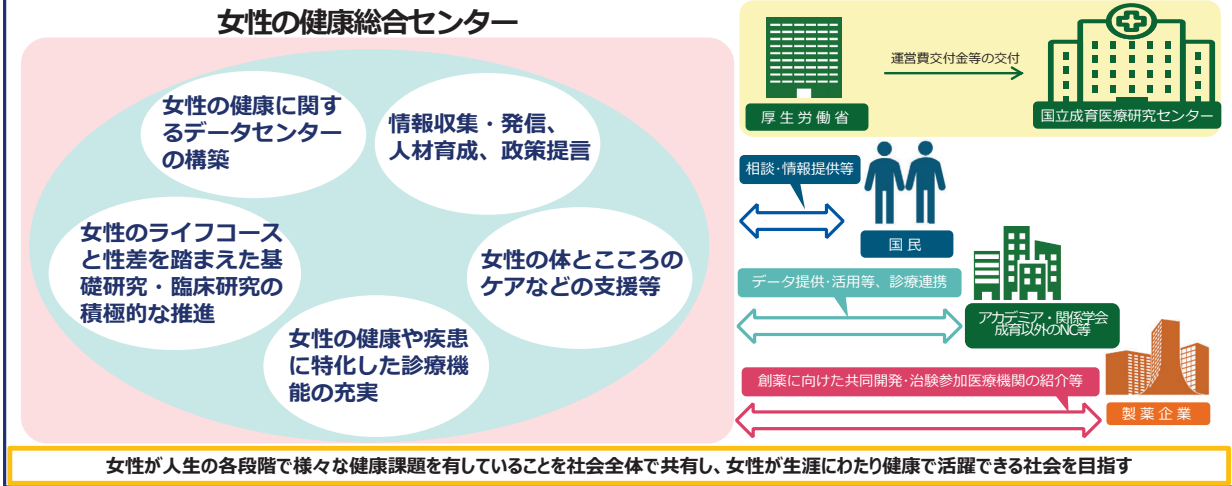
令和8年度当初予算案 28億円 (22億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 16億円

1 事業の目的

女性は、ライフステージ毎に心身の状況が大きく変化することにより女性特有の健康課題などが生じるため、就労の継続等に影響を与えるなど、社会的・経済的な損失も発生している。このため、女性の健康や疾患について、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、男女の性差を重視し、特性に合った病態の解明・治療・予防に向けた研究を推進するとともに診療機能の充実を図る。

2 事業の概要・事業スキーム・実施主体等

国立成育医療研究センターに設置している女性の健康総合センターにおいて、女性の健康や疾患に特化した研究やデータの収集・解析、情報発信等を行うために必要な経費について財政支援を行う。



高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業

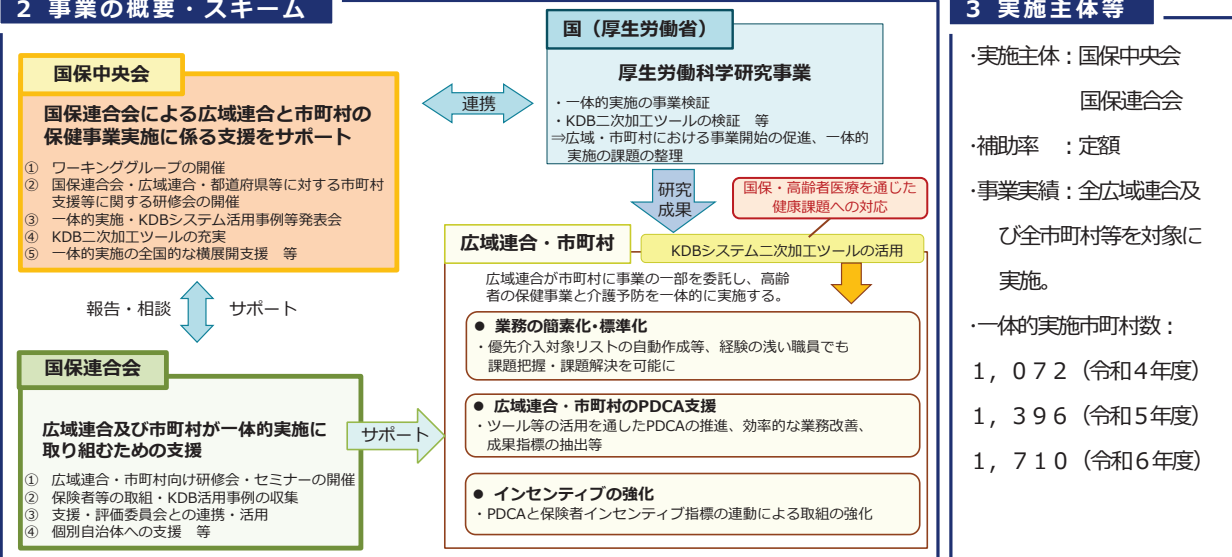
令和8年度当初予算案 1.0億円 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 93百万円

1 事業の目的

令和2年度から開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施※」について、全市町村での効率的・効果的な事業実施に向けて取り組むよう効果的な事例の横展開を図る。

※高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

2 事業の概要・スキーム



糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援

保険局保険課（内線3544）

令和8年度当初予算案 66百万円（66百万円）※（）内は前年度当初予算額

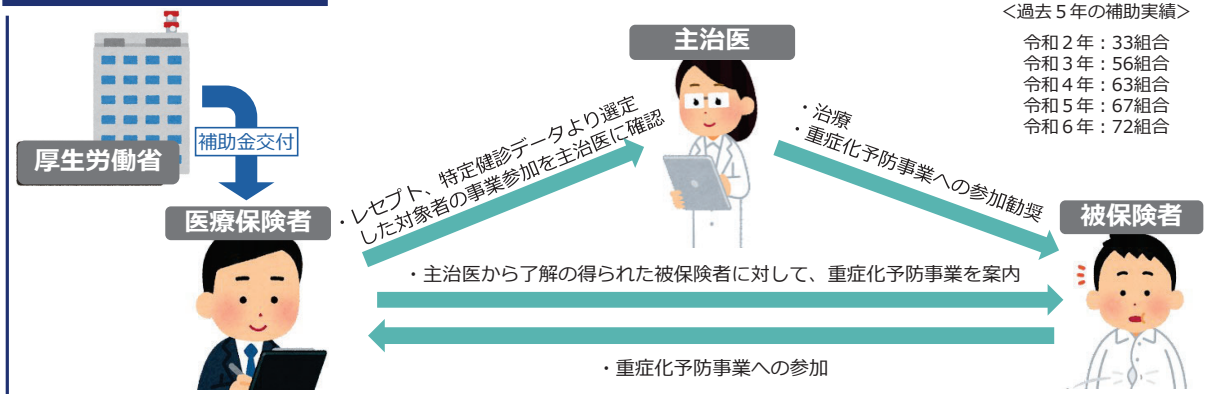
1 事業の目的

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2023」（令和5年12月21日閣議決定）において、「生活習慣病予防と重症化予防の先進・優良事例の把握・横展開を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進」と掲げられている。
- 令和6年度に改定された日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を参考にしながら、引き続き取組を推進する。

2 事業の概要

- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等の費用を補助する。
- 糖尿病性腎症の重症化予防に加えて、循環器病の予防・進行抑制を目的とした生活習慣病の重症化予防のための保健指導等の費用も補助する。

3 事業スキーム・実施主体等



予防・健康づくりに関する大規模実証事業の実施

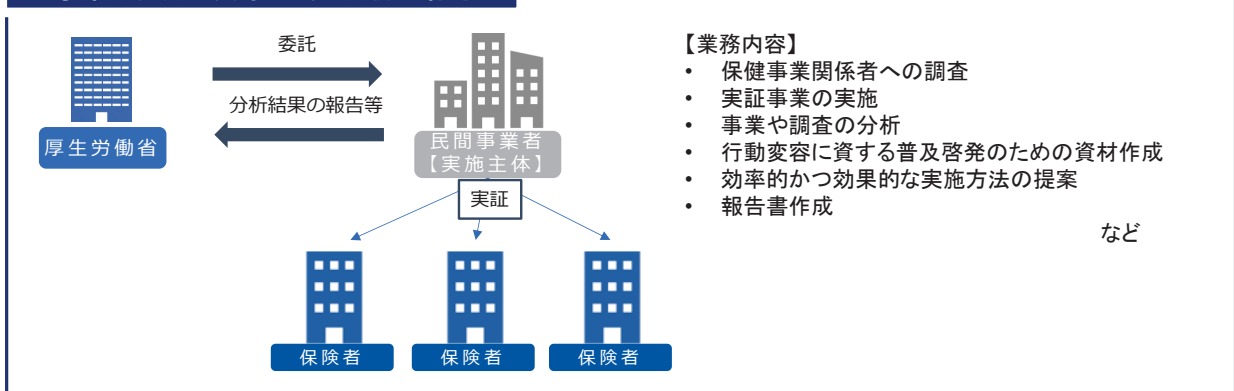
保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室（内線3124）

令和8年度当初予算案 1.1億円（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度から令和5年度まで、保険者等によるエビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を促進するため、特定健診・特定保健指導などをはじめとした分野において実証事業を実施し、特定保健指導において、成果が出たことを評価する評価体系（アウトカム評価）を導入する等の成果を得て、第4期特定健診・特定保健指導の制度の見直しを行ったところである。
- 他方、特定保健指導の対象者は増加しているが、特定保健指導を行う専門職の人手も限られており、より効率的に成果を得られる方法を検討する必要がある。
- そこで、第5期特定健診・特定保健指導に向けて、ICT等を活用した効率的・効果的な特定保健指導の手法を検討し、複数の保険者においてその効果の実証を行う。今後はこうした制度見直しの趣旨を発展させ、効果的・効率的に肥満・生活習慣病対策を行い、その他の予防・健康づくりの取組にも資するよう、関係学会と協働しつつ、エビデンスの整理や啓発を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



国保保健事業の健康づくり・医療費適正化に向けた調査・分析等事業

保険局国民健康保険課 (3213)

令和8年度当初予算案 47百万円 (50百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

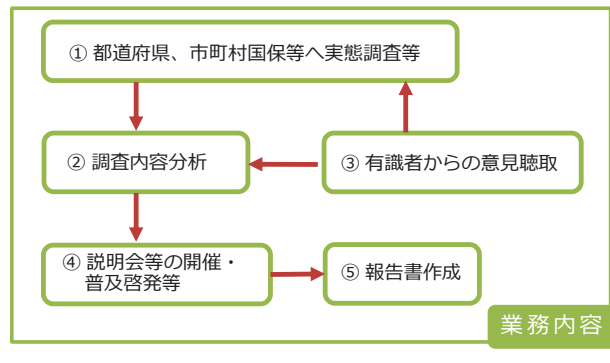
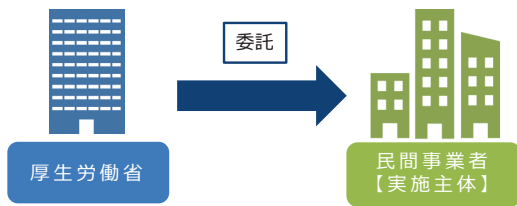
1 事業の目的

国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者における医療費適正化等の取組に対する支援として平成28年度より開始し、平成30年度より本格的に実施されている。この制度は、適正かつ客観的な指標に基づき、都道府県及び市町村の保険者ごとに実施されている取組状況や実績を点数化し、それに応じて国から交付金を交付するものであり、保険者の取組を推進している。

本事業では、保険者でこれまで実施されてきた予防・健康づくりの取組内容の調査・分析等を行い、これらの内容を踏まえ保険者における取組内容の課題を明確にする。また、その結果を踏まえて、健康づくりや医療費適正化に効果的な取組評価指標を整理し、今後の取組評価指標の見直しに活用すること及び保険者における取組の質を向上させる具体的な方策を検討することにより、地域における保健事業の取組の充実・質の向上を目指す。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 厚生労働省からの委託により、以下の業務内容を実施する。



スマート・ライフ・プロジェクト推進事業

健康・生活衛生局健康課 (内線2396)

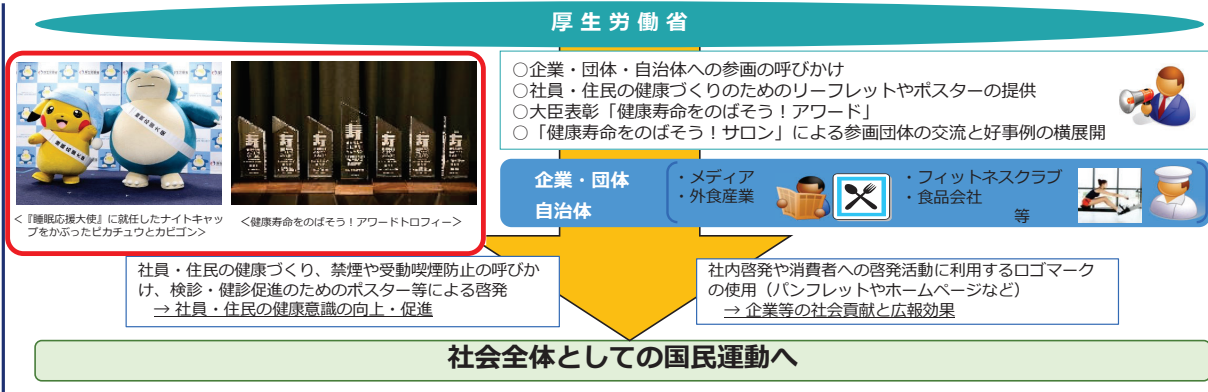
令和8年度当初予算案 1.8億円 (1.8億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。

○目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」「良質な睡眠」「女性の健康」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

【委託費：民間団体】

令和8年度当初予算案 1,711億円（1,623億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 30億円

1 事業の目的

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者等への医療費助成等を行うなど、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

2 事業の概要・スキーム等

- (1) 難病患者等への医療費助成の実施
 - ▶ 指定難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。
(主な事業) 難病医療費等負担金/令和8年度当初予算案: 1,376億円/実施主体: 都道府県、指定都市/補助率: 1/2 /実績(令和6年度末時点の支給認定者数): 112万人
- (2) 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実
 - ▶ 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。
(主な事業) 難病相談支援センター事業/令和8年度当初予算案: 6.7億円/実施主体: 都道府県、指定都市/補助率: 1/2
- (3) 難病の医療提供体制の構築
 - ▶ 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行う。
(主な事業) 難病医療提供体制整備事業 /令和8年度当初予算案: 4.9億円/実施主体: 都道府県/補助率: 1/2
- (4) 小児慢性特定疾病対策の推進
 - ▶ 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援等を行う。
(主な事業) 小児慢性特定疾病医療費負担金 /令和8年度当初予算案: 181億円/実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市/補助率: 1/2
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金/令和8年度当初予算案: 9.2億円/実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市/補助率: 1/2
- (5) 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進
 - ▶ 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発(遺伝子治療、再生医療技術等)に関する研究を行う。
(主な事業) 難治性疾患政策研究事業 /令和8年度当初予算案: 18億円
難治性疾患実用化研究事業 /令和8年度当初予算案: 86億円、令和7年度補正予算額: 20億円

拡充 移植医療対策の推進

令和8年度当初予算案 38億円（37億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和7年度補正予算額 13億円

造血幹細胞移植対策の推進 24億円（25億円）

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤であるバンクが安定的に運営できるよう支援を行う。

2 事業の概要

- ① 骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費） 5.1億円（5.0億円）
(参考) 令和7年度補正予算 2.1億円
骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業者（骨髄/バンク）の安定的な運営を支援する。
- ② 骨髄データバンク登録費 5.8億円（6.5億円）
骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。
- ③ 臍帯血移植対策事業費（臍帯血バンク運営費） 6.6億円（6.5億円）
(参考) 令和7年度補正予算 2.0億円
臍帯血供給事業者（臍帯血/バンク）の安定的な運営を支援する。
- ④ 造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 500万円（500万円）
(参考) 令和7年度補正予算 2.3億円
造血幹細胞移植の治療成績や安全性の向上につなげるため、患者の治療内容やドナーの健康情報等に関するデータの処理・解析を行う。
- ⑤ 造血幹細胞提供支援機関事業 2.1億円（2.0億円）
骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を支援する。
- ⑥ 造血幹細胞移植医療体制整備事業 3.8億円（3.9億円）
移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、各地域における造血幹細胞移植連携拠点病院の体制整備を図る。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体: ①（公財）日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県等
- ◆ 補助率: 定額、1/2

4 移植実績等

- ◆ 骨髄バンクドナー登録者数: 562,452人（令和7年3月末時点）
- ◆ 臍帯血新規公開本数: 2,298本（令和6年度）
- ◆ 移植数: 2,338件（令和6年度）（内: 骨髄移植等 1,025件 臍帯血移植 1,313件）

臓器移植対策の推進 14億円（12億円）

1 事業の目的

国民に臓器提供に関する意思を表示することや家族等と話し合うことの重要性を理解していただけるような普及啓発の取組を行うとともに、善意の意思による臓器提供が確実に移植に結びつくよう、臓器提供施設、臓器あつせん機関及び移植実施施設の更なる体制強化を進めていく。

2 事業の概要

- ① 臓器移植対策事業費（臓器あつせん機関運営費） 11億円（9.4億円）
日本臓器移植ネットワーク（JOT）のみが担っている眼を除去しなくてもよい臓器提供について、JOTの業務負担を軽減しつつ、物理的距離の課題を改善することで、より効率的なあつせんが可能となるよう、ドナー関連業務を実施する法人（ドナー関連業務実施法人）を各地域に設置し、JOTから当該業務を移行する取組を進めている。
ドナー関連業務には高度な専門性が求められるため、ドナー関連業務実施法人が設立された地域では、JOTが当該法人の業務を支援しつつ、適切かつ円滑に業務の引継ぎを実施すること等により、臓器あつせん体制を強化していく。
(参考) 令和7年度補正予算
・ドナー関連業務に係るシステムの改修等 1.5億円
- ② 臓器提供施設連携体制構築事業費 2.8億円（2.7億円）
脳死下及び心停止後の臓器提供の経験が豊富な施設が、臓器提供の経験が少ない施設等に対して、研修等を通じた平時からのノウハウの共有やドナー発生時の人員派遣等を実施することで、全国の臓器提供施設を支援し、臓器提供体制を強化していく。
(参考) 令和7年度補正予算
・臓器移植実施体制推進支援事業 4.7億円
- ③ 普及啓発等事業費 360万円（250万円）
臓器提供の意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、国民に臓器提供に関する意思を表示することや家族等と話し合うことの重要性を理解いただく。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体: ①臓器あつせん機関、②医療法人等、③国
- ◆ 補助率: 定額、1/2

4 移植実績等

- ◆ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供
令和6年度の脳死下臓器提供者数は139名と過去最高数になった。

※上記の他、当初予算案には、移植医療の研究の推進として1.5億円（1.5億円）を計上している。

令和8年度当初予算案 14億円（14億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変は、予後が悪く長期の療養が必要となる等の特徴があることから、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを旨としたガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が、
 - ・年収約370万円以下（※）で、
 - ・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療の医療費について、高額療養費の限度額（※）を超える月が過去2年間（24ヶ月）で2月以上ある場合、
 当該2月目以降の医療費について、自己負担額が1万円となるよう助成。
- なお、2月目以降（助成が行われる月）については、都道府県が指定する指定医療機関で治療を受けている必要がある。

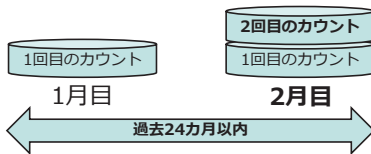
（※）年齢・所得区分ごとの高額療養費の限度額

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税Ⅱ			24,600円
住民税非課税Ⅰ	75歳以上 1割又は2割	8,000円	15,000円

※1：多数回該当44,400円（12月以内に4回以上）
 ※2：多数回該当24,600円
 ※3：年上限14.4万円

- 実施主体：都道府県（補助率1/2）



※令和6年4月より、高額療養費の限度額を超える月数の要件を緩和
 過去1年間（12ヶ月）で3月以上 ⇒ 過去2年間（24ヶ月）で2月以上

令和8年度当初予算案 572億円（1,181億円） ※（）内は前年度当初予算額
 ※令和7年度補正予算額 1,198億円

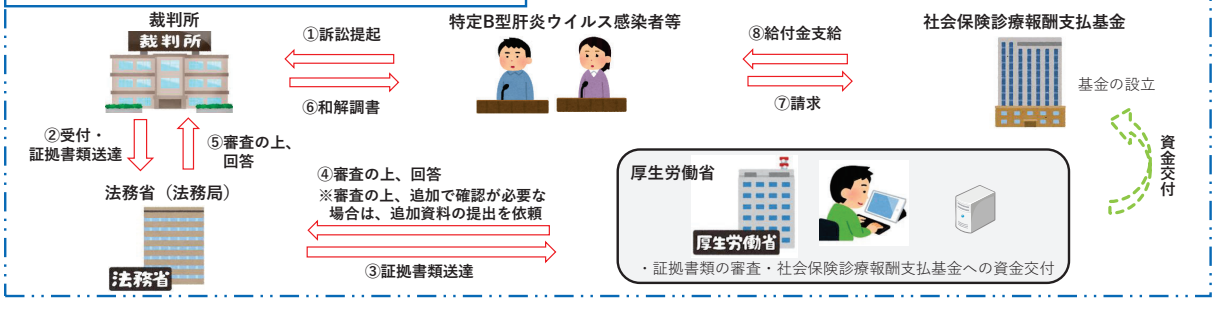
1 事業の目的

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給することにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づき、社会保険診療報酬支払基金に基金を造成し、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を受けた者及びその相続人に対し、給付金等の支給を行う。（令和6年度末の和解者数：115,895人）

■「訴訟提起」から「給付金支給」までの実務の流れ



原爆被爆者等の援護

健康・生活衛生局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室（内線2955）

令和8年度当初予算案 1,028億円（1,097億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

原爆被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることにかんがみ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療、福祉にわたるさまざまな援護施策を実施。

2 事業の概要

- **被爆者の保健、医療、福祉に関する事業等に必要な経費**
 - (1) 医療の給付等に必要な経費 268億円
(主な給付) 認定疾病医療、一般疾病医療、健康診断 等
 - (2) 諸手当等の支給に必要な経費 623億円
(主な手当) 医療特別手当、健康管理手当、介護手当 等
 - (3) 保健福祉事業等に必要な経費 77億円
(主な事業) 介護保険等利用被爆者助成事業、原爆被爆者保健福祉施設運営事業 等
- **原爆死没者追悼事業等に必要な経費** 12億円
(主な事業) 国立広島・長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業、被爆体験伝承事業、被爆建物・樹木の保存事業、被爆の実相の継承に資する発信機能強化支援事業 等
- **原爆放射能影響調査研究等に必要な経費** 48億円
(主な事業) 放射線影響研究所補助金、第二種健康診断特例区域治療支援事業 等

3 実施主体

都道府県、広島市、長崎市、（公財）放射線影響研究所、民間団体 等

107

輸入食品の監視体制の確保

感染症対策部企画・検疫課（内線2467）

令和8年度当初予算案 23億円（21億円）※（）内は前年度当初予算額

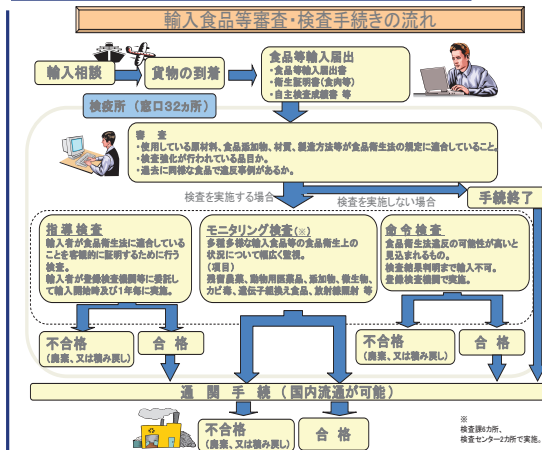
1 事業の目的

我が国には、世界各国（約200カ国）から食品が輸入されており、日本人の食事のカロリーベースの6割程度となっている。令和6年度においては、約247万件の食品が輸入されており、対前年度比で約12万件の増加となっている。今後も国際的な経済連携協定（TPP11、日EU・EPA、RCEP等）の推進に伴い輸入食品の増加が見込まれており、国内流通する輸入食品の安全・安心の確保を図る必要がある。

2 事業の概要

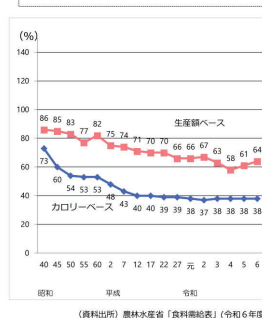
輸入食品のモニタリング検査等を実施するための経費、検査機器の更新維持のための経費の確保を行うことにより、輸入食品の監視体制の確保を行う。

3 事業のスキーム・事業主体等

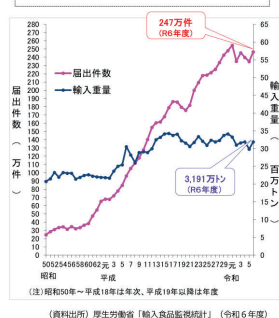


日本は食料の多くを海外に依存

日本の総合食料自給率の推移



輸入食品件数・重量



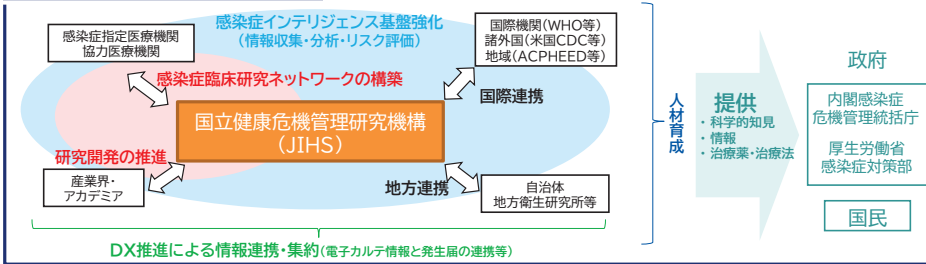
令和8年度当初予算案 177億円（174億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 42億円

1 事業の目的

- **新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）**においては、次の感染症危機への備えをより万全にしていくため、国立健康危機管理研究機構（JIHS）が果たす役割として「①情報収集・分析・リスク評価、②科学的知見の提供・情報発信、③研究開発や臨床研究等のネットワークのハブ、④人材育成、⑤国際連携」が求められている。
- このため、JIHSにおいて、感染症の情報収集・分析体制の強化、感染症危機への対応人材の育成・確保、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備、対外発信力の強化に取り組むとともに、感染症に関連するデータを集積・分析し、質の高い科学的知見を統括庁及び厚生労働省に対して迅速に提供できる体制を構築する。

2 事業の概要・スキーム



4 実施主体等

- 実施主体
国立健康危機管理研究機構（特殊法人）
 - 設置根拠
国立健康危機管理研究機構法
 - 財源措置
法39条に基づき、国が交付
- 厚生労働省 → 交付金 → JIHS

3 新規・拡充内容

- **新たなパンデミックを見据えた基礎研究・臨床研究機能の強化及び人材育成の推進**
有事に備え、市場性が低く企業治験では実施されない候補薬等について、平時から感染症その他疾患に関する臨床試験（治験）や臨床研究を関連医療機関、製薬企業等と連携して実施する体制を整備するとともに、新興・再興感染症対策に寄与する様々な研究を総合的かつ効率的に支援・推進するための基盤となる統合プラットフォームの構築を行い、新規イノベーション創出のための横断研究事業の推進を図る。
また、海外の最先端の研究機関に職員を派遣し、実地研修を通じて研究施設の運用・管理技術等の知見を取得することにより、次世代のバイオセーフティ学研究を担う人材を育成することで、パンデミック対応能力の向上を推進する。

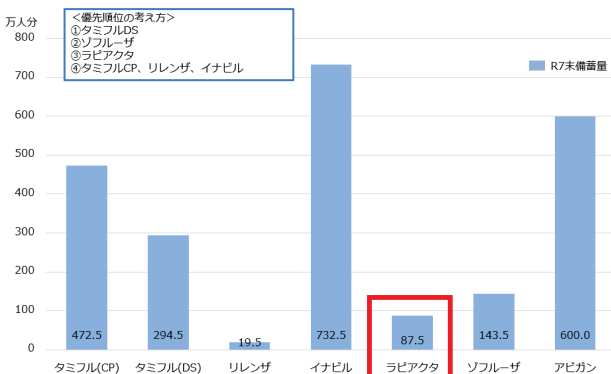
令和8年度当初予算案 19億円（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、新型インフルエンザの発生に備えて抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。
- 新型インフルエンザ等対策ガイドラインに規定されている備蓄品目を備蓄することとなり、品目毎の備蓄目標量は厚生労働省において定めている。
- 備蓄目標量1,750万人分のうち、令和8年度中に備蓄中のラピアクタの使用期限（5年間）が到来することから、買い直しを行う。

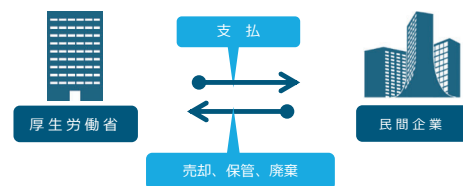
2 事業の概要、スキーム、実施主体等

抗インフルエンザウイルス薬備蓄について



- 購入経費：18億円
購入量（備蓄目標量）：40.5万人分（81万バイアル）
- 保管・廃棄経費：1億円

<事業スキーム>



個人防護具の備蓄等事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
(内線8294)

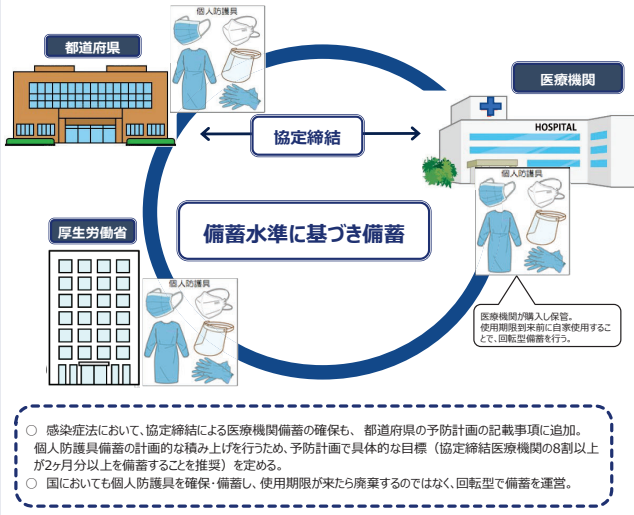
令和8年度当初予算案 95億円 (90億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ① 次の感染拡大時等に世界的需要が高まる中でも個人防護具が確実に確保されるよう、備蓄水準に基づき、国、都道府県、協定締結医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進していく必要がある。
- ② あわせて、使用推奨期限が到来する前の物資について、順次売却等を行うことにより、備蓄量の平準化を図っていく。

2 事業の概要・スキーム

1. 備蓄体制



2. 備蓄水準

(新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインに記載)

	医療用(サージカル)マスク	N95マスク (DS2含)	アイソレーションガウン (プラスチックガウン含)	フェイスシールド (ゴーグル含)	非滅菌手袋
備蓄量全体	3億1,200万枚	2,420万枚	5,640万枚	3,370万枚	12億2,200万枚
うち国	1億7,400万枚	1,350万枚	3,090万枚	1,980万枚	7億2,900万枚
うち都道府県	1億3,800万枚	1,070万枚	2,550万枚	1,390万枚	4億9,300万枚

※ 国及び都道府県においては、協定締結医療機関における備蓄量とあわせて上記の量を備蓄する。

平時からの計画的な備蓄体制の確保に向けた枠組み

- **国及び都道府県による備蓄**
個人防護具については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条で、指定行政機関、地方公共団体等に対し、政府行動計画に定めるところによる備蓄義務が規定されている。
※感染症法で個人防護具の備蓄義務を明記。
- **医療機関による備蓄**
感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、計画的な備蓄を推進。

3 実施主体等

国 (、都道府県、協定締結医療機関)

111

ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進

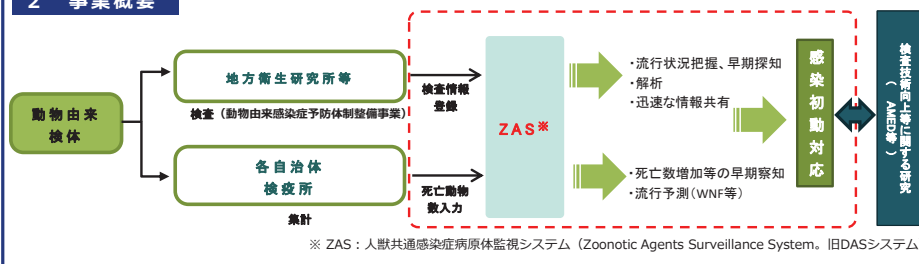
健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課 (内線2376)

令和8年度当初予算案 26百万円 (26百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

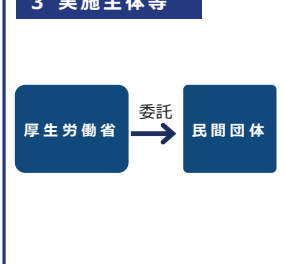
1 事業の背景・目的

- 重篤熱性血小板減少症候群 (SFTS) や狂犬病などの人獣共通感染症対策として、野生動物 (野鳥含む。) における死亡動向及び平時の感染症流行状況を把握することは、新興・再興感染症の早期探知等の観点、ヒトへの感染予防の観点から重要。
- これまで、**野生動物の死亡数の変動を集計・閲覧するための死亡動物調査 (Dead animal surveillance : DAS) システムを構築・運用するとともに、厚生労働科学研究等において同システムを活用した国内の野生動物の感染症流行状況把握のための体制整備**を行ってきたところ。
- 「**国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等に関する基本戦略**」(令和5年4月7日 国際的に脅威となる感染症対策強化のための国際連携等関係閣僚会議)において、「ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の重要性が指摘され、**「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版**」(令和6年6月21日閣議決定)において、「ワンヘルス・アプローチを推進する旨記載されている。
- また、「**新型インフルエンザ等対策政府行動計画**」(令和6年7月2日閣議決定)において、「国は、野生動物や家きん等に由来する新型インフルエンザ等の発生を予防するため、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、国際的な人獣共通感染症の予防・防疫に係る取組等を推進する。」としている。
- 本事業では、野生動物の死亡数の変動の集計や動物の病原体検出情報を収集することで、動物由来感染症の発生状況把握、早期探知、情報解析を行う。

2 事業概要



3 実施主体等



112

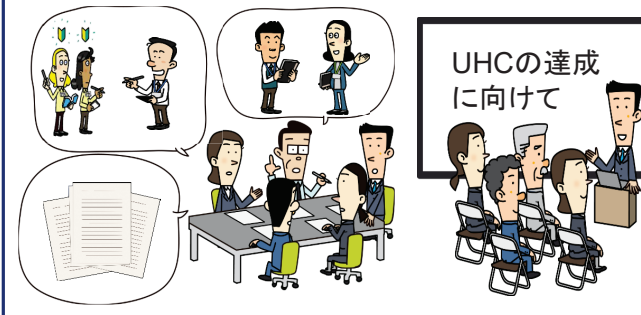
UHCナレッジハブにかかる会議等の開催

令和8年度当初予算案60百万円（60百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2016年、G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、G7として初めて首脳級の会合で「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」（全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態）の推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明した。
- G7広島首脳コミュニケ（2023年5月）において、「関連する国際機関を支援し、財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意する。」等を記載。また、財保連携の重要性を認識。
- これを踏まえ、国際的なUHCの達成に向けて、日本の知見を生かしてリーダーシップを発揮できるようにするため、WHO及び世界銀行等の関連機関と協力して2025年12月にUHCに関する世界的拠点「UHCナレッジハブ」を設置した。
- 「UHCナレッジハブ」の運営に関しては、WHO及び世界銀行の連携が重要であり、日本政府が両者の円滑な協働を促進するための「調整委員会」を開催。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



- UHC ナレッジハブの本格稼働に向けた、日本政府、WHO、世界銀行の三者間での準備や稼働後の調整等のため、日本政府、WHO、世界銀行の三者から成る調整委員会を開催。令和8年度も引き続き実施予定。
- UHC ナレッジハブで実施する事業の検討・調整や三者間での連携方法について協議する。
- 合わせて、世界におけるUHCの達成に向けた推進力を持続させ、UHCナレッジハブの活動にも活かすため、関係機関のハイレベルを参集するハイレベルフォーラムを年1回開催予定。

実施主体：国（委託事業）

113

UHC達成支援事業の推進 （世界保健機関（WHO）拠出金）

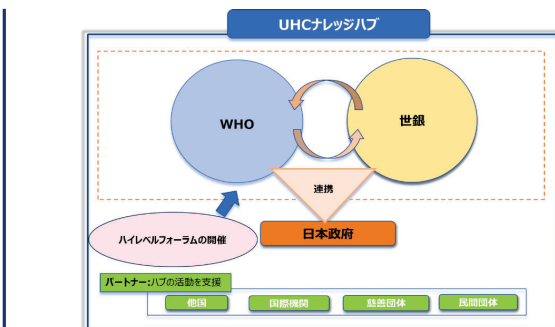
令和8年度当初予算案1.6億円（2.8億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 13.2億円

1 事業の目的

- 2016年、G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、G7として初めて首脳級の会合で「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」（全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態）の推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明した。
- G7広島首脳コミュニケ（2023年5月）において、「関連する国際機関を支援し、財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意する。」等を記載。また、財保連携の重要性を認識。
- これを踏まえ、国際的なUHCの達成に向けて、日本の知見を生かしてリーダーシップを発揮できるようにするため、WHO・世界銀行等の関連機関と協力して UHCに関する世界的拠点「UHCナレッジハブ」を設置した。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



- 「UHC ナレッジハブ」は、WHOや世界銀行等の協力を得て人材育成・知見収集を行う世界的な拠点。令和7年度にWHOが東京都内にWHOオフィスを設置し、令和8年度に本格稼働させる。

本件は、ナレッジハブの機能のうちUHCに関する「知見の管理」の一環として、保健財政に係る知見の収集・管理に関する事業を実施し、もって開発途上国に技術支援を行うもの。

実施主体：WHO
拠出先：WHO

114

保健システムの強化の支援を含む関係国際機関等への拠出

Gaviワクチンアライアンス拠出金

令和8年度当初予算案 14.9億円（1.5億円）※（）内は前年度当初予算額

【事業内容】

低所得国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として、2000年にスイスで設立された官民パートナーシップ。拠出を通じて、第6期戦略期間（2026～2030年）の以下の戦略目標の達成に向けた活動を支援する。

- ① ワクチンの導入と規模拡大 ② 予防接種の公平性促進のための保健システム強化
③ 予防接種事業の運営上・財政上の持続可能性の改善 ④ ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成

【プレッジの状況】

第6期戦略期間（2026～2030年）について、令和7年8月、日本政府から最大5.5億ドルの貢献を行うことを公表。

世界エイズ・結核・マラリア対策基金
（グローバルファンド）拠出金

令和8年度当初予算案 54.0億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 162.0億円

【事業内容】

世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）は、途上国における三大感染症（エイズ・結核・マラリア）の予防、治療、ケア等の対策及び保健システム強化に資金協力をを行う官民連携パートナーシップ。2000年のG 8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年、ジュネーブに設立。

拠出を通じて、保健分野の人材育成、検査・診断や感染症サーベイランスの体制整備、関係サプライチェーンの強化、国内資金動員の促進等を支援する。

【プレッジの状況】

第8次増資期間（2026～2028年）について、令和7年11月、日本政府から最大810億円の貢献を行うことを公表。

115

医療技術等国際展開推進事業

医政局総務課（内線4115）

令和8年度当初予算案 3.4億円（5.1億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

我が国は国民皆保険制度の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成した。今後は長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題の一つ。

厚生労働省では医療の国際展開のため各国保健省との協力関係の樹立に尽力している。国際的な課題や日本の医療政策、社会保障制度等に見識を有する専門家の相手国への派遣、相手国からの研修生受入れを通じ、相手国の公衆衛生水準の向上に貢献する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○我が国の医療の国際展開に向け、国立健康危機管理研究機構（JIHS）が実施主体となり、

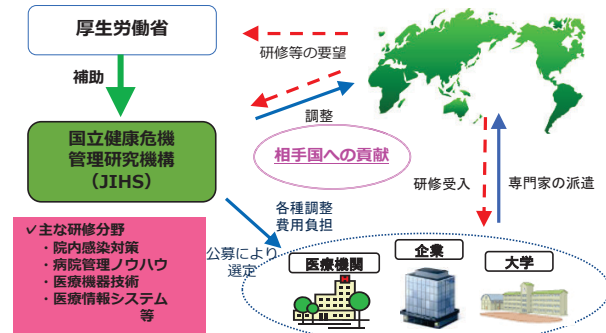
- ① 我が国の医療政策や社会保障制度等に見識を有する専門家（医療従事者等）の諸外国への派遣、
② 諸外国からの研修生を我が国の医療機関等への受け入れによる研修を通じた、相手国の医療人材の育成事業を実施する。

○TICAD 9やグローバルヘルス戦略を踏まえて、主にアフリカにおけるネットワーク構築と研修を実施する。

- ① JIHSの現地派遣局員を生かした現地と日本の医療機関・企業等とのネットワーク形成
② 現地の課題・ニーズの把握とニーズに即した研修の実施

3 実施主体等

- ◆実施主体：国立健康危機管理研究機構（JIHS）



116

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担

保険局総務課 (内線3629)
 保険局保険課 (内線3152)
 保険局高齢者医療課 (内線3194)
 保険局国民健康保険課 (内線3195)

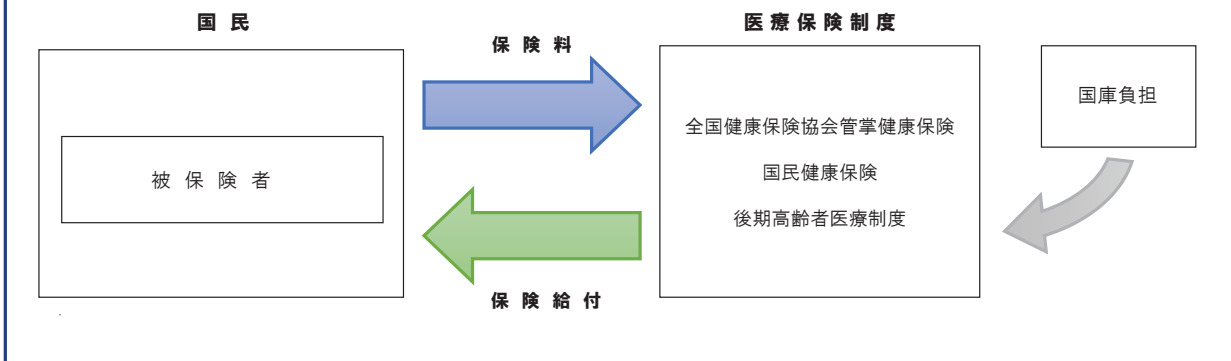
令和8年度当初予算案 10兆5,566億円 (10兆2,779億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 全国健康保険協会管掌健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の医療費等に要する費用に対し、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき一部を負担することにより、各制度の健全な事業運営に資すること。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。(主な国庫負担割合 協会けんぽ:164/1000、市町村国保:32/100及び9/100、後期高齢者医療:3/12及び1/12 等)



国民健康保険への財政支援

保険局国民健康保険課 (内線3195)

令和8年度当初予算案 3,071億円 (3,071億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

国保の財政運営を都道府県単位化する国保改革とあわせ、毎年約3,400億円(※)の財政支援の拡充を行っている。(※公費(国及び地方の合計額))

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<2015年度(平成27年度)から実施> (約1,700億円)

○ **低所得者対策の強化**
 (低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充)

1,700億円

<2018年度(平成30年度)から実施> (約1,700億円)

○ **財政調整機能の強化**
 (精神疾患や子どもの被保険者数など自治体の責めによらない要因への対応)

800億円

○ **保険者努力支援制度**
 (医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)

840億円
 (2019~2026年度は910億円)

○ **財政リスクの分散・軽減方策**
 (高額医療費への対応)

60億円

※ 保険料軽減制度を拡充するため、2014年度(平成26年度)より別途500億円の公費を投入
 ※ 2015~2018年度(平成27~30年度)予算において、2,000億円規模の財政安定化基金を積み立て
 ※ 保険者努力支援制度は、2020年度より、上記とは別に事業費分・事業費連動分を新設し、予防・健康づくりを強力に推進

令和8年度当初予算案 1,450億円 (1,250億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。また、令和5年通常国会で改正法が成立した医療保険制度改革に際し、令和6年度から特例的に、国費による支援を430億円追加するとともに、令和8年度より時限的に支援を200億円拡充し、被用者保険への財政支援強化を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 高齢者医療特別負担調整交付金（200億円）＜平成29年度から開始＞

拠出金負担（後期支援金、前期納付金）が、義務的支出（拠出金負担+自保険者の法定給付費）に比べて過大となる保険者の負担を、全保険者と国費で軽減

国費充当（100億円）を拡大し、負担軽減対象となる保険者の範囲を拡大（200億円）

（補助率：1/2→令和6年度から2/3）（令和6年度事業実績）185保険者

② 高齢者医療運営円滑化等補助金（950.4億円）＜（1）平成2年度から開始（2）平成27年度から開始（3）令和6年度から開始＞

前期納付金等の割合・伸びに着目し、拠出金負担が過大となる保険者に対して、負担の重さに応じた補助を行う。

国費充当（720.4億円）を拡大し、現行の支援を見直すとともに、賃上げ等により報酬水準が引き上がった健康保険組合に対する補助を創設し、拠出金負担を更に軽減（950.4億円）

（1）総報酬に占める前期納付金の割合（所要保険料率）が重い保険者に対する負担軽減（120.4億円）

（2）前期納付金等の平成23年度からの伸び率に着目した負担軽減（600億円）

（3）企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減（230億円）

（補助率：定額）（令和6年度事業実績）1,144保険者

③ 健康保険組合連合会交付金交付事業費負担金（300億円）＜令和6年度から開始＞

高額レセプトの発生した健康保険組合に対する支援を行う健康保険組合連合会の高額医療交付金事業について、国費による財政支援を制度化。令和8年度より時限的に支援を拡充。 （補助率：定額）

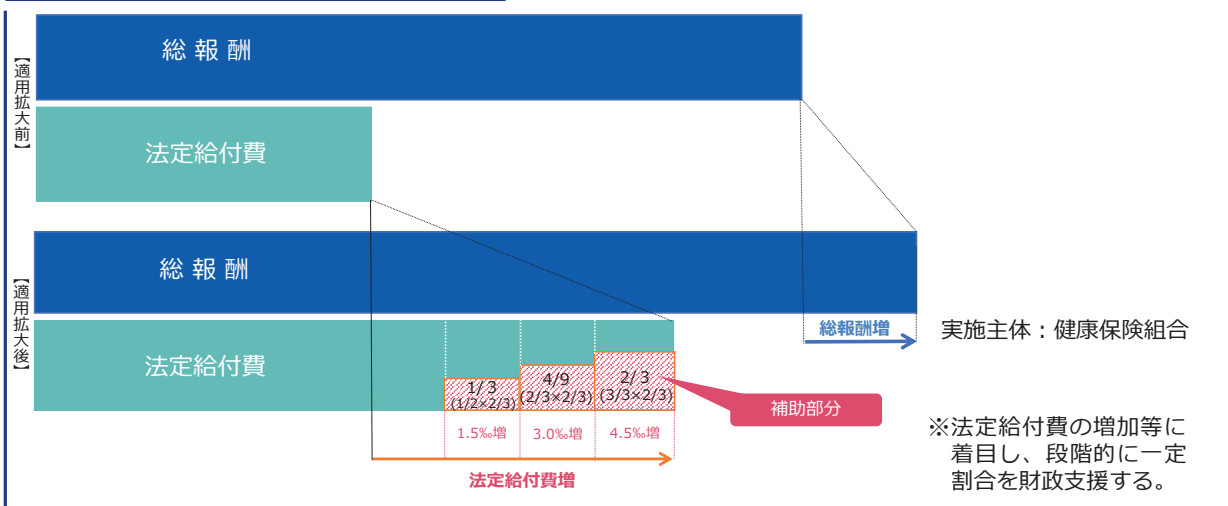
被用者保険の適用拡大に係る健康保険組合への財政支援

令和8年度当初予算案 2.5億円 (2.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大の施行に伴う、加入者の増に伴う法定給付費の増により、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加等に着目した財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



令和8年度当初予算案 21億円（15億円） ※（）内は前年度当初予算額
 ※令和7年度補正予算額 352億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

【見直し内容】

- ・助成率の区分を見直し、4コース制（30円,45円,60円,90円）の賃金の賃金引上げ額を3コース制（50円,70円,90円）に再編
- ・募集時期を令和8年9月1日から令和8年度地域別最低賃金の発効日の前日まで又は同年11月末日までのいずれか早い日に重点化
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から、事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場を対象を拡充

【助成上限額】

（単位：万円）

引き上げる労働者数	引上げ額		
	50円	70円	90円
1人	30(40)	40(50)	90(100)
2~3人	40(70)	50(100)	150(240)
4~5人	70	130	270
6~7人	90	180	360
8人以上	110	230	450
10人以上（※）	130	300	600

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用
 ※2 「引上げ額」欄の（ ）は事業場規模30人未満

【助成率】

事業場内最低賃金 1,050円未満	事業場内最低賃金 1,050円以上
4/5	3/4

3 実施主体等

厚生労働省（都道府県労働局）



中小企業等

4 事業実績

◆ 支給件数：17,616件

※ 令和6年度実績

生活衛生関係営業収益力向上事業（生衛業『稼ぐ力』応援チーム）

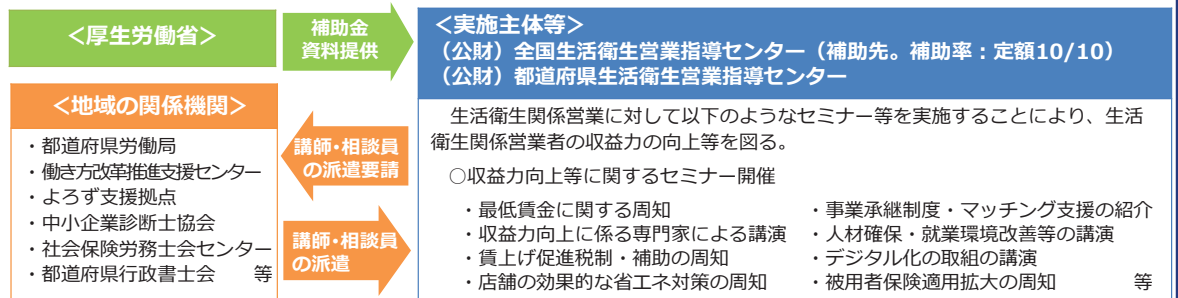
令和8年度当初予算案 1.1億円（1.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

生活衛生関係営業者は国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となっているが、大半が中小零細事業者であり、事業者の高齢化や賃金引き上げによる人材確保等に対応する必要がある中で、依然として厳しい経営状況が続いている。

本事業では、生活衛生関係営業業に対して、最低賃金の周知啓発を行うとともに、賃金引き上げや人材確保等に向けた生産性向上の取組による収益力の向上や、人材育成・後継者育成等に関するセミナーの開催を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針2025）」

（令和7年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

2. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の策定及び実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業継承・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

拡充

キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局有期・短時間労働課 (内線5268)
職業安定局障害者雇用対策課 (内線5868)

令和8年度当初予算案 1,022億円 (1,025億円) ※ ()内は前年度当初予算額

令和6年度実績 : 71,981件

労働特区		子育て会		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
○				

1 事業の目的 うち雇用環境・均等局計上分 1,015億円 (1,020億円) うち職業安定局計上分 7億円 (5億円)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいたいわけの非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名/コース内容	支給額 (1人当たり)	加算措置等/加算額
正社員化コース 有期雇用労働者等を正社員転換 (※) ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む > 正社員転換後6か月の賞金が正社員転換前6か月の賞金と比較して3%以上増額していることが必要	支給額 (1人当たり) 【重点支援対象者※】 有期→正規: 80万円 (60万円) 無期→正規: 40万円 (30万円) 【左記以外】 40万円 (30万円) 20万円 (15万円) ※ a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b: 雇入れから3年未満で、次の①ないずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 > 新規卒卒で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外 > 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用 上限人数: 20人	加算措置等/加算額 正社員化コース ■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換 <u>1事業所当たり 20万円</u> (15万円) ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員転換を新たに規定し転換 <u>1事業所当たり 40万円</u> (30万円) ■非正規雇用労働者の情報開示加算【新設】 <u>1事業所当たり 20万円</u> (15万円)
障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規: 90万円 (67.5万円) ②有期→無期: 45万円 (33万円) ③無期→正規: 45万円 (33万円)	賞与・退職金制度導入コース ■両方を同時に導入した場合 <u>1事業所当たり 16.8万円</u> (12.6万円)
処遇改善支援 賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用	①3%以上4%未満: 4万円 (2.6万円) ②4%以上5%未満: 5万円 (3.3万円) ③5%以上6%未満: 6.5万円 (4.3万円) ④6%以上: 7万円 (4.6万円) 上限人数: 100人	賃金規定等改定コース ■「職務評価」の活用により実施 <u>1事業所当たり 20万円</u> (15万円) ■昇給制度を新たに設けた場合 <u>1事業所当たり 20万円</u> (15万円)
賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	<u>1事業所当たり 60万円</u> (45万円) 1事業所当たり1回のみ	賞与・退職金制度導入コース ■両方を同時に導入した場合 <u>1事業所当たり 16.8万円</u> (12.6万円)
賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立を実施	<u>1事業所当たり 40万円</u> (30万円) 1事業所当たり1回のみ	※()は、大企業の場合の額。<>は、小規模事業所の場合の額。 ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、 ①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。 ※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。
短時間労働者労働時間延長支援コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賞上げ、労働時間の延長（過当たり5時間以上）を実施。また、更なる処遇改善に向けた2年目の取り組みの実施。	60万円 (45万円) <75万円> (※) ※1~2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額 複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象	賞与・退職金制度導入コース ■両方を同時に導入した場合 <u>1事業所当たり 16.8万円</u> (12.6万円)

拡充

求職者支援制度

職業安定局総務課訓練受講支援室 (内線5336、5273)
人材開発統括官付訓練企画室 (内線5600)

令和8年度当初予算案 213億円 (261億円) ※ ()内は前年度当初予算額。

労働特区		子育て会		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	3/4			1/4

1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
 - ・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
 - ・教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体 : 都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合 : 原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5% (原則の55/100を負担)。

教育訓練給付

職業安定局雇用保険課
(内線5135,5757)

令和8年度当初予算案 556億円 (538億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	171/172		1/172

1 事業の目的

雇用保険被保険者等が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合に、受講費用の一部を支給する「教育訓練給付金」、雇用保険の被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、賃金の一定割合を支給する「教育訓練休暇給付金」により、経済社会の変化に対応した労働者個々人の主体的、自発的な学び・学び直しを支援する。

2 事業の概要・スキーム

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を受講・修了した場合、受講費用の一部を支給＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を受講・修了した場合、受講費用の一部を支給＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を受講・修了した場合、受講費用の一部を支給＞	教育訓練休暇給付金 ＜社内制度に基づき、教育訓練を受けるための無休の休暇を取得した場合、賃金の一定割合を支給＞
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受講費用の50% (上限年間40万円) (6か月ごとに支給) ・追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒ 受講費用の20% (上限年間16万円) ・追加給付②: 訓練前後で賃金5%以上上昇 (※1) ⇒ 受講費用の10% (上限年間8万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受講費用の40% (上限20万円) ・追加給付: 1年以内に資格取得・就職等 (※1) ⇒ 受講費用の10% (上限5万円) <p>(※1) 令和6年10月1日以降に受講開始した者が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講費用の20% (上限10万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練休暇を開始した日から原則1年の期間内の教育訓練休暇を取得している日に、離職した場合に支給される基本手当の額と同じ額(※2)を支給 ・給付日数は、算定基礎期間に応じて90日、120日又は150日 <p>(※2) 休暇前の賃金・年齢に応じて、2,411～8,870円/日 (令和7年8月1日以降の額、毎年8月1日に改定)</p>
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 ・雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上) の者 			<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の一般被保険者である在職者 ・原則、休暇開始前2年間にみなし被保険者期間(賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月)が12か月以上の者 ・休暇開始日前に雇用保険の被保険者期間が5年以上あること

注) 専門実践教育訓練を修了見込みの者で、一定要件を満たす場合、教育訓練支援給付金として、基本手当日額の60%を訓練受講中に支給 (2ヶ月ごとに支給)

125

リ・スキリング等教育訓練支援融資事業

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5336, 5273)

令和8年度当初予算案 2.1億円 (81百万円) ※()内は前年度当初予算額。

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	3/4		1/4

1 事業の目的

雇用保険被保険者以外の者が、生活費等への不安なく教育訓練に専念し、スキルアップ等を実現できるようにするため、これらの者が自ら選択した教育訓練を受けるに当たって必要となる費用の融資を実施。
教育訓練の効果を高めるインセンティブとして、教育訓練修了後に賃金が上昇する等の条件を満たした場合には、残債務の一部を免除する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要		スキーム	
対象者	雇用保険被保険者以外の者 (雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用されることを目指すフリーランスなど)		
融資対象	教育訓練費用及び生活費		
融資内容	貸付上限: 240万円/年(最大2年間) 利率: 年2%		
インセンティブ措置	教育訓練修了後に賃金が上昇する等の条件を満たした場合、残債務の一部を免除		

126

拡充

人材開発支助助成金

人材開発統括官付企業内人材開発支援室（内線5189、5251）

令和8年度当初予算案 539億円（545億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働特会		子育て会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスキリング支援コース 405億円（444億円）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「能開法」という。）第12条に規定する職業能力開発推進者を選任し、かつ、能開法第11条に規定する事業内職業能力開発計画及び当該計画に基づく職業訓練実施計画等に基づき、職業訓練又は教育訓練の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主等に対して助成を行うことにより、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、もって企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

拡充・見直しの概要	コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外					
			OFF-JT		OJT	設備投資助成（※1、2）		
			経費助成	賃金助成			手当支給助成（※2）	実施助成
○「設備投資助成」を新設 ・訓練修了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入し、訓練受講者全員の賃金を一定割合引き上げた場合に助成（中小企業のみ対象） 購入費用の50%（受講者数に応じて上限設定（最大150万円）） ○中高年齢者実習型訓練の新設 ・45歳以上を対象とした、OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練が対象 経費助成率 → 60（45）% 賃金助成 → 800（400）円/時・人 OJT 実施助成 → 10（9）万円/人 ○教育訓練休暇等付与コース等の見直し ・制度導入・適用計画期間（3年間）を緩和し、休暇取得後速やかに申請可【教育訓練休暇等付与コース】 ・休暇取得者に代わって業務を行った職員に支払った職務代行手当等を助成対象に追加（中小企業のみ対象）【人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度）】	人育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）	正規・45(30)% 非正規：70%					
		企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練）	45(30)%			最低6か月 20(11)万円/人		
		OFF-JT・OJTの組み合わせ訓練	非正規の正社員化を目指す訓練（有期実習併用訓練）	75%	800(400)円/時・人		最低2か月 10(9)万円/人	
			中高年齢者が実践的かつ体系的なスキルを習得するための訓練（中高年齢者実習型訓練）	60(45)%			最低2か月 10(9)万円/人	
	教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合		30万円 ※制度導入助成				
	人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000(500)円/時・人			
			成長分野	75%	1,000円/時・人 ※国内大学院			
		情報技術分野認定実習併用職業訓練（OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練）		60(45)%	800(400)円/時・人		最低6か月 20(11)万円/人	
		定期新訓練		60(45)%				
		自発的職業能力開発訓練		45%				
長期教育訓練休暇制度／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇		20万円 ※制度導入助成	1,000(800)円/時・人 ※有給時		手当支給：75% 新規雇用（※3）： 27,45,67.5万円		
	短時間勤務等		20万円 ※制度導入助成					
事業展開等リスキリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野が必要となる知識や技能を習得させるための訓練		75(60)%	1,000(500)円/時・人			50%	

※1 訓練修了後に行き訓練受講者に係る賃金改定前賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、賃格等手当が就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払増額の賃金を比較して3%以上上昇している場合に助成
 ※2 手当支給助成及び設備投資助成の対象は中小企業のみ ※3 休暇取得期間に応じて助成額が異なる



拡充

キャリア形成・リスキリング推進事業

人材開発統括官付キャリア形成支援室（内線5953）

令和8年度当初予算案 42億円（41億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働特会		子育て会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

- 労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、労働者が自らリスキリングに取り組み、主体的にキャリア形成を図ることを支援するため、労働者に対してキャリアコンサルティングを受ける機会を提供するとともに、従業員のキャリア形成支援に取り組む企業への支援を行う。
- 特に、少子高齢化が急速に進展し、全ての年代の人々がその特性・強みを生かし活躍できる環境の整備が求められていることから、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたキャリアプランニングの支援を強化する。

事業の概要・スキーム、実施主体等

キャリア形成・リスキリング相談コーナー 全国各地のハローワークに設置

- キャリアコンサルティングの提供
 - ・ジョブ・カードによるキャリアの棚卸し、キャリアプランニング、講座等の選択の支援
 - ・学んだスキルの受講後の活用に関する相談（必要に応じてハローワークの職業紹介窓口へ誘導）

キャリア形成・リスキリング支援センター 全国47か所

- キャリアコンサルティングの提供（平日夜間・土日 オンライン可）
- 「中高年齢層の経験交流・キャリアプラン塾」【拡充】
 - ・40代後半以降の中高年齢層を対象に、セカンドキャリアに向けたキャリアプランを描けるよう支援する連続セミナーを開催。（セミナーの例）キャリアの振り返り、リスキリングの方向性、マネプラン、経験交流など
 - ・各支援センターにおいて、年4回、4回連続のセミナーを毎回10人程度で開催するほか、中高年齢層の従業員のキャリア形成に関心を持つ企業への出張セミナーを実施（令和8年度拡充）。
- 従業員のキャリア形成に関する企業への支援
 - ・セルフ・キャリアドック（※）の試行導入および取組の定着を支援。
 - （※）企業が人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談とキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み。
- 企業におけるキャリア形成支援の好事例の収集・普及【拡充】

調整支援

相談場面で活用

都道府県労働局

- ハローワークとセンターとの連携に係る総合調整
- 周知キャンペーンの効果的な実施（イベントの企画、関係機関との連携）に係る助言・支援

job tag 職業情報提供サイト

※「ジョブ」「タスク」「スキル」等の観点から職業の情報を「見える化」して求職者等の就職活動等を支援するWebサイト

実施主体 委託事業（厚生労働省 → 株式会社等）

事業実績 令和6年度相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援者数と企業への相談支援件数の計）161,852件

労働特区		子育て		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的 令和8年度当初予算案 85百万円 (一) ※当該額はキャリア形成・リスキング推進事業の内訳

- グローバル社会の進展や労働供給制約が進行するなか、労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るためには、労働者、企業、大学等の教育機関、業界団体等において、リスキングの重要性や必要性の認知・理解が促進され、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成が求められている。
- 経済財政運営と改革の基本方針（2025年）においても「2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する」とされている。
- これまでリスキングに関心が無かった層、関心は持っているが行動を起こせていない層などに対して、効果的な働きかけを図り、取組に向かう行動変容を促すために、全国的かつ訴求力のある周知広報キャンペーン、いわゆる全世代を対象とした国民運動を展開する。

2 事業の概要

(1) 機運醸成に向けた全国キャンペーンの展開 (新規)

- 効果的な周知広報施策の検討・助言を行う有識者会議を設置。
- 年間を通じた取組+11月の人材開発促進月間における集中取組。
- 労働者、企業、大学等、業界団体の各層に効果的な取組を展開。特に労働者向けには、関心度合いを踏まえたアプローチを行う。

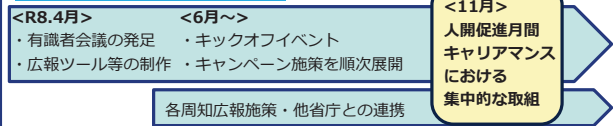
【主な取組】

- ① 有識者会議の設置
- ② キャンペーンロゴ・名称の設定
- ③ 広報ツールの新規制作、SNS・ウェブ等を通じた情報発信
- ④ 機運醸成に向けたシンポジウム等の開催
- ⑤ 経産省・文科省など他省庁の政策資源の活用・連携 等

(2) 各周知広報施策との有機的な連携 (既存・拡充)

- 令和8年度に人材開発統括官が実施する各周知広報施策において、(1)と有機的な連携を図り、局として一体的な取組を推進。
- 既存施策においてもアウトリーチを意識した拡充を行う。

(3) 想定スケジュール



3 実施主体

「キャリア形成・リスキング推進事業」において実施予定

職業能力検定の創設支援事業

令和8年度当初予算案 19百万円 (17百万) ※()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

- 令和6年3月、社内検定認定制度（当該企業等の雇用労働者のみ受検対象とする職業能力検定）を拡充した団体等検定制度について、外部労働市場に一定の通用力を有する職業能力評価制度として活用促進を行うことで、企業横断的な能力評価の基盤整備、労働者が自らの意思で仕事を選択でき、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を実現する。
- 引き続き、積極的に本制度を広報するとともに、本制度の活用を検討している企業・業界団体等に対し、コンサルタントによる支援や出張相談会を行う。
※ 2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する（経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日））

2 事業の概要・スキーム

【制度概要】

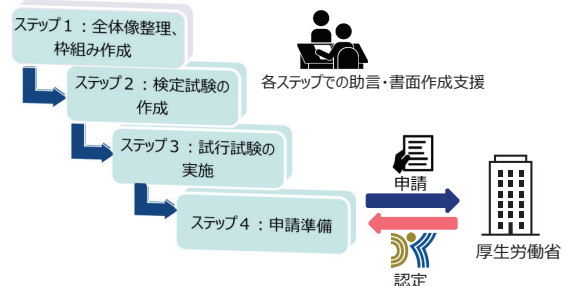
事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する。

技能検定	団体等検定	認定社内検定
厚生労働大臣が労働者の技能を検定し、これを公証する制度 (技能士) (国家資格)	要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定* ※検定の枠組みを認定 (国家資格ではない)	要件を満たす社内検定を厚生労働大臣が認定* ※検定の枠組みを認定 (国家資格ではない)
都道府県知事又は指定試験機関 (厚生労働大臣が指定した民間団体) が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種 (概ね年間1000人以上) ・実施機関の雇用労働者以外も対象 ・現在、133職種	・地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象 (検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可) ・実施機関の雇用労働者以外も対象 ・現在4団体、4職種認定	・個別企業、団体において先進的・特有の技能 ・実施機関の雇用労働者のみが対象 (団体が実施する場合には会員企業の労働者) ・現在42企業・団体、111職種認定
・学科試験+実技試験による評価 ・労働者のスキル向上を促すため、原則として複数等級		

【事業概要】

民間団体への委託により、以下の事業を実施する。

① 専門家(職業能力検定認定業務支援コンサルタント)による検定の創設支援



② 制度の周知広報等

- ・ 団体等検定実施によるメリット、検定の構築方法等について説明する、周知広報を目的とした出張相談会の開催 (全国で計5回以上)
- ・ 認定事例の紹介ウェブサイト及び動画作成
- ・ 受検対象者向けの団体等検定の制度周知 等

令和8年度当初予算案 92百万円 (52百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

- 就業人口の約6割を占める「現場人材」の持続的な賃上げを実現するためには、スキルの向上の支援とスキルを正当に評価する仕組みが必要であり、経済財政運営と改革の基本方針（2025年）において「現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備する」とされているとともに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（2025年）においても「人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む）、介護業、観光業、飲食業等）で、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要であり、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進める」とされている。
- 現場人材が活躍する分野にスキルを正当に評価する仕組みを広げるため、現状の国家資格・民間資格と処遇との関係を、業界団体等の協力を得て、実態調査やヒアリングを通じて整理・明確化するとともに、必要に応じて技能検定、団体等検定等の創設の検討を進める事業を実施する。事業の成果はjob tagに掲載する。
- 令和7年度は観光・物流の2分野を選定して事業を実施しており、令和8年度は厚生労働省職業能力評価基準が一定程度作成されている飲食・製造等の人手不足分野を中心に4分野選定して実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【主な検討事項等】

- ① 業界内における国家資格・民間資格の把握・整理
- ② 把握した資格と処遇(雇用形態、職務範囲、賃金等)の現状を把握(個別企業のヒアリングやアンケート調査を活用)
- ③ ②で把握した関係を元に、業界内の資格のラダーを作成し、標準的なキャリアラダーを整理
※ 技能検定や、現在先行し実施されている、建設関係のCCUS、IT関係のIPAのように、複数階級による段階的なラダーの整備を想定
- ④ 資格制度を活用した処遇改善に関する取組(好事例)
- ⑤ 把握した成果をjob tagに掲載する。

①学識経験者・業界団体等からなる検討会の設置



【令和7年度調査研究】
観光、物流の2分野
【令和8年度調査研究(予定)】
飲食、製造等の人手不足分野を中心に4分野



②ヒアリング・アンケート調査により、業界内の国家・民間資格と処遇との関連を調査・整理



③結果のとりまとめ



報告書・好事例集



④job tagへ掲載



令和8年度当初予算案 490億円 (577億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	9/10			1/10

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされている。また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月閣議決定）において、個人・中小企業を含むあらゆる主体を標的としたサイバー攻撃リスクが増加している状況の下、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、全ての訓練分野においてDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き質的拡充を図る。この他、非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施により、非正規雇用労働者等のデジタル推進人材の育成を行う。

2 事業の概要

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ ※令和8年度末までの期限措置

(1) DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費を上乗せする
(IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ)

(2) 企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする。

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進 ※令和8年度末までの期限措置

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1、5万円を上限に委託費等の対象とする。

③生産性向上支援訓練（DX関連）の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連）の機会を拡充する

④デジタルリテラシーの向上促進

公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の全ての訓練分野において、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き訓練の質的拡充を図る。【拡充】
※令和8年10月開講コースより、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の委託費等の単価を1人当たり月3,000円引き上げ

⑤非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

非正規雇用労働者等を対象とする、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。【拡充】

令和6年度事業実績（速報値）：公共職業訓練（委託訓練）10,691人／求職者支援訓練11,930人／生産性向上支援訓練16,609人

3 スキーム・実施主体等



拡
充

デジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業

人材開発統括官付政策企画室
(内線5963)

令和8年度当初予算案 15億円 (14億円) ※()内は前年度当初予算額

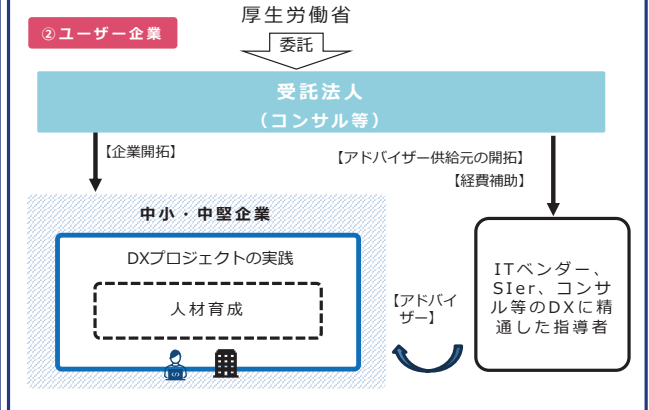
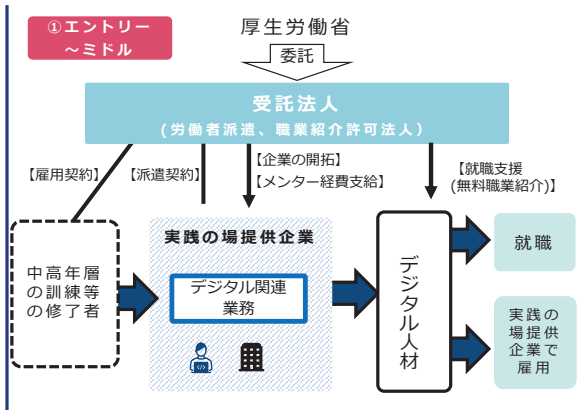
労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

生成AIを含むデジタル人材の育成を促進するに当たっては、実践の機会の確保と支援が重要である※1。そのため、
 ①他職種からIT人材に転職を目指す求職者のうち、訓練等を修了した中高年齢者※2に対して、OFF-JTだけでは不十分な実践経験を積むための「実践の場」を創出する、
 ②企業のDX推進人材育成のために、IT以外の産業分野においてDX導入を検討する中小企業を開拓し、(IT企業・コンサル等から)DXに精通した指導者をアドバイザーとして派遣し、DX導入の実践の場でプロジェクトの支援を行い、社内の人材育成を実施する【拡充】モデル事業を実施し、その効果・課題等を把握し、より効率的・効果的な支援の在り方を検証する。

※1 デジタル人材育成のため「自社のe-ラーニング」(59.3%)を実施しているものの、「取り組んでいるがDXにつながらない」(28.2%)、「推進できる人がいない」(27.4%)傾向がある。育成が必要なDX人材は「現場でDXを企画・推進するデジタル変革人材」(63.6%)、「現場でデジタルを活用できるデジタル活用人材」(46.2%)などと考えられており、現場でのアウトプットも含めた「実践的な学び」の機会が必要(パーソルプロセス&テクノロジー株式会社「DX・デジタル人材育成トレンド調査2022」)
 ※2 公共職業訓練修了後の就職率 全体20歳代76.8%、デジタル72.3%、**全体35歳以上73.4%、デジタル64.4%**(令和5年度公共職業訓練(都道府分))

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



133

拡
充

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

人材開発統括官付訓練企画室
(内線5227、5926)

令和8年度当初予算案 10億円 (3.1億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 50百万円

労働特区		子育て	一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く(正社員71.6%に対し正社員以外31.2%(能力開発基本調査))、自己啓発の割合も低い(正社員45.3%に対し正社員以外15.8%(同))など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日中の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。こうした状況及び令和6、7年度の試行事業の結果等を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

(参考) 試行事業の実績(令和6年度): 受講者数 554名

2 事業の概要

(1) 本格実施の概要

これまで試行的に実施していた非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。【拡充】

(2) 職業訓練の内容等

A 実施方法等

- 都道府県等
地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン(e-ラーニング、同時双方向)形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施
- (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)
オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

イ 訓練期間

原則2か月以上6か月以下(最長1年)

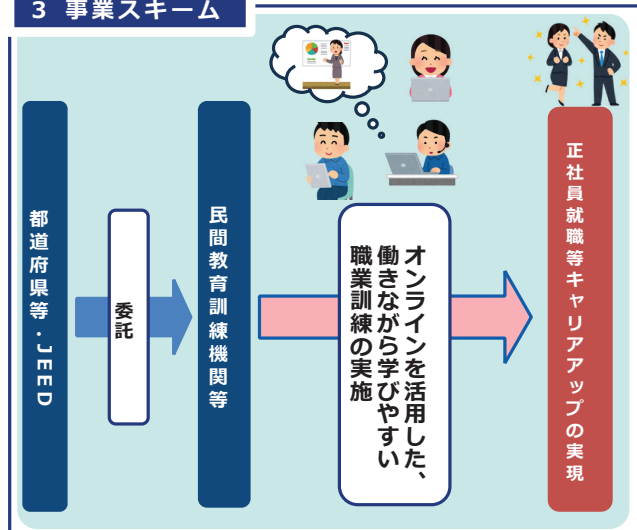
ウ 申込み方法

訓練実施機関に直接申込(受講生も一定の受講費用を負担)

エ 受講継続等の支援

訓練実施機関において、学習支援者の配置等を行い、受講継続動向や学習の進捗状況に応じた支援を実施

3 事業スキーム



134

令和8年度当初予算案 30億円 (24億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特区		子育て会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

1 事業の目的

若者のものづくり、技能離れが見られ、我が国の競争力の源泉である優れた技能の維持・継承が課題となっており、若者が進んで技能者を目指す環境を整備するとともに、技能労働者の地位の向上を図り、技能尊重の気風を国民ととりわけ若者に広く浸透させていくことが必要であるから、各種技能競技大会等の実施を通じて、若者にものづくり分野の魅力をアピールし、ものづくり人材の育成・確保、職場定着を図ることとする。

2 事業の概要

(1) 技能競技大会の実施

- ① 若年者ものづくり競技大会の実施 (富山県)
ものづくり産業に就職するために技能を習得中の原則20歳以下の者等を対象に、技能習得レベルを競う (15職種)。
- ② 技能五輪全国大会の実施 (愛知県)
技能検定2級相当以上の技能を有する原則23歳以下の青年技能者を対象に技能レベルの日本一を競う (42職種)。
- ③ 技能五輪国際大会への選手派遣 (上海 (中国))
原則22歳以下の青年技能者を対象に、技能競技を通じて技能水準の向上等を目的とする技能五輪国際大会(上海)に日本人選手を派遣する。

④ 各種技能競技大会等に係る周知・広報【拡充】

Web・SNSによる情報発信、併催イベントの開催等を行う。関係省庁と連携し、若年層に対し技能五輪を活用した技能の魅力を発信する取組を実施。

(2) 国際大会に向けた選手等の競技力強化【拡充】

2028年技能五輪国際大会(愛知)の開催を見据え、選手の強化訓練への支援、競技力向上のための海外派遣への支援等を重点的に行う。

(3) 2028年技能五輪国際大会組織委員会の運営【拡充】

2028年技能五輪国際大会(愛知)の開催に向けて2028年技能五輪国際大会日本組織委員会において、競技運営等の準備を行うとともに、技能尊重の機運を醸成するための取組を行う。[技能向上対策費補助金]

3 今後のスケジュール

年度	2024 (6年度)	2025 (7年度)	2026 (8年度)	2027 (9年度)	2028 (10年度)
国際大会	第47回 フランス (リヨン)	第3回技能五輪アジア大会 中国 (台湾)	第48回 中国 (上海)	第4回技能五輪アジア大会 (場所未定)	第49回 日本 (愛知)
イベント	9月 開催地決定	8月 組織委員会設立	・開催にむけた準備/技能尊重機運醸成に向けた取組み		11月 開催
			・日本選手団の競技力強化に向けた取組み		

令和8年度当初予算案 26億円 (24億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特区		子育て会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

1 事業の目的

熟練技能者の引退に伴い、我が国競争力の源泉である優れた技能の継承・発展が大きな課題となっている。また、若年者のものづくり離れが見られる等の課題に対処するため、技能者の地位の向上を図るとともに、若年者が進んで技能者を目指す環境を整備し、優れた技能を習得した人材の確保・育成につなげていくためには、優れた技能の魅力を広く発信することが必要である。

2 事業の概要

(1) 若年技能者に対するものづくりマイスターの実技指導・魅力発信の実施

- ① 中小企業・工業高校等に派遣し、若年技能者の技能向上を図る
- ② 将来の技能者となり得る小中学生等にその魅力を伝える
- ③ 技能士の技能職種・レベルに応じた体系的支援
・経験を積んだ高度な熟練技能者による技能継承の支援
- ④ 労働局・ハローワークとの連携による中小企業・教育機関等へのものづくりマイスター派遣の充実【拡充】
・これまでアプローチが十分にできていなかった中小企業・大学・専門学校等への派遣の強化
・技能五輪大会金メダリストによる講演・実演等

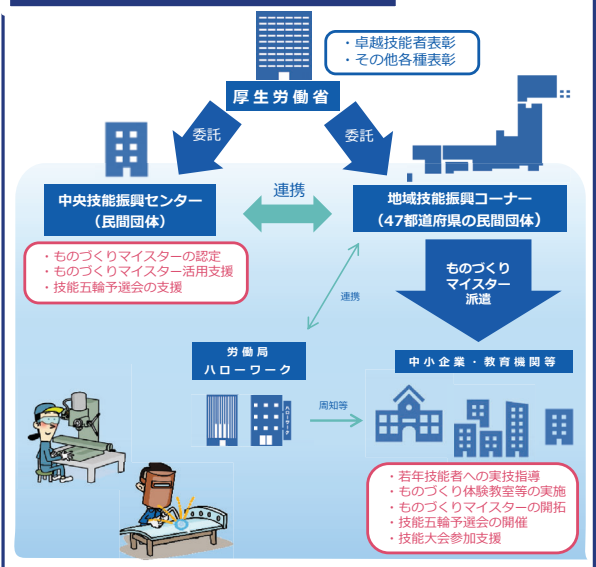
(2) 地域における技能振興事業の実施

- ① 技能五輪全国大会予選会の開催・支援【拡充】
・技能五輪への参加機会を増やすための予選会開催の増
- ② 各種技能大会の参加支援 (中小企業・学校対象)
- ③ 各種技能大会に併せた技能振興企画の実施

(3) 各種表彰の実施

- ① 卓越した技能者の表彰
・「現代の名工」60周年記念式典の開催【新規】
- ② 職業能力開発関係大臣表彰

3 事業スキーム・実施主体等



拡充

職業情報提供サイト (job tag) の運用等

職業安定局雇用政策課
労働市場情報整備推進企画室
(内線5185)

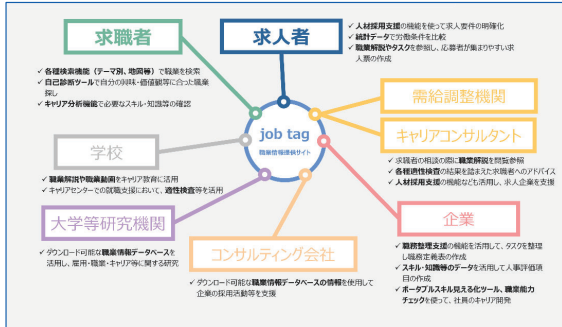
令和8年度当初予算案 4.1億円 (2.6億円) ※()内は前年度当初予算額

	労働特区	子育て会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

1 事業の目的

- 産業・労働市場の変化の中で、国全体の労働生産性を向上させていくためには、一人ひとりが持つ能力を最大限に活かせるよう、人材配置のミスマッチを減らしていくことが必要。このため、企業、在職者、求職者・学生が信頼して活用できる情報インフラを整備し「労働市場の見える化」を進めていく。
 - 職業情報提供サイト (job tag) ※を運用し、いつでも・手軽に・無料で職業情報を入力できる環境を整備する。
- ※ 「ジョブ」(職業、仕事)、「タスク」(仕事の内容を細かく分解したもの、作業)、「スキル」(仕事をするのに必要な技術・技能)等の観点から職業情報を「見える化」し、求職者等の就職活動や企業の採用活動を支援するWebサイト。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



仕事の性質や内容、仕事に対する興味・価値観、資格、賃金等、利用者の立場や志向に合わせて、さまざまな方法で職業を検索できる。

541 (R7.3.18)の職業について、職業の一般的な仕事内容・作業を動画などで紹介している。

職業別×都道府県別の賃金、求人倍率などを客観的なデータで確認することができる。

令和8年度の主な拡充内容

- 新規職業の追加
- ユーザビリティ向上のためのサイト構成の見直し、アンケート機能の実装 等

実施主体：委託事業 (民間事業者)
事業実績：年間アクセス件数 26,305,246件 (令和6年度)

拡充

職場情報総合サイト (しょくばらぼ) の運用等

職業安定局雇用政策課
労働市場情報整備推進企画室
(内線5184)

令和8年度当初予算案 3.2億円 (2.5億円) ※()内は前年度当初予算額

	労働特区	子育て会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

1 事業の目的

- 意欲ある個人が能力を最大限活かすことができるよう、円滑な労働移動を推進することは、持続的な賃上げにつながる好循環を生み出すカギとなるものであり、希望する労働者が主体的に安心して労働移動できるよう支援していくことが重要。
- 企業の職場情報を求職者、学生等に総合的・横断的に提供することにより、職業選択を支援して労働市場のマッチング機能を強化していく。また、企業が職場情報を開示・提供する機会を設けることにより、労働市場で選ばれるための雇用管理改善 (働き方改革、人材育成、女性活躍等) への積極的な取り組みの意欲を喚起する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 企業の職場情報を求職者、学生等に総合的・横断的に提供するためのウェブサイト「職場情報総合サイト (しょくばらぼ)」を運営。

実施主体：委託事業 (民間事業者)
事業実績：職場情報総合サイトへの掲載企業数 130,046件 (R7.8.1)

- 既存の事業 (女性活躍等 (※)) で提供している職場情報を収集等した上で、求職者、学生等に対して企業の多様な職場情報を幅広く提供するとともに、**検索や企業間の比較を容易にする一覧化の仕組み**を提供する。

※ 若者雇用促進総合サイト、女性の活躍推進企業データベース、両立支援のひろばに掲載している情報を集約して掲載している。

<検索結果のイメージ (現行サイト) >



複数の企業の比較
選択した複数の企業の職場情報を並べて比較することができます。



令和8年度の主な拡充内容

- ユーザビリティの向上のための職場情報検索・入力機能の改善、アンケート機能の実装 等

令和8年度当初予算案 97百万円 (70百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

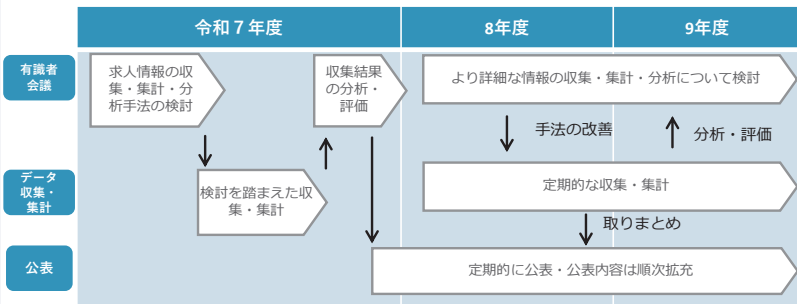
1 事業の目的

求職者等の主体的なキャリア形成に資するよう求人情報を収集し、職種や地域ごとに求人賃金、資格等を集計・分析の上、その結果を広く提供する。

2 事業の概要・スキーム

- 有識者会議を開催し、求人情報の収集及び職種や地域ごとの求人賃金、資格等の集計・分析の手法等を検討。
- 検討結果を踏まえた収集・集計及び分析を実施し、当該データを定期的に公表。

【令和7～9年度事業】



3 実施主体等

実施主体：委託事業（民間調査会社等）

有識者会議を開催
結果の取りまとめ

調査の方針を決定
調査結果の分析等

- 【有識者会議委員イメージ】
- データサイエンティスト
 - 労働経済分野の有識者
 - 民間人材サービス関係団体等
 - キャリアコンサルタント 等

結果は厚労省で定期的に公表

令和8年度の拡充内容

- 労働市場関連データを job tag等に掲載するために、利用者に分かりやすく可視化する。
- 加えて労働市場関連情報の整備に向けた効果的な情報収集提供手法等について調査研究を行う。

【参考】新しい資本主義の実行計画2024
Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行
(2) 労働移動の円滑化
② 官民の求人・求職情報の共有化によるキャリアコンサルティング機能の強化
25～44歳の社員の8割以上が「これからは、多くの人に自律的・主体的なキャリア形成が求められる」、「自分自身は、自律的・主体的なキャリア形成をしたい」と考えている。キャリアコンサルティングの取組を官民で我が国全体に広げていくことが重要である。
求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の遅れている共有化を加速するため、これまで民間人材会社が保有していた領域を含め、政府の側で、民間の求人情報について、民間のデータ会社等の協力を得て、本年度から、広範かつ詳細な収集・集計の委託事業を実施する。さらに、これによって得られた民間の求人情報と、官（ハローワーク等）で保有する求人・求職情報とを兼約し、民間のキャリアコンサルタントが労働者に指導・助言を行う際に具体的に参考とできる程度で広く情報公開を実施する。

労働市場情報等の見える化に向けた周知広報事業

令和8年度当初予算案 40百万円 (41百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

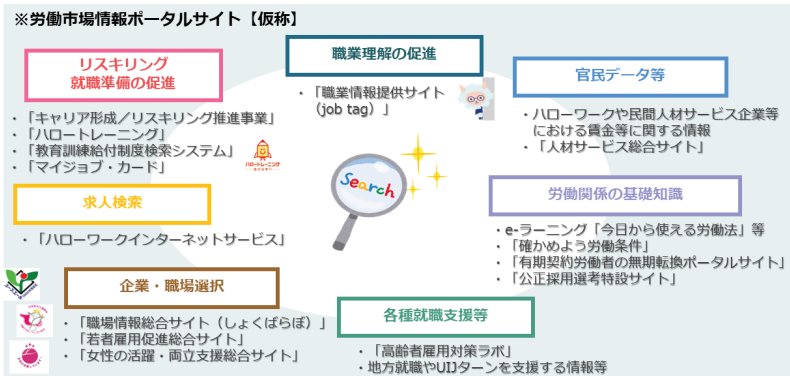
1 事業の目的

職業、職場その他労働に関する情報を一元的に提供する労働市場情報ポータルサイト（仮称）（※令和7年度末に構築予定）について、各種労働に関する情報を一元的に提供する総合的な労働市場データプラットフォームとして機能させるべく、求職者等の職業理解やリスティング、よりよい職場選択のために必要な情報を含め、労働に関して多岐に渡る情報へのアクセスを容易にし、求職者等及びキャリアコンサルタント等に必要情報を提供するサイトとなるよう改修・運用を行う。
また、多様な媒体の活用等を通じ、労働市場情報ポータルサイト（仮称）を中心に、job tag、しよくばらぼ等の労働市場情報等の見える化に関する各種コンテンツの周知広報を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 労働市場情報ポータルサイト（仮称）、job tag、しよくばらぼ等のウェブやSNS等を活用した広報
- 労働市場情報ポータルサイト（仮称）の更新

実施主体：委託事業（民間事業者）



求人者・求職者・キャリアコンサルタント等による活用

希望する労働者等の円滑な労働移動の促進

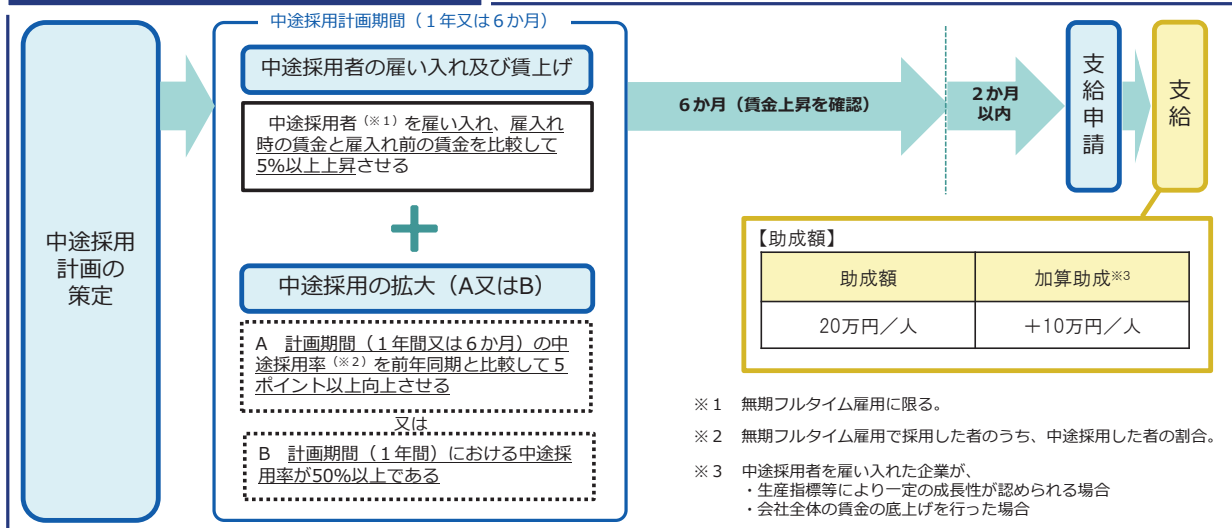
令和8年度当初予算案 10億円（72百万円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

諸外国に比較して、賃金が上昇する転職の割合が低い我が国の状況を踏まえて、賃金上昇を伴う中途採用者の雇用機会の拡大を図るため、中途採用を拡大し、雇い入れた中途採用者の賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させた事業主に対して助成を行う。 令和6年度実績（支給対象事業所数）：39事業所

2 事業の概要・スキーム・実施主体



ハローワークインターネットサービスにおけるデジタル技術概念実証に係る調査研究等の実施

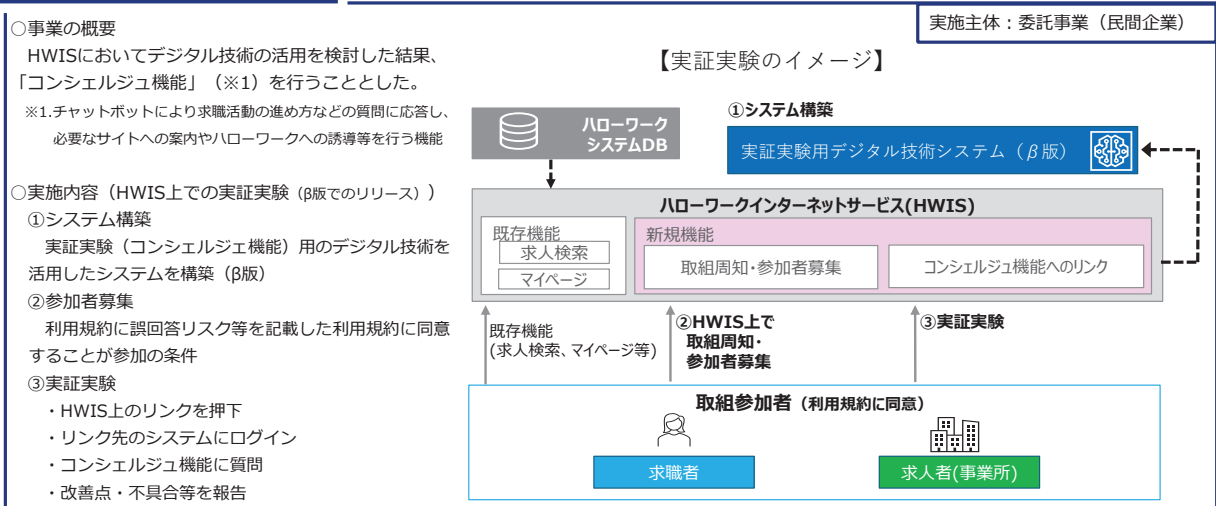
令和8年度当初予算案 8.2億円（6.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

近年、AIを始めとしたデジタル技術が進展する中で、民間分野を中心として、労働力需給調整分野におけるデジタル技術の活用の検討が進んでいる。こうした中で、公的機関であるハローワークのオンラインでのサービスの提供を行っているハローワークインターネットサービス（以下「HWIS」という。）について、デジタル技術の活用を検討するため、概念実証に係る調査研究等を行う。

2 事業の概要・実施主体



拡充

人材確保対策総合推進事業（人材確保対策コーナーにおける就職支援の強化）

職業安定局総務課人材確保支援総合企画室（内線5852）

令和8年度当初予算案 56億円（50億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 52百万円

労働特区		子育て特区		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

医療、介護、保育、建設、警備、運輸等（※）への支援を強化するため、ハローワークに人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置。（※求人倍率の高い人材不足分野）
 地方自治体や業界団体等と連携して、当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人充足と職場定着のための雇用管理改善等の事業所支援を強化して、両者を結び付けるマッチング機会を拡充することにより、人材確保と雇用管理改善を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

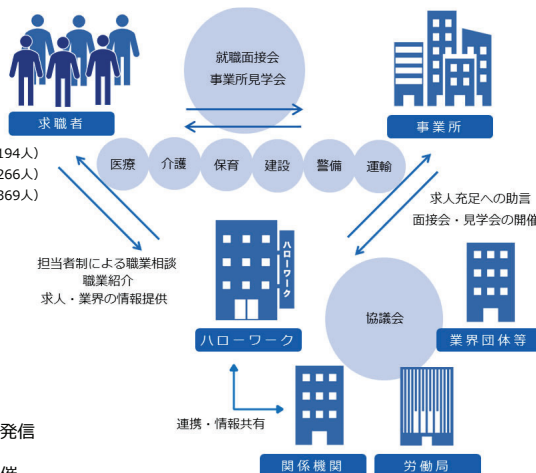
「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充するほか、職場定着のための雇用管理改善等の支援を一貫して行う体制を整備する。

設置箇所 124か所（医療・福祉分野専門コーナーを含む）
 ※令和7年度補正予算で増設（119か所→124か所）

実施体制 職業相談員 194人 ※令和7年度補正予算で増員（189人→194人）
 就職支援ナビゲーター 266人 ※令和7年度補正予算で増員（259人→266人）
 就職支援コーディネーター 369人 ※令和7年度補正予算で増員（347人→369人）
 就職支援コーディネーター 47人（労働局配置）
 雇用管理改善等コンサルタント（委嘱）

- 支援内容**
- 求人者に対する支援
 - 求人者への求人充足に向けた助言・指導
 - 事業所訪問を通じた求人充足支援の強化
 - 事業所見学会、就職面接会等の開催
 - 職場定着のための雇用管理改善等の支援
 - 雇用管理改善等コンサルタントの活用
 - 求職者に対する支援
 - 担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介
 - 求人情報の提供、最新の業界動向、仕事の内容や魅力等の情報発信
 - 関係機関、業界団体との連携による支援
 - 関係機関、業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催
 - ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターとの連携による巡回相談やイベントの実施
 - 協議会における地域の関係機関と連携した枠組み作り



事業実績 令和6年度就職件数：88,799件
 （ハローワーク全体：299,475件）

その他、医療・福祉分野の求職者のハローワーク利用促進を目的とした検索広告を実施する。

143

拡充

人材確保等支援助成金

職業安定局総務課 人材確保支援総合企画室（内線5850）

令和8年度当初予算案 25億円（20億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特区		子育て特区		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

人口減少下において労働力不足が生ずることが懸念されている中で、人材を確保するためには、「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組みに対する助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

実施主体：都道府県労働局

I 中小企業団体助成コース

- ✓ 中小労働法に基づき、都道府県知事から改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が、構成中小企業者のために人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成する。
- ✓ 助成額は、中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給（上限額 600～1,000万円）する。

II 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

- ✓ 雇用管理制度（賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）の導入・実施や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、従業員の職場定着に取り組む事業主に対して助成する。
- ✓ 助成額は、離職率要件を達成した場合に、雇用管理制度は1制度導入につき20万円又は40万円※（2）ずつ支給（上限額80万円）し、雇用環境整備は機器等の導入に要した経費の1/2（上限額150万円）を支給する。
 さらに、3%以上※（3）又は5%以上の賃上げ要件を満たした場合は1/4分を上乗せ、7%以上の賃上げ要件を満たした場合は1/2分を上乗せ※（4）支給する。
 ※（2）賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度は40万円
 ※（3）3%以上の賃上げ要件については、①過去3年間の各年において、離職者数が採用者数より多いこと、②過去3年間の各年において、3%以上の賃上げができていないこと、③ハローワーク等による雇用管理改善援助を受け、雇用管理改善等コンサルタント等を利用していること、を満たす必要がある。
 ※（4）7%以上の賃上げ要件を満たした場合については、雇用環境の整備に限る。

III 建設キャリアアップシステム等活用促進コース

IV 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

V 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

VI 外国人労働者就労環境整備助成コース

VII テレワークコース

※（1） 令和8年度当初予算案及び令和7年度予算額には、III～VIIのコースを含めない。

144

シルバー人材センター等補助金

(高齢者就業機会確保等事業、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業)

職業安定局高齢者雇用対策課
(内線5822)

令和8年度当初予算案 141億円 (141億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	1/2			1/2

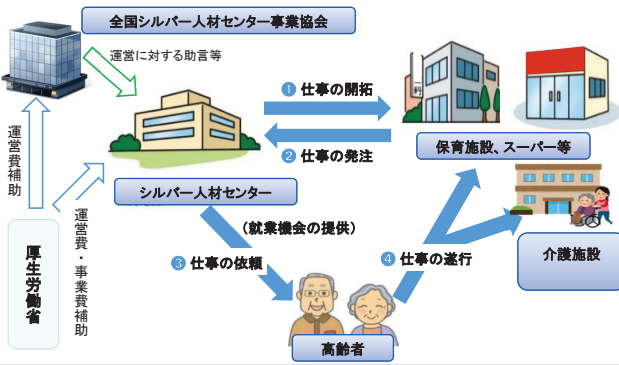
1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 3.1億円

- ・高齢退職者に対して臨時的、短期的又は軽易な業務に係る就業機会を確保・提供することにより、高齢退職者の能力の積極的な活用を図り、福祉の増進に資することを目的とするシルバー人材センター連合等への運営費を補助する。
- ・シルバー人材センターによる人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するとともに、介護分野の人材確保支援及び高齢者の一層の活躍を促進するため、その事業費を補助する。
- ・その他、全国シルバー人材センター事業協会への運営費を補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 事業のイメージ



○ シルバー人材センターが扱う仕事

- 介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣、
- 福祉・家事援助サービス、空き屋管理、地域見守りサービス、観光案内、
- 清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り など

○ 補助率

運営に係る経費の1/2の範囲内で補助

○ 事業実績

就業延人員数: 60,027,339人日(令和6年度)

○ 実施主体

シルバー人材センター連合、全国シルバー人材センター事業協会 (標題の「等」は全国シルバー人材センター事業協会を指す)

145

生涯現役支援窓口事業

職業安定局高齢者雇用対策課 (内線 5822)

令和8年度当初予算案 32億円 (29億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

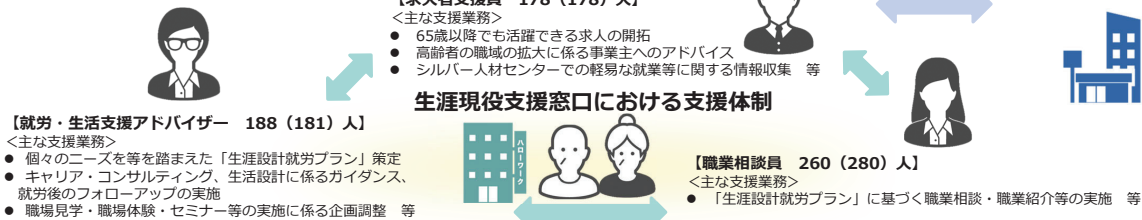
- ・少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口が減少し、高齢者の労働力の活用が重要な課題となっているが、高齢者は一旦離職すると、その他の年齢層に比べ再就職は難しく、失業が長期化し、生活保護に頼らざるを得ない状況に陥るおそれがある。
- ・また、高齢期における就業ニーズは多種多様であり、年金等の受給状況等も考慮しながら就労支援を行う必要があり、ハローワークにおける一般的な職業相談・職業紹介においては、十分な対応が困難な場合がある。
- ・そこで、概ね60歳以上の高齢求職者を対象として、就労経験等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や、高齢求職者の就労ニーズに即した求人開拓等による総合的な就労支援等を行う生涯現役支援窓口事業を実施する。

2 事業の概要

- ・支援対象者等: 全国300箇所のハローワークにおいて、概ね60歳以上の高齢求職者のうち、長期失業高齢求職者、離職を繰り返す者及びその他公共職業安定所長・事業担当責任者又は相談窓口職員がチーム支援を受けなければ就労が困難であると判断した者 等

● 主な支援内容:

- ・高齢期の生活を踏まえた職業生活の再設計や年金受給者である求職者の職業生活に係る相談・援助
- ・高齢求職者向け求人情報の開拓・提供 (65歳以上が就業可能な短時間の求人開拓を強化)
- ・シルバー人材センターとの連携した軽易な就業等に関する情報の提供
- ・地方自治体と連携した高齢者支援の実施



● 各関係機関からの誘導やセカンドキャリア研修

<在職中の前段階からの高齢者支援の拡充>

対象者: 概ね63～64歳の雇用確保措置終了予定の在職者

拡充内容: ・経営団体等と連携した在職中からのHWへの誘導

・年金事務所との連携によるHWへの求職者の誘導

・65歳以降のセカンドキャリアに向けた研修 (注) の実施

(注) 高齢期の年金、生活設計、労働市場、キャリアチェンジした方の等身大の成功例等の情報提供を含む研修を実施

146

令和8年度当初予算案 24億円 (23億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て特区		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていくため、66歳以上の年齢への継続雇用延長・65歳以上の年齢への定年引上げ等を行う企業に対して支援を実施することにより、65歳以降も働くことを希望する者全員が安心して働ける雇用基盤を整備するとともに「生涯現役社会」の構築を図る。令和8年度においては、将来に不安を抱える高齢者の希望に応じた高齢期の就業確保等を行う事業主に対して、助成額の増額等拡充を行う。

2 事業の概要・スキーム

1 65歳超継続雇用促進コース

● 助成内容

- ① 65歳以上の年齢への定年引上げや定年の定めを廃止する事業主に対して助成
- ② 66歳以上の年齢への継続雇用制度を導入する事業主に対して助成
- ③ 他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等を実施した場合、送出し事業主に対して助成 等

● 助成額 当該措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて以下の額を支給 (単位:万円)

	①定年引上げ又は定年の定め廃止					②継続雇用制度の導入				③他社による継続雇用制度の導入			
	65歳への引上げ	66～69歳への引上げ		70歳以上の引上げ	定年の定め廃止	66～69歳への引上げ		70歳以上の引上げ		66～69歳への引上げ		70歳以上の引上げ	
		5歳未満	5歳以上			希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり
1～3人	15	25(20)	40(30)	45(30)	60(40)	22(15)	20(-)	40(30)	36(-)	20(10)	16(-)	32(15)	30(-)
4～6人	20	32(25)	65(50)	70(50)	120(80)	37(25)	32(-)	65(50)	60(-)	30(10)	26(-)	50(15)	45(-)
7～9人	25	39(30)	110(85)	115(85)	180(120)	60(40)	50(-)	105(80)	95(-)	50(10)	40(-)	85(15)	75(-)
10人以上	30	46(35)	135(105)	140(105)	240(160)	90(60)	75(-)	130(100)	120(-)	70(10)	60(-)	105(15)	100(-)

※ 括弧書き内の記載は、令和7年度制度における助成額です。 ※ 他社とは、特殊関係事業主を含む他の事業主を指します。

2 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

● 助成内容

高齢者の雇用管理制度の整備 (短時間勤務制度、高齢者に係る賃金・人事処遇制度、法定外の健康管理制度の導入等) を実施した事業主に対して助成。高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入等を実施した場合は増額。

● 助成額 実施した雇用管理制度等の内容に応じて以下の額を支給

- ・ 賃金、人事処遇制度の導入・改善 : 60万円 (中小企業以外は45万円)
- ・ 賃金、人事処遇制度の導入・改善以外 : 30万円 (中小企業以外は23万円)
- ・ 雇用管理制度の整備に伴う機器等導入 : 導入経費×60% (中小企業以外は45%) ※ 上限30万円

※令和7年度制度: 雇用管理制度の導入等に要した経費の額に、60% (中小企業以外は45%) を乗じた額 (上限30万円)

3 高齢者無期雇用転換コース

● 助成内容

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数 (上限10人) に応じ助成

● 助成額

- ・ 対象者1人につき、40万円 (中小企業以外は30万円) を支給
- ※ 令和7年度制度: 対象者1人につき30万円 (中小企業以外は23万円)

外国人労働者の適正な雇用管理等に関する体制整備等

令和8年度当初予算案 13億円 (12億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て特区		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

- ・ 外国人労働者が年々増加する中、事業主には、雇用する外国人労働者の職場定着に向けた適正な雇用管理が求められる。

本事業経費は、外国人を雇用する事業主に対する支援として、
 ▶ 外国人労働者の特性に応じた**適正な雇用管理の確保のための助言・指導**
 ▶ 外国人雇用状況届出による**外国人労働者の就業状況の的確な把握**
 等の実施のために必要な体制整備の経費である。

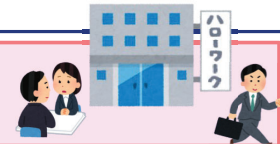
◆ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和6年度改訂)
 (令和6年6月21日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
 (2) 具体的施策
 ① 「責任年齢」を中心とした外国人に対する支援等
 ② 適正な労働環境等の確保
 ③ 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理協会の通知・啓蒙、雇用管理セミナーの積極的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。
 (厚生労働省) (施策番号99)

2 事業の概要・スキーム

具体的施策

- 外国人労働者の雇用管理状況の確認及びその改善のための助言・指導
 - 外国人雇用状況届出情報と入管庁の在留管理情報とが突合できない事案等への対応
 - 外国人労働者の雇用管理に関する専門的なアドバイスを希望する事業主への相談・援助
- これらに対応した労働局・ハローワークの体制整備



体制の整備

就職支援コーディネーター (外国人雇用管理分)

- ・ 外国人雇用管理指針に基づく、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助
- ・ 入管庁の在留管理情報と突合できない事案等、外国人雇用状況届出の誤り等が疑われる事業主に対する確認 など

職業相談員 (外国人雇用管理分)

- 《就職支援コーディネーターの業務補助》
- ・ 事業所訪問指導等の事前準備
- ・ 入管庁の在留管理情報と突合できない事案等、外国人雇用状況届出に関する情報整理、事業主が行う届出手続きの援助 など

外国人雇用管理アドバイザー (委嘱)

- ・ 外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対する事業所の実態に応じた高度かつ専門的な指導・援助

※ 事業所から労働局への依頼に応じて活動

3 実施主体等

【実施主体】 国 (都道府県労働局、ハローワーク) 【実績 (令和6年度)】 就職支援コーディネーター (外国人雇用管理分) : 113人
 職業相談員 (外国人雇用管理分) : 113人
 外国人雇用管理アドバイザー (委嘱) の活動件数 : 6,084件

外国人求職者等への就職支援

職業安定局外国人雇用対策課 (内線5773)

令和8年度当初予算案 15億円 (14億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会		子持特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	75/100		25/100
			会計

1 事業の目的

我が国で活躍する外国人の安定的な就職の促進を図るため、我が国での就職を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人のほか、身分に基づく在留資格の外国人に対する全国的ネットワークによる就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- **日本で就職を希望する外国人留学生及び専門的・技術的分野の外国人人材に対する支援**
→外国人雇用サービスセンターを、留学生や専門的・技術的分野の外国人の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援を行う。また、一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナーを設置し、外国人雇用サービスセンターと連携したきめ細やかな就職支援を実施。
- **定住外国人に対する支援**
→定住外国人が多く所在する地域を管轄するハローワークに外国人雇用サービスコーナーを設置し、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人を開拓する。

I. 外国人雇用サービスセンター (4拠点)

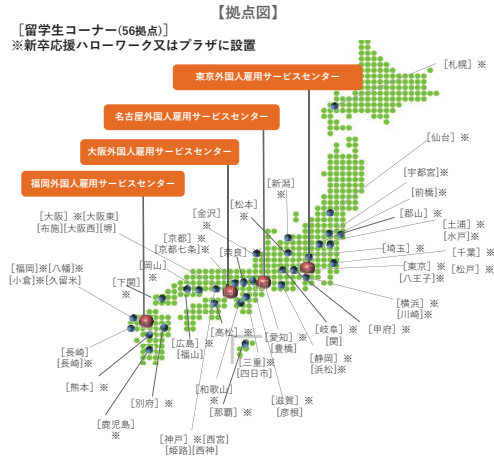
留学生や専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用した、職業相談や職業紹介のほか、外国人留学生向けの合同就職面接会やインターンシップ、就職ガイダンス等を実施。また大学とハローワークとの連携協定の締結等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、国内就職の促進を図る。

II. 留学生コーナー (56拠点)

留学生の多い地域の労働局を中心に設置。外国人雇用サービスセンターと連携し、専門の相談員によるきめ細やかな就職支援を実施

III. 外国人雇用サービスコーナー (139拠点)

定住外国人が多く所在する地域のハローワークを中心に設置。設置地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門の相談員による就職支援を実施。



外国人雇用対策に関する実態調査事業 (適正な外国人人材の確保に向けた実態調査)

職業安定局外国人雇用対策課 (内線5720)

令和8年度当初予算案 33百万円 (45百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

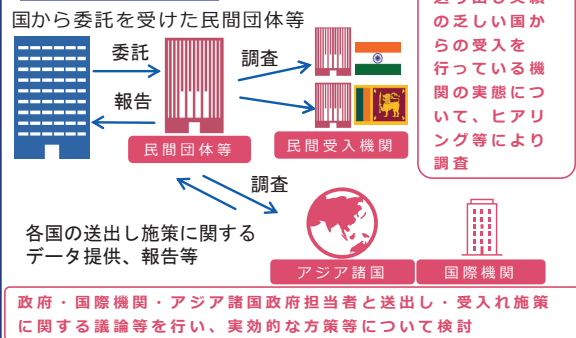
我が国における外国人労働者数(令和6年10月末時点)は過去最多となる約230万人を記録した。対前年比で10%以上増加しており、10年前の約3倍となっている。外国人労働者をとりまく状況については、令和6年3月には、特定技能労働者の向こう5年間の受入見込み数が従来の35万人から82万人に引き上げられるとともに、同年6月には技能実習制度を発展解消した育成就労制度の創設を盛り込んだ入管法改正法案が成立しており、少子高齢化を背景に将来的な労働力不足が見込まれる中で、我が国の外国人労働政策は重要性を増している。

一方、世界的な人手不足傾向等を背景に外国人材の獲得競争は激化しており、これまで我が国に多数の人材を送り出している国々(フィリピン等)からの送り出しについても、これまでのような増加を見込みにくいものとなる。こうした状況の中で将来に渡って適切な人材確保を行っていくためには、これまで我が国への送り出し実績の乏しい国からの受入を拡大していくことが可能かどうかについても分析していく必要がある。そのため、これまでの主要送り出し国以外の国の中から、潜在的に送り出し国となり得る国々についての調査を行う。また、政府、海外労働移住の知見を有する国際機関(OECD等)及びアジア諸国の政府担当者と送出し、受入れ施策に関する議論等を行い、実効的な方策等について検討を進めていく。

2 事業の概要・スキーム

国から委託を受けた民間団体等が、以下の事業を実施する。
(1) 国外にわたる労働市場等に関する調査
主要送り出し国以外の国を対象として国外にわたる職業紹介や技能実習生候補の確保を行っている機関に対し、我が国や送り出し国における実態や国外における人材確保に関する取組をアンケートやヒアリング等により調査するとともに、諸外国における制度的対応について文献やヒアリング等により明らかにする。
(2) アジア諸国政府の送出し施策等に関する調査
日本における受入れ施策や、日本に対する送り出しに関する施策や関連データ等について、政府、海外労働移住の知見を有する国際機関及びアジア諸国の政府担当者との議論等を行い、海外労働移住に関する実効的な方策等について検討

3 実施主体等



中高年世代活躍応援プロジェクト

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内線5695）

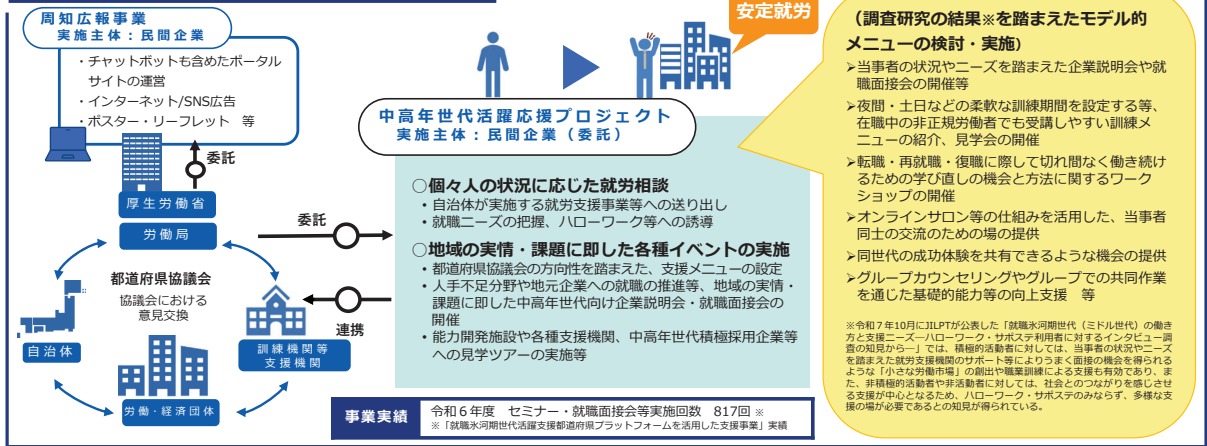
令和8年度当初予算案 5.6億円（5.6億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特区	子育て会	一般会計
労働特区	雇用	徴収
労働特区	雇用	育休
労働特区	雇用	育休

1 事業の目的

- 就職氷河期世代を含む中高年世代の中には、非正規雇用の期間が長く能力開発の機会に恵まれなかった等の理由により、処遇面でも厳しい状況に置かれている方々や、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせず諦めている方々が一定数存在する。
- このため、本プロジェクトにより、地方自治体・国と民間団体が一体となり、中高年世代の方々の安定就労の実現を支援する。
- 具体的には、
 - ・ 労働局、地方自治体、労働・経済の地元団体、訓練機関等支援機関をメンバーとする協議会が、人手不足分野や地元企業への就職の推進等、地域の実情・課題も踏まえた支援施策の方向性を取りまとめ、その具体化と事業の実施を民間企業に委託する。
 - ・ 委託を受けた民間企業は、民間企業ならではのノウハウを活かして、支援事業のメニューを作成し展開する。
 - ・ また、この取組みの成果を高めるため、社会参加から就職後の職場定着までの多岐にわたる支援施策を、ワンストップで本人や家族に届けるための広報事業を国が実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



中高年層（ミドルシニア）の就職支援のためのハローワーク専門窓口設置及び担当者制による支援

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5634）

令和8年度当初予算案 22億円（20億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特区	子育て会	一般会計
労働特区	雇用	徴収
労働特区	雇用	育休
労働特区	雇用	育休

1 事業の目的

- 就職氷河期世代を含む中高年層（ミドルシニア）の不安定就労者の中には、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。
 - こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。
- <専門窓口数> 92か所
<体制> 就労・生活支援アドバイザー：82人（主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当）
就職支援コーディネーター：142人（主に求人開拓、セミナー企画を担当）
職業相談員：144人（主に初回相談を担当）



2 事業の概要・スキーム・実施主体等



特定求職者雇用開発助成金

職業安定局雇用開発企画課（内線5785）

（特定就職困難者コース・中高年層安定雇用支援コース・就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置））

令和8年度当初予算案 475億円（468億円） ※（）内は前年度当初予算額

特定就職困難者コース 446億円（440億円）

中高年層安定雇用支援コース 23億円（9億円）

就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置） 6億円（20億円）

労働保険特別会計			子育て会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

60歳以上の高齢者や障害者、不安定な就労状況にある就職氷河期世代を含む中高年層など、就職が特に困難な者の雇用機会の増大や安定雇用を図るため、これらの者をハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

2 事業の概要

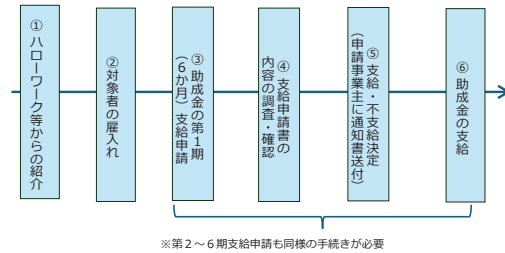
助成金の種類	対象労働者	助成内容	
		助成対象期間	支給額
特定就職困難者コース	・高齢者（60歳以上） ・母子家庭の母等 ・障害者 ・ウクライナ避難民等	1～3年	30～240万円 （2～6期に分けて支給）
中高年層安定雇用支援コース	35歳～60歳未満の不安定雇用就労者	1年	30～60万円 （2期に分けて支給）

- ※ 中高年層安定雇用支援コースを令和7年度から新設。
- ※ 就職氷河期世代安定雇用実現コースは、令和6年度限りで廃止。（経過措置のみ計上）
- ※ 助成対象期間や支給額は、対象労働者、企業規模等によって異なる。
- ※ 支給額は、支給対象期（6か月）ごとに対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とする。

3 実施主体等

実施主体：国
事業実績：支給決定件数（令和6年度）
・特定就職困難者コース：162,503件
・就職氷河期世代安定雇用実現コース：7,098件

事業スキーム



153

「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチングの強化

職業安定局障害者雇用対策課（内線5301）

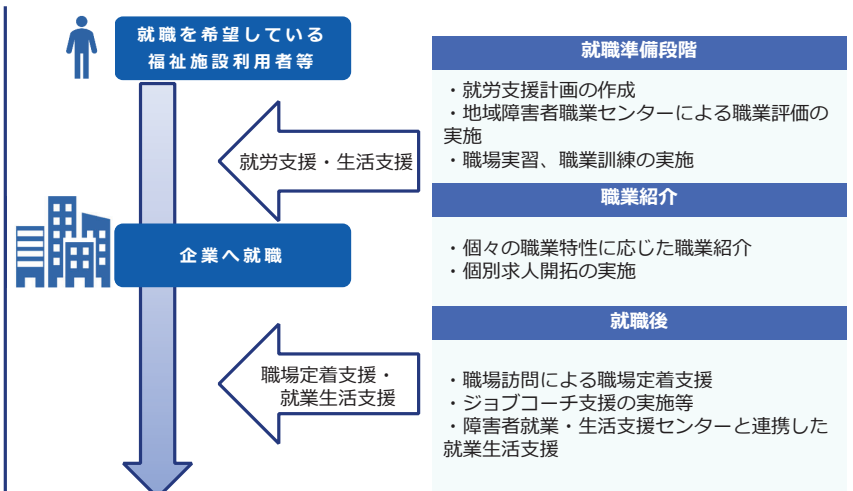
令和8年度当初予算案 17億円（17億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子育て会	一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設の職員、その他の支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 主査：ハローワーク職員**
 - ・専門援助部門が担当
 - ・就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整
- 副主査：福祉施設等職員**
 - 地域障害者職業センター
 - 障害者就業・生活支援センター
 - 就労移行支援事業所
 - 職業能力開発校
 - 特別支援学校 等
- その他の支援者**
 - ジョブコーチ
 - 福祉事務所
 - 発達障害者支援センター
 - 難病相談・支援センター
 - 医療機関 等

4 事業実績

障害者向けチーム支援事業による障害者の就職率：56.7%（令和6年度）

154

障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施等

職業安定局障害者雇用対策課
(内線5301、5854)

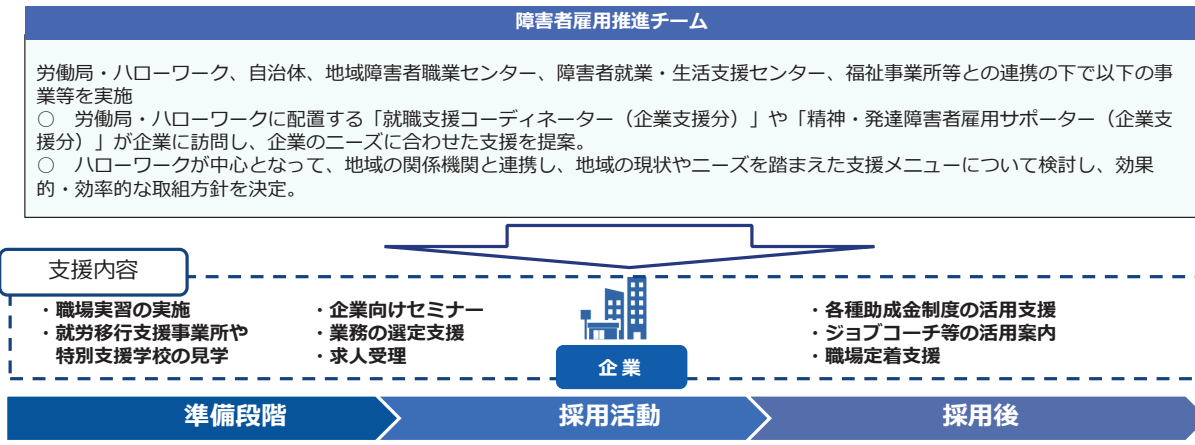
令和8年度当初予算案 10億円 (10億円) ※()内は前年度当初予算額

	労働特会	子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

1 事業の目的

障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて、企業内の体制整備、求人条件の設定、求職者とのマッチング支援等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



3 事業実績

○ 企業向けチーム支援事業の対象事業所のうち、新たに障害者を雇用した企業の割合：52.0%（令和6年度）

155

精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援 (精神・発達障害者雇用サポーター)

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室 (内線5854)

令和8年度当初予算案 19億円 (19億円) ※()内は前年度当初予算額

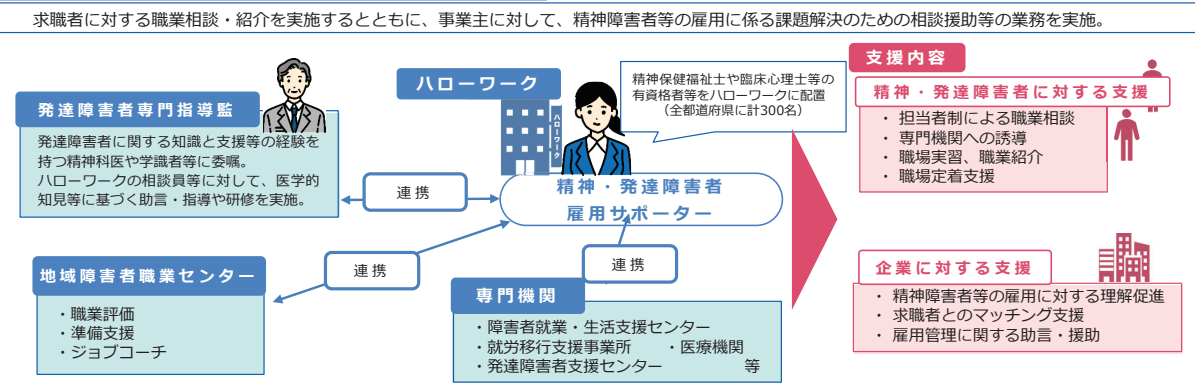
	労働特会	子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

1 事業の目的

○きめ細やかな支援を要する精神障害及び発達障害のある求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。

○ハローワークに精神・発達障害者等の専門知識や支援経験を有する者を配置し、障害特性に応じた専門的な就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



3 事業実績

・精神・発達障害者雇用サポーターによる就職支援を終了した者のうち、就職した者の割合 77.8%（令和6年度）

156

障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5832）

令和8年度当初予算案 89億円（85億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特区		子育て		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

- 障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る。
- さらに、全国の障害保健福祉圏域ごとに設置しているセンターは、各地域における中核的な就労支援機関として位置づけられており、個々の障害者のニーズに応じた相談・支援に加えて、地域の支援機関のネットワークの拠点としての役割を担う。

2 事業の概要等

<就業面の支援>

- ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・ 障害者の特性、能力に合った職務の選定
- ・ 就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・ 障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ
- ・ 関係機関との連絡調整

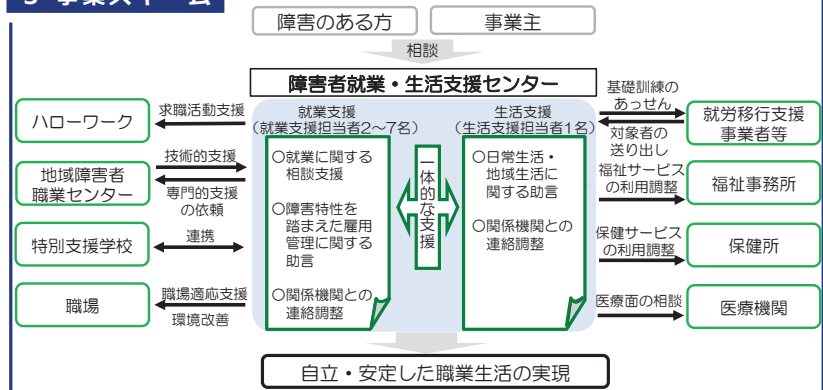
<生活面の支援>

- ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

<実施主体>

- 都道府県知事が指定した法人
- ・ 一般社団法人 ・ 特定非営利活動法人
 - ・ 一般財団法人 ・ 医療法人
 - ・ 社会福祉法人

3 事業スキーム



4 事業実績（令和6年度）

- 支援対象障害者数 : 226,888人
- 相談・支援件数 : 支援対象障害者1,250,653件 事業主464,027件
- 就職件数、就職率（一般事業所）: 16,414件、80.5%
- 職場定着率（1年）: 81.8%

157

地域若者サポートステーション事業

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
（内線5937）

令和8年度当初予算案 47億円（47億円） ※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 3.6億円

労働特区		子育て		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	8/10			2/10

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

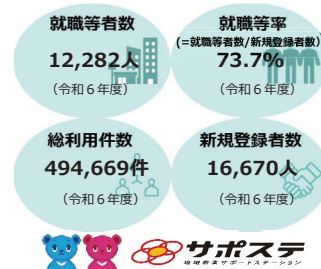
2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。（全都道府県179か所に設置）

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画**を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談**等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- **地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）**。



158

令和8年度当初予算案

88億円 (76億円) ※ ()内は前年度当初予算額

一般会計 17億円 (17億円)
 労災勘定 14億円 (14億円)
 雇用勘定 57億円 (46億円)

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
3/20	13/20			4/20

1 事業の目的

外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。なお、育成就労制度の施行に伴い、外国人育成就労機構に改組される予定。

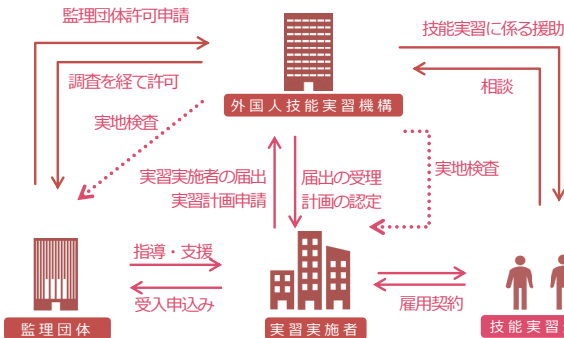
2 事業の概要・スキーム

<主な事務>

1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助 等

令和9年度予定の育成就労制度の施行に向けて、各種業務に必要な機構のシステム改修や事前申請受付に必要な体制等を整備する。

【現行制度】



3 実施主体等

- 実施主体：外国人技能実習機構（認可法人）
 ※法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可
- 設置根拠：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 交付金：法第96条に基づき、国が交付
- 設立年月日：平成29年1月25日（設立登記日）
- 資本金：1億9,304万円（国からの出資額）
- 本部 〒108-0075 東京都港区海岸3-9-15 LOOP X 3階
 電話番号：03-6712-1523（代表）
 ホームページ：<https://www.otit.go.jp/>
- 役員
 理事長 大谷 晃大
 理事 藤枝 茂
 根岸 功
 高澤 滝夫
 監事 松田 誠太
 石田 恵美（非常勤）
 ※令和7年4月1日時点

4 事業実績

技能実習生数（令和7年6月）
：449,432
 監理団体数（令和7年11月末）
：3,756
 実習実施者数（令和5年度末）
：67,886

労働者協同組合の活用促進

令和8年度当初予算案

75百万円 (80百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	約2/3			約1/3

1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
 - 令和8年度は、法施行から3年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な知見の情報提供・発信等を行う。
 - また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援するとともに、報告書に事業の成果等をまとめ全国展開を図る。
- ※労働者協同組合：令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

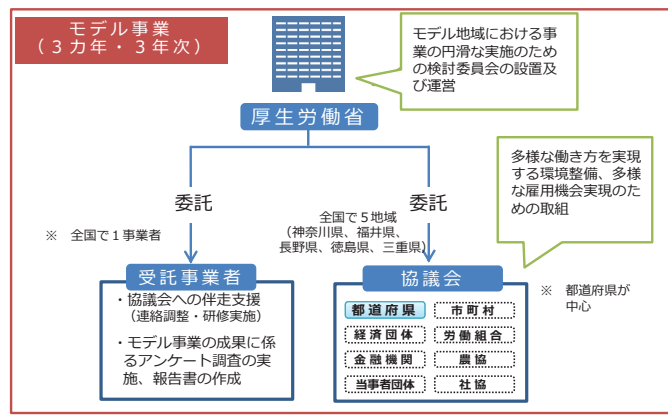
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援



普及啓発事業

- ・特設サイトの運営
- ・好事例動画の作成・周知
- ・メールマガジンの発行
- ・オンラインセミナー 等



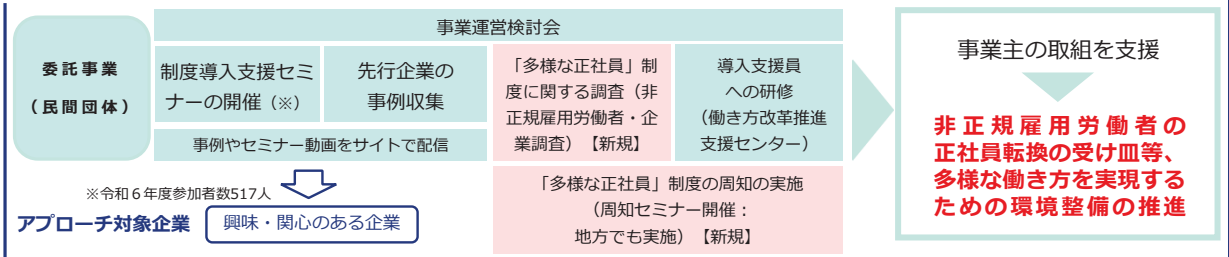
令和8年度当初予算案 62百万円（52百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

「地方創生2.0の基本的な考え方」（令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）において、「若者、女性に選ばれる地方を作る」ため、具体的な取組として、短時間正社員など多様な正社員を活用することとされている。また、地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）において、「誰もが（中略）能力を最大限に発揮できるよう」に「短時間正社員を始めとした多様な正社員制度の導入支援」を実施することとされている。さらに、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において、短時間正社員をはじめとする多様な正社員制度の普及に取り組むとされている。「多様な正社員」制度を一層推進するため、企業や労働者が多様な正社員制度を導入・選択するにあたっての課題やニーズを把握するとともに、導入支援員への研修を行い企業へのアウトリーチ型支援につなげる。非正規雇用労働者の正規転換の受け皿等としての「多様な正社員」制度を中心としつつ、各企業の実情に応じた雇用管理等を支援することで、労働者のニーズに応じた多様な働き方を実現するための環境整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



参考

- ・「地方創生2.0の基本的な考え方」（令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）
- ・地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」（基本方針2025）（令和7年6月13日閣議決定）

- 「若者、女性に選ばれる地方を作る」ため、非正規雇用の正規化の推進・待遇改善の具体的な取組として、短時間正社員など多様な正社員を活用する。
- 誰もが（中略）能力を最大限に発揮できるよう、（中略）短時間正社員を始めとした多様な正社員制度の導入支援（中略）を実施する。
- （多様で柔軟な働き方の推進）
- 短時間正社員をはじめとする多様な正社員制度、（中略）の普及に取り組む。

令和8年度当初予算案 1.3億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
○			

1 事業の目的

年次有給休暇は、各種政府決定において取得促進を図ることとされており、特に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で示された**2028年（令和10年）までに取得率70%以上を達成**するため、労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

時季を捉えた年次有給休暇取得促進等に係る広報事業（委託事業（民間団体））

「過労死大綱」で示された、年次有給休暇取得促進期間及び全国の労使団体や個別企業の労使への集中的な広報のため、以下の取組を実施する。

（1）年次有給休暇の取得促進

- 年次有給休暇の連続取得の促進を図る環境整備のため、
 - ◇夏季、年末年始、ゴールデンウィーク
 - ◇年次有給休暇取得促進期間（10月）の時季を捉えた集中的な広報を実施

【年次有給休暇取得促進ポスター】 【特別休暇制度導入事例集】

- ポスター・リーフレットの作成、駅貼広告、新聞広告、インターネット広告を実施
- ※年次有給休暇取得促進ポスターの駅貼広告 725箇所（令和6年度）



（2）特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度等普及事業

「第4次犯罪被害者等基本計画」で周知・啓発が求められている犯罪被害者等休暇のほか「労働時間等設定改善指針」に示されている「特に配慮を必要とする労働者」に対する休暇制度として、社会的関心が高い又は政府として導入促進が求められている休暇制度（ボランティア休暇、病気休暇、犯罪被害者等休暇、裁判員休暇など）の普及促進を図るため、以下を実施する。

- 特別休暇の普及に向けた検討会の開催
- 特別休暇制度に係る企業の好事例を元に特別休暇導入の動機・考え方やその効果を分かりやすくまとめた事例集及びリーフレットの作成
- ※特別休暇制度導入事例集制作部数 38,000部（令和6年度）
- 特別休暇制度の普及のためのポスター・リーフレットを作成

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、選択的週休3日制の普及等に向けた支援

労働基準局労働条件政策課（内線5524）
雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室（内線7915）

令和8年度当初予算案 6.7億円（6.5億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
○				

1 事業の目的

ワーク・ライフ・バランスや労働者の健康保持に資する働き方を推進するため、企業の自主的な働き方・休み方の見直しに効果的な施策を行うとともに、それに向けた社会的機運の醸成を図る。

改正労働基準法による時間外労働の上限規制を踏まえた企業の適切な対応への支援

年次有給休暇、特別休暇、選択的週休3日制等の好事例の収集・提供による休暇等の普及促進

企業への助言・指導等による働き方の見直しの支援及び大企業の働き方改革に伴う下請け等中小企業への「しわ寄せ」防止

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及事業

- 過労死大綱等を踏まえ、働き方・休み方改革の目的タイプ別の取組事例（選択的週休3日制を導入している企業の事例を含む。）を収集・周知するとともに、働き方・休み方の現状を客観的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」（ポータルサイトに掲載）の効果的な活用を図り、労働環境改善に向けた支援を行う（委託事業（民間団体））。
 - 過労死大綱等を踏まえ、ポータルサイトについて必要な改修を行い、効果的な情報発信を行う（委託事業（民間団体））。
- ※働き方・休み方改善ポータルサイトへのアクセス件数2,926,972件（令和6年度）

② 生産性が高く、仕事と生活の調和が取れた働き方の普及のためのシンポジウムの開催等

- 過労死大綱や少子化社会対策大綱等を踏まえ、働き方・休み方の改善に取り組む労使の意識高揚、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ライブ配信によるシンポジウムを開催する（委託事業（民間団体））。

③ 長時間労働につながる取組環境の見直し

- 過労死大綱で掲げられている「しわ寄せ」防止総合対策推進のため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定し、ポスター・リーフレットの作成、インターネット広告を行う等により、社会全体の機運の醸成を図る（委託事業（民間団体））。

④ 労働時間等設定改善に関する意識・動向調査

- 少子化社会対策大綱等の数値目標ならびに各種労働時間制度や法定以外の休暇制度の導入状況のほか、年次有給休暇を取得しない理由等について調査する（委託事業（民間団体））。

⑤ 労働時間等見直しガイドライン等の周知

- 労働時間等見直しガイドラインリーフレット等の作成、配布（委託事業（民間団体））。

⑥ 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導

- 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として配置。
- 「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導を実施。

163

テレワーク・ワンストップ・サポート事業

雇用環境・均等局在宅労働課（内線7856）

令和8年度当初予算案 1.1億円（1.3億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
1/2	1/2			

1 事業の目的

- ▶ テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ▶ テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

① 相談対応

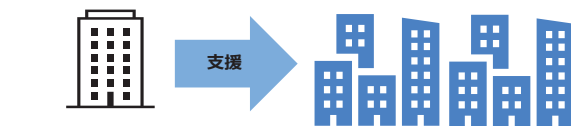
テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイスを実施

実施主体：民間事業者等

② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを実施

適切な労務管理下におけるテレワークの実施



③ 全国セミナー・個別相談会の開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施



④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合した総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営

- ・ 都道府県労働局
- ・ 都道府県働き方改革推進支援センター 等

企業等に対する支援

- ・ 相談対応（窓口、電話、メール）
- ・ テレワークマネージャーによるコンサルティングの実施
- ・ 全国セミナー・個別相談会の開催
- ・ 総合ポータルサイトの運営 等

164

人材確保等支援助成金（テレワークコース）

雇用環境・均等局在宅労働課
(内線7873)

令和8年度当初予算案 1.4億円 (1.4億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

- 多様な働き方の実現や生産性の向上、各企業における人材確保・定着等の観点から、適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進に取り組むことは重要。
- このため、適切な労務管理下におけるテレワークを導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。

2 事業の概要

○令和7年度から制度導入助成及び目標達成助成に重点化

制度導入助成 下表のテレワーク制度導入要件とテレワーク実績基準を満たした事業主に支給

支給要件	支給額
【新規導入企業】 ○テレワーク制度導入要件 ・就業規則におけるテレワーク制度の整備 ・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施 ○テレワーク実績基準 ・評価期間（3か月）に一定回数以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ・評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均が1回以上とする 【テレワーク導入済み企業】 ○テレワークの実施拡大に関する要件 ・就業規則の見直し等のテレワーク制度の拡充（そのためのコンサルティングを含む） ・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施 ○テレワーク実績基準 ・評価期間（3か月）における延べテレワーク実施人数を評価期間前の実績値から25%以上増加	20万円

目標達成助成 下表の離職率及びテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

支給要件	支給額
・評価期間後の離職率が30%以下かつ評価期間前を上回っていないこと ・評価期間後のテレワーク実施率が評価期間中の実績を下回っていないこと 等	10万円<※15万円> ※左記に加え要件達成時

165

拡充

両立支援等助成金

雇用環境・均等局職業生活両立課
(内線7929)

令和8年度当初予算案 392億円 (358億円) ※()内は前年度当初予算額

令和6年度支給実績：18,840件

労働年金		子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

1 事業の目的

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、仕事と育児・介護の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム

コース名/コース内容	支給額（休業取得/制度利用者1人当たり）	加算措置/加算額
出生時両立支援コース 48.2億円 (33.8億円) 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育児開始 ※支給額欄②については常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象	①男性の育児休業取得（旧第1種） 対象労働者が子の出生後8週以内に育児開始 1人目 20万円 2～3人目 10万円 ②男性育児取得率の上昇等（旧第2種） 申請年度の前年度を基準とし、男性育児取得率（%）が30ポイント以上上昇し、50%以上となった場合等 60万円	加算措置/加算額 <出生時両立支援コース> ① 男性の育児休業取得 1人目で雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合 10万円加算 ② 男性育児取得率の上昇等 第1種支給時にプラチナくるみ認定事業主であった場合 15万円加算 <育休中等業務代替支援コース> プラチナくるみ認定事業主は、①③を以下の通り割増。 ①育児休業中の手当支給 業務代替手当の支給額を4/5に割増 ③育児休業中の新規雇用 代替期間に応じた支給額を割増 最大99万円 ・最短：7日以上：11万円 ・最長：1年以上：99万円 育児取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合 ①～③に10万円加算（1か月以上の場合のみ） <柔軟な働き方選択制度等支援コース> 障害や医療的ケアを要する子を持つ労働者を対象に、制度利用の期間を子が18歳になる年度末まで引き上げた場合 20万円加算 対象となる子の年齢を中学校卒業まで引き上げた場合 20万円加算 <各コース共通> 育児休業等に関する情報公表加算 申請前の直近年度に係る下記①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円加算 対象の情報：①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育児取得日数 ※各コースごと1回限り。
育児休業等支援コース 29.6億円 (33.6億円) 育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき3か月以上の育休取得・復帰	① 育児休業中の手当支給 最大140万円 ・業務体制整備経費 1人目20万円（社労士委託なしの場合6万円） ・業務代替手当：支給額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで ② 育短勤務中の手当支給 最大128万円 ・業務体制整備経費 1人目20万円（社労士委託なしの場合3万円） ・業務代替手当：支給額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで ③ 育児休業中の新規雇用 最大81万円 ・最短：7日以上：9万円 ・最長：1年以上：81万円 ※①～③合計で1年度10人まで、初回から5年間	
柔軟な働き方選択制度等支援コース 17.5億円 (12.1億円) 育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者等を支援	制度を3つ導入し、対象者が制度利用 20万円 制度を4つ以上導入し、対象者が制度利用 25万円 ・柔軟な働き方を実現するための措置 ・子の看護等休暇制度有給化支援 制度導入時 30万円 ※1事業主5人まで	
介護離職防止支援コース 18.2億円 (11.9億円) 「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援	① 介護休業 取得・復帰 ：40万円（※5日以上、15日以上取得・復帰で60万円） ② 介護両立支援制度 ※20日以上利用。（○）は60日以上利用。 制度1つ導入し、対象者が制度を1つ利用 20万円（30万円） 制度2つ以上導入し、対象者が制度を1つ利用 25万円（40万円） ③ 業務代替支援 ※5日以上利用。（○）は15日以上取得・利用の場合 介護休業中の新規雇用等 20万円（30万円） 介護休業中の手当支給等 5万円（10万円） 短時間勤務中の手当支給等 3万円（※15日以上利用の場合のみ） ④ 介護休暇制度有給化支援 制度導入時 30万円（50万円）（○）は年10日以上の場合	環境整備加算 10万円加算 > 雇用環境整備措置を4つ全て実施した場合 有期雇用労働者加算 10万円加算

166



中小企業育児・介護休業等推進支援等事業

雇用環境・均等局職業生活両立課
(内線7863・7859)

令和8年度当初予算案 3.4 億円 (3.3億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特区	子育て	一般
労災	雇用	徴収
	○	
		育休
		会計

1 事業の目的

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)を受け、令和6年に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されたことを踏まえ、子育て期の労働者及び主な介護の担い手である働き盛り世代の離職防止の観点から、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施することにより、制度の周知・理解促進を図る。また、育児・介護に直面する前の制度の周知や正しい知識の付与が重要であることから、介護休業制度等の周知事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※下線部が拡充部分

<事業主・労働者支援>

(1)中小企業育児・介護休業等推進支援事業

- 中小企業で働く労働者の育児休業・介護休業の取得や休業後の円滑な職場復帰、業務の代替等の支援、仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入を支援するほか、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を推進するため、労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施する。(支援担当者100人→105人)
- 改正育児・介護休業法に基づく、柔軟な働き方の実現のための個別周知・意向確認等、介護に係る雇用環境整備、個別周知・意向確認等について、好事例の提供、各社の課題等を踏まえた効果的な手法の提案、個別労働者の育休復帰支援プラン・介護支援プラン等策定を支援する。

<介護等に直面していない労働者を含めた支援>

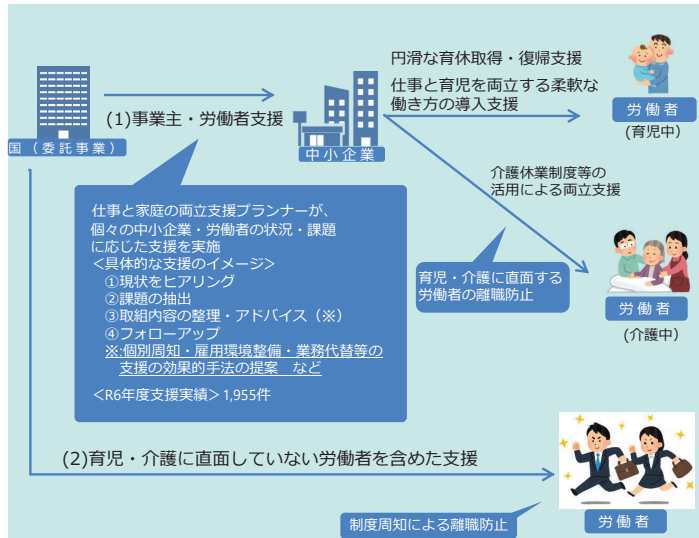
(2)従業員の介護離職防止のための介護休業制度等周知事業

- 介護休業制度等特設サイトを受け皿としてインターネット広告等の実施や動画の掲載等により、労働者等に介護休業制度や育児休業制度を予め広く周知し、育児・介護に直面した際の離職を防止するとともに、仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境づくりを促進する。

実施主体

民間事業者等(委託事業)

各当事者に働き掛けることで効果的に育休取得・仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入支援の促進、介護離職防止等に取り組む



共働き・共育て推進事業(共育(トモイク)プロジェクト)

雇用環境・均等局職業生活両立課
(内線7859)

令和8年度当初予算案 1.2億円 (1.3億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特区	子育て	一般
労災	雇用	徴収
	○	
		育休
		会計

1 事業の目的

- 共働き・共育て推進事業とは、男性の育休取得促進・柔軟な働き方を実現するための措置の導入・活用促進により、共働き・共育てを定着させていくための事業(共育(トモイク)プロジェクト)
- 令和8年度においては、改正育児・介護休業法に沿った両立支援制度導入・活用に向けた企業の取組を促進するシンポジウム・セミナーの開催、企業版両親学級等の取組促進を図るとともに、男性の家事・育児参画を含む仕事と育児の両立に関する意識調査を実施し、企業の取組を促していくことで男性の育休取得促進、共働き・共育てを強力に推進する。

数値目標

★ 男性の育児休業取得率: 現状 40.5%(令和6年度) → 目標 50%*(令和7年)、85%*(令和12年)

※「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)

★ 第1子出産前後の女性の継続就業率: 現状 69.5%(令和3年) → 目標 70%(令和7年)



2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○仕事と育児の両立に関する意識調査の実施

- ・若年層に対し、特に男性の家事・育児参画を含む仕事と育児の両立に関する意識調査を実施し、調査結果を公表することにより、共働き・共育ての推進に向けた社会的機運の醸成、企業の両立支援制度の導入・活用の促進を図る

○企業向けシンポジウムの開催

- ・先進的な仕事と育児の両立支援制度を導入している企業の事例を収集・発信するとともに、経営者や管理職等によるパネルディスカッション等を実施することで、企業での両立支援制度の導入・活用の取組を支援する

○経営層・企業(管理職)向けセミナー・若年層セミナーの実施(企業版両親学級を含む)

- ・企業の取組を促進する経営層・企業(管理職)向けセミナーを実施するとともに、今後家事・育児を担う若年層向けセミナー・動画制作及びセミナー実施による両立支援制度の導入・活用を促進
- ・企業版両親学級の取組を促進するため、セミナーの開催による普及を図るとともに資料等の充実を図る

○業種別の好事例の展開

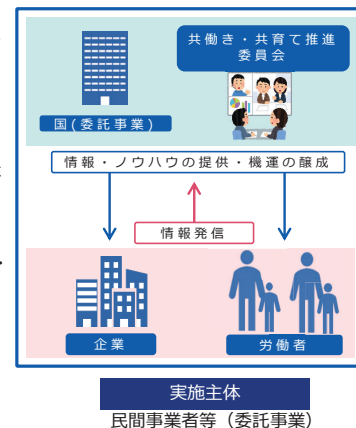
- ・育児休業等を取得しやすい雇用環境整備や仕事と育児の両立に関する効果的な取組事例などを業種別に収集・発信する

○普及啓発資料の作成

- ・育児休業制度及び「柔軟な働き方を実現するための措置」の活用事例、男性の家事・育児に関する意識啓発の内容等を盛り込んだ「父親の仕事と育児両立読本」の作成・情報発信をするとともに、ミニリーフレットの作成及び母子健康手帳との同時付等による周知を実施

○公式サイト運用

- ・改正育児法等の周知や家事・育児体験談等の投稿を促し、参加型サイトとして運用
- <令和6年度実績>イクメンプロジェクト(旧事業)公式サイトアクセス件数 約68万件



共働き・子育て推進のための給付

職業安定局雇用保険課
(内線5138、5757)

令和8年度当初予算案 753億円 (792億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
			○	

1 事業の目的

- 若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・子育て」を推進する必要があります。
- 特に男性の育児休業取得の更なる促進の観点から、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに育児休業をした場合に、育児休業給付に加え、雇用保険制度において出生後休業支援給付金を支給する。
 - 育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくなるよう、時短勤務中に賃金が低下した場合に雇用保険制度において育児時短就業給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

	出生後休業支援給付金	育児時短就業給付金
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること 被保険者が子の出生後8週間(注)以内に14日以上育児休業をしたこと 配偶者が子の出生後8週間以内に14日以上育児休業をしたこと(例外あり) <p>(注)産後休業をした場合は16週間</p>	<ul style="list-style-type: none"> 時短就業開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること又は育児休業給付に係る育児休業から引き続き時短就業を開始したこと 2歳未満の子を養育するため、週所定労働時間を短縮して就業したこと
支給額	育児休業をした日数(最大28日)×休業前賃金額の13%相当額 ※ 育児休業給付(休業前賃金額の67%相当額を支給)と合わせて80%(手取り10割)相当額となる	時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額 ※ 時短就業中の各月に支払われた賃金額が時短前の賃金額の90%超~100%未満の場合は、給付率を減減させる

スキーム

169

勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業

雇用環境・均等局総務課
雇用環境政策室 (内線7915)

令和8年度当初予算案 1.1億円 (1.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
			○	

1 事業の目的

勤務間インターバル制度導入促進に向けた労使に対する効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

労働時間等設定改善法が改正され、勤務間インターバルは労働者の生活時間や睡眠時間を確保し、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るために有効であることから、その導入が事業主の努力義務とされたところ(施行日:平成31年4月1日)。

令和6年8月に閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」には、勤務間インターバル制度について、**2028年(令和10年)までに、①勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を5%未満とすること、②勤務間インターバル制度を導入している企業割合を15%以上とすることの2つの数値目標**が掲げられ、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)等では、「勤務間インターバル制度の普及を図る」とされた。

以上により、上記改正労働時間等設定改善法の周知とともに、労使一体となった勤務間インターバル制度導入促進に向けた更なる取組が重要となることから、勤務間インターバル制度導入促進に向けた効果的な支援、機運の醸成を図る取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

- 民間セミナー講師に対する要請事業**
企業の人事労務担当者や採用担当者が出席する民間セミナーにおいて、講師から勤務間インターバル制度が人材確保に資する旨の周知するよう、要請活動を行う。
- 勤務間インターバル研修事業**
産業医や衛生管理者等に対する研修講義において勤務間インターバル制度の内容・効果を周知し、企業における取組を波及させる。
- 業種別導入マニュアルの作成**
長時間労働が懸念され、制度の導入率や認知度が低調な業種を対象にした業種別導入マニュアルを作成する。
※ (令和6年度)業種別導入マニュアルの作成部数(医療業版) 50,550部
働き方・休み方改善ポータルサイトにおいても掲載し周知
- シンポジウムの開催**
有識者の講演や導入企業の先進的な取組事例の発表により、制度の重要性や導入のメリットを周知・啓発し、併せて助成金や導入マニュアル等の導入支援策も周知する。
- インターバル制度導入支援のための動画コンテンツの作成・周知**
インターバル制度の導入を希望する企業向けに、企業の先進的な取組事例や制度導入の手順、留意点などを紹介した動画コンテンツを作成し、ポータルサイトや都道府県労働局を通じて周知・啓発する。
- 雑誌等を活用したインターバル制度の周知・啓発**
事業主や企業の人事労務担当者向けの雑誌等を活用して、制度の周知・啓発を実施する。等



<導入マニュアル(全業種版)>

実施主体: 委託事業(民間団体)

170

令和8年度当初予算案 101億円 (92億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
○			

1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額(最大値)が異なる。

コース名	建設事業	自動車運転の業務	医療に従事する医師	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る)	その他長時間労働が認められる業種	成果目標	助成上限額※1、※2 (補助率原則3/4 (団体推進コースは定額))
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	建設事業	①～⑥の何れかを1つ以上	①～⑥の何れかを1つ以上	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	①～⑤の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間(※)以上の勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務、医療に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	①: 250万円 (月80H超→月60H以下) 等 ②: 100万円 (10H以上) 等 ③: 25万円 ④: 25万円 ⑤: 170万円 (11H以上) 等 ※自動車運転の業務、医療に従事する医師 150万円 (11H以上) 等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥: 100万円 (4週4休→4週8休) 等 ⑦: 50万円
	自動車運転の業務	①～⑤の何れかを1つ以上	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	①～⑤の何れかを1つ以上	①～⑤の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①: 150万円 (月80H超→月60H以下) 等 ②: 25万円 ③: 25万円
	医療に従事する医師	①～⑤の何れかを1つ以上	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	①～⑤の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①: 150万円 (月80H超→月60H以下) 等 ②: 25万円 ③: 25万円
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る)	①～⑤の何れかを1つ以上	①～⑤の何れかを1つ以上	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	①～⑤の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①: 150万円 (月80H超→月60H以下) 等 ②: 25万円 ③: 25万円
	その他長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを1つ以上	①～⑤の何れかを1つ以上	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	①～⑤の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①: 150万円 (月80H超→月60H以下) 等 ②: 25万円 ③: 25万円
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	①～③の何れかを1つ以上					① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①: 150万円 (月80H超→月60H以下) 等 ②: 25万円 ③: 25万円
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入					勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H: 100万円 ・11H以上: 150万円	
取引環境改善コース (仮称) (荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成)	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること						上限額: 100万円
団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること						上限額: 500万円

- 助成対象となる取組 (生産性向上等に向けた取組) : ①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む)、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組 (取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設置、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新等) (団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置等)

○ 加算制度あり (※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く)

<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算 (3%以上: 6万円～最大60万円、5%以上: 24万円～最大480万円、7%以上: 36万円～最大720万円)。

<割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課 (内線5275)
労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

令和8年度当初予算案 30億円 (30億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
1/2	1/2			

1 事業の目的

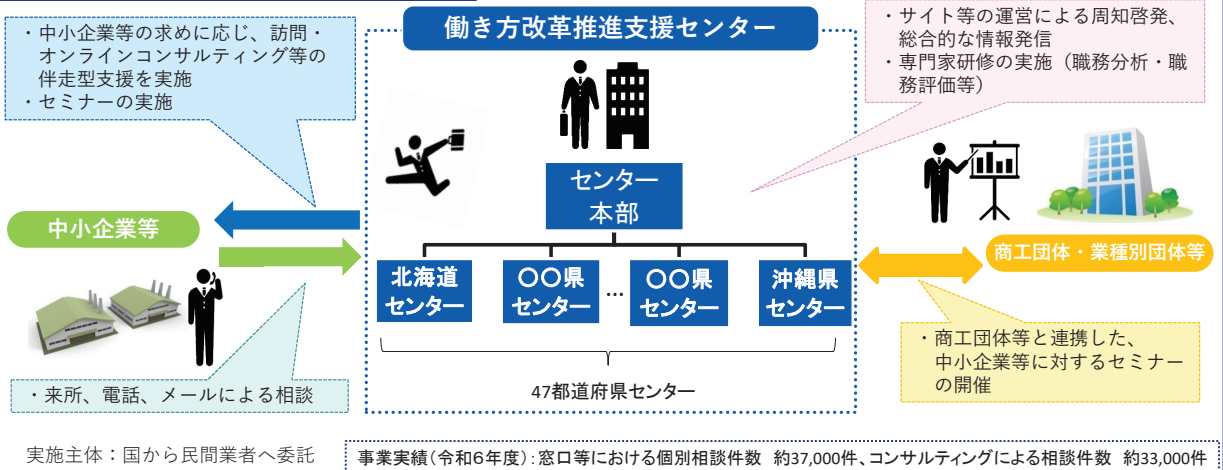
中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

<取扱いテーマ例>

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事指針など雇用・労働関係

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



令和8年度当初予算案 9.2 億円 (7.9億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会		子育て会		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
約1/3	約2/3			

1 事業の目的

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

※経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）においても、ハラスメント対策の推進に取り組むとされている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

周知・啓発

- ポスターの作成・配布
- 職場のハラスメント防止対策パンフレット等（事業主向け・労働者向け）の作成・配布
- ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
- X（旧ツイッター）、フェイスブック等を利用した広報
- ハラスメント撲滅対策の全国集中実施（職場のハラスメント撲滅月間・シンポジウムの開催等）・月間ポスターや啓発動画の作成
- 就活ハラスメント・カスタマーハラスメント対策に関する情報発信

企業等への支援

- 事業主やハラスメント相談窓口担当者等を対象とした研修動画の配信
- 業種別カスタマーハラスメント対策の取組支援
- ハラスメント事案解決のための支援・マニュアル周知 ※一部拡充
- 全国の労働局による事業主向け説明会の開催

相談対応

- 全国の労働局における、職場におけるハラスメントに関する相談対応 ※一部拡充

調査

- ハラスメント実態調査 ※新規

実施主体

実施主体：国、都道府県労働局、委託事業（民間会社）

事業実績

ポータルサイトへの月平均アクセス数：203,474件
(令和6年度)

令和8年度当初予算案 52億円 (49億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般 会計
労災	雇用	
○		

1 事業の目的

○ 事業場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の産業保健活動の活性化を図るため、①都道府県産業保健総合支援センター（産保センター）に専門スタッフを配置し、事業者、産業保健スタッフ等に対する専門的研修、相談対応、訪問支援等の実施、②地域産業保健センター（地産保）において、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、登録産業医等による産業保健サービスを無料で提供、③事業主団体等を通じた中小企業の産業保健活動への助成等の支援を行う。

2 事業の概要

労働者健康安全機構

産業保健総合支援センター
47都道府県

地域産業保健センター
全国350か所

- 「団体経由産業保健活動推進助成金」（継続）
- 両立支援コーディネーターの養成拡充
- 事業者、産業保健スタッフ等に対する研修等（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、女性の健康課題、化学物質の自立的管理等）の実施、ストレスチェックに関する50人未満の事業場向け研修の新規実施
- 治療と仕事の両立支援に係る研修、相談対応、訪問支援等の実施（専門スタッフによる相談対応、訪問支援等の実施体制の拡充）
- 健康診断結果についての医師からの意見聴取、高ストレス者・長時間労働者に対する医師の面接指導、保健指導等、個別訪問による産業保健指導の実施
- 50人未満の事業場の高ストレス者の面接指導に対応するための登録産業医の体制充実
- 「小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業」（継続）

(全体共通)

- 情報提供・広報、連絡会議等 101 (103) 百万円
- 団体経由産業保健活動推進助成金 33 (33) 百万円
- 【拡充】産業保健関係者の育成 382 (319) 百万円
- (産保センター、地産保共通)
- 【拡充】小規模事業場等の産業保健活動への支援 4,594 (4,183) 百万円
- 小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業 101 (211) 百万円

実施主体：
労働者健康安全機構（補助金）
補助率：10/10



働く人のメンタルヘルス対策の促進

労働基準局安全衛生部労働衛生課（内線5180）

令和8年度当初予算案 3.6億円（3.0億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 精神障害の労災支給決定件数が過去最多になるとともに、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業場の割合は、近年上昇傾向にあり、1割を超えて推移している。また、「第14次労働災害防止計画」（令和5年3月策定）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）において、「**使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上**」等とする目標が設定された。
- こうした状況を踏まえ、本事業においては、引き続き、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「**こころの耳**」等の運営を通じて、メンタルヘルス対策に関する情報提供や労働者等からの相談対応を行う。特に、労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの実施義務化も踏まえ、直接指導以外の相談を選択する高ストレス者等の相談の受け皿を整備していく必要があるため、「**こころの耳**」の**相談窓口の充実を図る**。

2 事業の概要・スキーム

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」：351（285）百万円

（1）総合的な情報の提供

- ① 事業場向け ※メンタルヘルス対策のより実践的な情報の提供
 - ・事業場規模・業種別のメンタルヘルス対策の取組事例
 - ・職場環境改善ツール
- ② 労働者向け
 - ・ストレスセルフチェック
 - ・セルフケア（eラーニング）
- ③ メンタルヘルスシンポジウムの開催
 - ⇒ 50人未満の事業場におけるストレスチェックに関する内容を中心に実施

<令和6年度実績>

情報提供	相談窓口
サイトアクセス数 ：679.2万件	電話：27,357件 メール：4,134件 SNS：7,737件

（2）電話・メール・SNS相談窓口（拡充）

- 労働者等のメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置
- ⇒ **面接指導以外の相談を選択する高ストレス者等の相談への対応の充実**

その他：11（14）百万円

<実施主体>

民間団体等

多様な働き方をする者が自らの健康管理を行うためのツールの機能充実、運用・保守等



高齢労働者の労働災害防止対策推進事業

労働基準局安全衛生部
安全課・労働衛生課

令和8年度当初予算案 9.8億円（7.6億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

目的

- 休業4日以上死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。厚生労働省においては、令和元年度に「エイジフレンドリーガイドライン（通達）」を策定し、令和2年度から「エイジフレンドリー補助金」によりガイドラインに沿った取組を実施する中企業事業者を支援してきた。
- 高齢労働者は、他の世代と比べて労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い状況にあるが、これは、**業種や職種によって異なる作業による労働災害リスクに、加齢による身体機能の低下等の高齢労働者の特性に起因するリスクが付加されることによるものと考えられる。**
- 高齢労働者の労働災害防止対策を更に推進するため、**労働安全衛生法等を改正し、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とすること**となっており、**令和8年4月1日から施行される。**
- 改正法においては、厚生労働大臣が、事業者が講ずべき措置を適切かつ有効に実施するため必要な指針を定めることとされ、さらに、**当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことが規定されており、引き続き、事業者に対する支援として、「エイジフレンドリー補助金」により中小企業事業者による指針に基づく措置の実施に係る支援を行う。**
- あわせて、**事業者団体への支援**として、業種や職種に応じた作業による労働災害リスクを踏まえた的確な高齢労働者の労働災害防止対策の推進のため、業界団体等を構成員とする検討会を組織し、災害分析、好事例の収集等を行う。

1 エイジフレンドリー補助金【一部拡充】 9.5億円（令和7年度：7.6億円）

- （1）対象事業者：労災保険加入の中小企業事業者
- （2）補助対象、補助率、上限額（下表参照）
- （3）実施主体：民間団体等
- （4）事業実績：令和6年度支給件数（事業者数）…1,126件

	専門家総合対策コース 【既存（統合）・拡充】	熱中症対策コース 【新設】	コラボヘルスコース 【既存】
補助対象	● 専門家によるリスクアセスメントを受けるのに要する費用 ● リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施に要する費用 (滑りにくい床への改修、手すりの設置、重量物取扱い作業・介助作業への補助機器の導入、労働者の身体機能の維持向上のための支援等) 	熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、体温を下げるための機能のある服の導入等暑熱な環境による労働災害防止対策に要する費用	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持推進のための取組に要する費用
補助率	4/5（専門家によるリスクアセスメント） 1/2（リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施）	1/2	3/4
上限額	100万円	100万円	30万円

2 業種別の高齢労働者の労働災害防止対策の検討【新規】 0.3億円

業界団体（令和8年度は、高齢労働者の労働災害が多い製造業、小売業、社会福祉施設を想定）等を構成員とする検討会を組織し、災害分析や対策の好事例の収集等を行う。

フリーランス・事業者間取引適正化等法の円滑な施行

雇用環境・均等局在宅労働課
フリーランス就業環境整備室
(内線5193)

令和8年度当初予算案 1.7億円 (1.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特区			子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
約1/4				約3/4

1 事業の目的

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」(令和6年11月施行)について、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)では、「フリーランス・事業者間取引適正化等法については、実態把握とともに、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の執行体制の整備を行う。」とされている。
このため、法の周知広報、実態把握、都道府県労働局における執行体制の整備等により、法の円滑な施行を図る。

2 事業の概要、実施主体等

(1) 法の周知広報、実態把握の実施 ※公正取引委員会・中小企業庁においても別途予算措置

公正取引委員会及び中小企業庁と連携し、以下の(イ)・(ロ)を実施。

(イ) 法の周知広報

・周知用リーフレット・パンフレットの作成・発送

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議(抄)

- ・衆議院(七) 本法の趣旨、本法に違反する事案等について、業務委託事業者、特定受託事業者及び業務委託を仲介する事業者に対し、十分に周知・広報を行うこと。
- ・参議院(一) 本法の趣旨、本法に違反する事案等について、業務委託事業者、特定受託事業者、業務委託を仲介する事業者等の当事者を含む関係者に対し、十分に周知・広報すること。

(ロ) 実態把握の実施

・フリーランスとの取引において問題事例の多い業種に対して調査を実施。

(2) 都道府県労働局における執行体制の整備

法の周知広報・相談対応及び発注事業者に対する調査・助言・指導等を実施するため、フリーランス就業環境整備指導員及びフリーランス就業環境整備相談員を都道府県労働局に配置。

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議(抄)

- ・参議院(二) 本法に違反する事案等を的確に把握し、それに対する指導、勧告等の措置が迅速かつ適切に執行されるよう、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の体制を十分に整備するとともに、各行政機関の一層の連携強化を図ること。

177

フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

雇用環境・均等局在宅労働課
フリーランス就業環境整備室
(内線5193)

令和8年度当初予算案 67百万円 (67百万円) ※ ()内は前年度当初予算額 ※中小企業庁・公正取引委員会の予算措置額を含む事業総額
令和8年度当初予算案 2.0億円 (2.0億円)

労働特区			子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
約1/3				約2/3

1 事業の目的

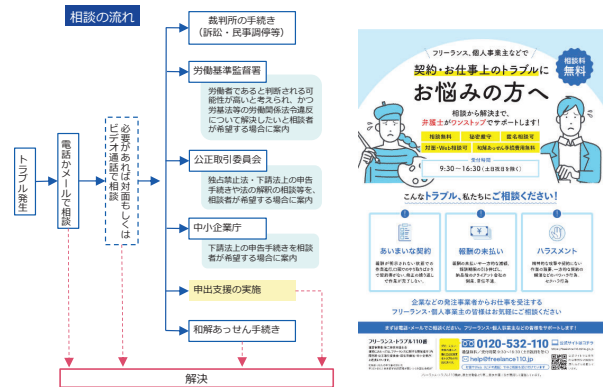
- ・フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、関係省庁と連携し、フリーランスと発注者との間の取引上のトラブルについて弁護士にワンストップで相談できる窓口である「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- ・令和6年11月のフリーランス・事業者間取引適正化等法の施行により、国が行うフリーランスからの相談対応において大きな役割を担っている本窓口の重要性は増しているところ、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行っていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム等

【事業の概要】

フリーランスと発注者との間の取引上のトラブルについて、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)の設置、運営

- ・弁護士による電話・メール・対面・Web相談の対応
- ・和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
- ・フリーランス・事業者間取引適正化等法違反の疑いがあるとして行政機関への申出を検討しているフリーランスに対し、申出対象となる事案が否かの助言などの申出支援の実施



3 実施主体

民間事業者等(委託事業)

4 事業実績

- ・令和6年度相談件数: 12,323件
- ・和解あっせん受付件数: 239件

178

令和8年度当初予算案 2.1 億円 (2.4 億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会	子子特会	一般
労災	雇用	徴収
	○	
		育休
		会計

1 事業の目的

事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、男女の賃金の差異の要因分析、定められた目標の達成に向けた手順等について、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施し、我が国における女性活躍の一層の推進を図る。また、女性の活躍推進の観点で特に課題とされている女性の正規雇用におけるL字カーブの解消のための施策として、アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発、および学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発に取り組む。加えて、女性活躍推進法の周知・指導に取り組む。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

個別訪問・オンラインによる企業等への支援

- 女性活躍推進アドバイザーによる、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティングの実施 (支援回数の拡充) 1社あたり上限 4 (3) 回 × 900社
- 女性活躍推進センターの運営
- 女性管理職育成のポイント (デジタルリーフレット) の作成 (新規)

L字カーブ解消のための啓発

- 地域の実情を踏まえた女性活躍推進に係る周知・広報
- アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発
- 学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する広報資料 (デジタルリーフレット) の作成

女性活躍推進法の内容に係る周知・指導

- 改正女性活躍推進法に係る説明、問い合わせ・相談対応等を行う指導員の配置

実施主体

国、都道府県労働局、委託事業 (民間企業等)

事業実績

コンサルティング件数: 315社
(令和6年度)



女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業

令和8年度当初予算案 3.0億円 (3.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会	子子特会	一般
労災	雇用	徴収
	○	
		育休
		会計

1 事業の目的

企業における女性活躍推進に関する情報や、女性活躍推進と仕事と家庭の両立に係る取組を一覧化し、公表する場を提供することにより、女性の活躍推進のための取組や、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい環境整備を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

URL▶▶ <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

スマホ版▶▶



【女性の活躍推進企業データベース・イメージ】

最新の数値が掲載されていて各企業の比較もしやすい！
企業ランキングを見ることが出来る！

企業名	A社	B社
所在地	東京都〇〇区123	東京都〇〇区456
企業規模	101人以上	101人以上
企業認定等	人数や役職名が記載されていてわかりやすい！	
管理職に占める女性労働者の割合	16.2% (女性2人) 管理職全体 (男女計12人) 部長、副部長、店長、副店長	6.2% (女性1人) 管理職全体 (男女計1人)
男女の賃金の差異	(全労働者) 68.0% (正規) 76.4% (非正規) 71.7%	(全労働者) 90.0% (正規) 88.0% (非正規) 92.0%
男女の賃金の差異の説明	・正規雇用労働者：正社員 ・非正規雇用労働者：有期契約社員 男女間における給与制度上の差はありませんが、職種や職務内容が異なるため、平均給与に差が生じている。 役職者に占める女性従業員の割合を40%以上にすることを目標に向け、研修を充実させ、対象となる従業員に対し、定期的に面談を行うなどキャリア形成を図る・・・	

「女性の活躍推進企業データベース」の活用の促進・機能強化等

【事業概要】

- 女性活躍推進法の改正で、常時雇用労働者数101人以上の事業主に男女の賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が義務づけられること等を踏まえ、データベース上で公表するよう周知や登録勧奨等を行い、女性活躍等に関する企業情報の見える化を推進する。
- 就職活動中の学生や求職者向けに民間の就職支援サイト等と連携した周知を実施することにより、学生をはじめとした求職者が男女の賃金差異や女性管理職比率等に目し、企業選択を行えるよう周知・啓発を進める。また、データ登録機能やコンテンツの充実をおこない、更なる利便性を求め、データベースのユーザビリティの向上を図る。
- 女性の活躍推進及び仕事と育児・介護の両立支援について、他の模範となる取組を行う企業の事例を収集・取りまとめを行い、企業向けに発信する。

【事業実績】

年間アクセス件数 (令和6年度)
女性の推進企業データベース: **1,266,807件**
(参考: 年間アクセス数 (令和5年度) 750,508件)

【実施主体】

委託事業 (民間団体等)

「両立支援のひろば」と連携!

マザーズハローワーク事業

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線5779）

令和8年度当初予算案 45億円（42億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子育て会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援

設置箇所	マザーズハローワーク 23か所 マザーズコーナー 183か所	(前年度同数) (前年度同数)
実施体制	職業相談員 239人 就職支援ナビゲーター 325人 求人者支援員 33人	(前年度同数) (前年度同数) (前年度同数)

事業実績
令和6年度重点支援対象者 就職件数 62,428件

支援内容

- 一人ひとりの状況に応じた **きめ細かな就職支援**
担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを配置（23か所）。
- 求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供
- 就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施
- 各種就職支援サービスのオンライン化の推進
子育て中の女性等が自宅でも求職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク及び主要なマザーズコーナー（68か所）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。

マザーズハローワークへの誘導 → 就職支援メニューの提供 → 就職

- マザーズハローワークへの誘導**
 - SNS・HPによる情報発信
 - 動画を活用した周知・広報の実施
 - マザーズハローワーク等の整備
 - アウトリーチ型支援の実施（出張相談・出張セミナー）
- 就職支援メニューの提供**
 - 職業相談（担当者制・予約制）
オンライン職業相談
 - 職業紹介
オンライン職業紹介
 - オンライン求人情報提供
 - 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・開拓
 - セミナー（面接対策等）
パソコン講習
 - オンラインセミナー・面接会
 - 保育情報や子育て支援サービス情報の提供

181

両立支援等助成金 （不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）

雇用環境・均等局雇用機会均等課
（内線7905、5110）

令和8年度当初予算案 84百万円（84百万円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子育て会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

不妊治療、月経関連の症状や更年期障害等の問題により「職場で何かをあきらめなくてはならないと感じた経験」がある女性従業員のうち約6割が「正社員として働くこと」をあきらめなくてはならないと感じたことがある、という結果が出ており、実効性の高い支援を充実させることが急務である。このため、これらに取り組む中小企業事業主に対して助成を行うことにより、職場環境の整備を進め離職防止を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 支給対象となる事業主**
不妊治療、月経（PMS（月経前症候群）含む。以下、同じ。）や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度（①休暇制度（特定目的・多目的とも可。労働基準法第39条の年次有給休暇及び同法第68条の生理休暇を除く。ただし、有給の生理休暇は対象とする。）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥在宅勤務等（テレワークを含む））を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに関する制度（上記①～⑥）を労働者に利用させた中小企業事業主
- 支給要件としての環境整備・休暇取得等**
ア 不妊治療のための両立支援制度、健康課題対応のための支援制度（上記①～⑥）について、労働協約又は就業規則に規定すること
イ 不妊治療と仕事との両立支援、健康課題対応支援を図るための業務を担当し、労働者からの相談に応じる者を選任すること
ウ 労働協約又は就業規則に基づき、不妊治療のための両立支援制度、健康課題対応のための支援制度（上記①～⑥のうちいずれか1つ以上）を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと
- 支給額**
(1) **環境整備、休暇の取得等**
上記2により環境整備を図り、それぞれに関する制度利用者が合計5日（回）以上利用した場合
1事業主当たり 各1回限り 30万円（①不妊治療、②月経に関する課題の解決、③更年期に関する課題の解決）
(2) **不妊治療に関する長期休暇の加算（令和8年度までの経過措置）**
不妊治療に関する休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合
1事業主当たり、30万円（不妊治療に関する休暇取得者が20日以上連続して取得する場合はその者を対象とする。）
- 支給機関**
都道府県労働局

支給実績（令和6年度）：213件（不妊治療と仕事の両立支援のみ）

182

働く女性の健康支援事業

雇用環境・均等局雇用機会均等課
(内線7905、5110)

令和8年度当初予算案 79百万円 (79百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働者会		子育て会		一般 会計
労災	雇用	徴収	育児	
○				

1 事業の目的

妊娠中又は出産後も働き続ける女性が増加する中において、令和7年に改正された女性活躍推進法で「女性の活躍推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われるべきである」旨が基本原則で規定された。また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」（令和7年6月すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部）においても、月経、妊娠・出産、更年期といった働く女性のライフステージごとの健康課題に起因する、望まない離職を防ぐための支援を求められている。こういった状況を踏まえ、働く女性の健康措置や母性保護が企業内で適切に実施・促進されつつ、健康・安全で、安心して働き続けることができるよう、事業主及び労働者の理解を深めるための継続的な啓発、更には情報や合理的規制の不断のアップデートが必要となる。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

民間団体等に委託して実施

【令和6年度の実績】サイトアクセス件数：659万件

働く女性の健康支援サイト等による周知啓発

- 企業や働く女性に対して、検討委員会で検討した新たな課題や、月経や妊娠・出産、更年期、女性に多いガン等の健康課題や母性健康管理措置等に関する情報を提供するサイトを運営
- 【サイトの内容】
 - ・事業主や産業保健スタッフ等向けの研修用の教材・動画の配信
 - ・働く女性の健康課題、母性健康管理措置等に関するメール相談
 - ・企業における具体的取組の好事例の掲載
 - ・母性健康管理指導事項連絡カードの使用法等の情報提供
- 労働者のヘルスリテラシーを高めるため、周知啓発動画の配信
- サイトの利便性向上のためのコンテンツ等の定期的な見直し
- 企業向け、労働者向けの周知啓発資料の作成・配布

研修会の開催

- 企業の人事労務管理担当者等を対象に、女性労働者の月経、妊娠・出産、更年期等のライフステージごとの健康課題、ストレス対処や母性健康管理措置等に必要な知識付与のためのオンライン研修会を開催

化学物質からの母性保護に係る調査【新規】

- 労働安全衛生法に基づく労働現場の化学物質の管理・規制のあり方が変遷する中で女性労働者の活躍と保護を両立させるため、女性・母性の保護に特化する形で文献・インターネット等の調査により近年の各国の化学物質規制や化学物質の有害性等について情報収集を行う。

関係法令

- ✓ 女性活躍推進法（基本原則）
 - ・女性の職業生活における活躍推進は女性の健康上の特性に配慮して行われるべき
- ✓ 男女雇用機会均等法（母性健康管理）
 - ・妊娠中の健康診査等の受診に必要な時間の確保
 - ・妊娠中又は産後1年以内の健康診査等による指導事項に沿った勤務時間の変更等
- ✓ 労働基準法（母性保護）
 - ・生理休暇・産前産後休業
 - ・妊娠婦等の軽易業務への転換・危険有害業務の就業制限

183

【参考】令和8年度当初予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部 = R8当初予算案における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【21億円】 拡充

※令和7年度補正予算額352億円

最低賃金の引上げに対応するため、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

- 助成率の区分を見直し、賃金引上げ額を3コース制に再編、募集時期の重点化、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場を対象を拡充

働き方改革推進支援助成金 【101億円】 拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成

- 小規模の企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%又は7%増加させた場合の加算額を拡充

人材開発支援助成金（人材育成支援コース・人への投資促進コース） 拡充

・事業展開等リスキリング支援コース）【533億円】

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成

- 事業展開等リスキリング支援コースにつき、訓練修了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合に助成（中小企業のみ対象）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） 拡充

【18億円】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成

- 対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加え、①雇用環境を整備し対象労働者の賃金を7%以上増加させた場合の加算、②雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算を新設

非正規雇用労働者の処遇改善

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース） 拡充

【554億円】

- ①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成
- 正社員化コースにつき、非正規雇用労働者に係る情報開示を新たに行った場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）【9.5億円】

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者を早期に雇い入れたうえで、賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させた事業主に助成

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）【10億円】 拡充

- 賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主に助成
- 中途採用を拡大し、雇入れた中途採用者の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成するほか、生産性の向上や会社全体の賃金の底上げに取り組む場合に加算措置を実施

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【1億円】

在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを行うとともに、出向復帰後の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合に、出向元事業主及び出向先事業主に対し助成

184

拡充

住まいに係る相談機能の充実（自立相談支援事業）

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2874)

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

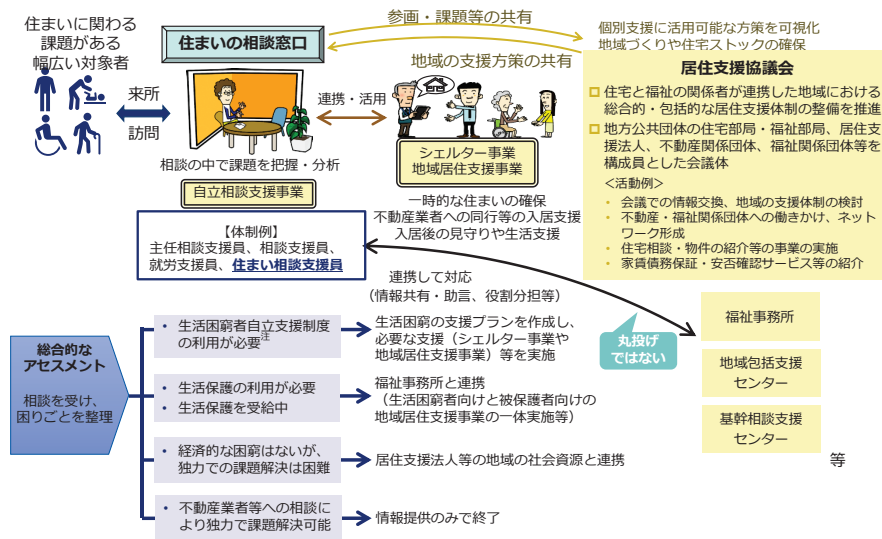
1 事業の目的

令和7年4月施行の改正生活困窮者自立支援法を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

2 事業の概要

・**住まい相談支援員を配置する自立相談支援機関の拡大に伴う、支援員配置時の加算の拡充**

4 事業のイメージ



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体）
- 負担割合：国 3 / 4 都道府県・市・区等 1 / 4

拡充

福祉事務所未設置町村における一次相談の推進

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2879)

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

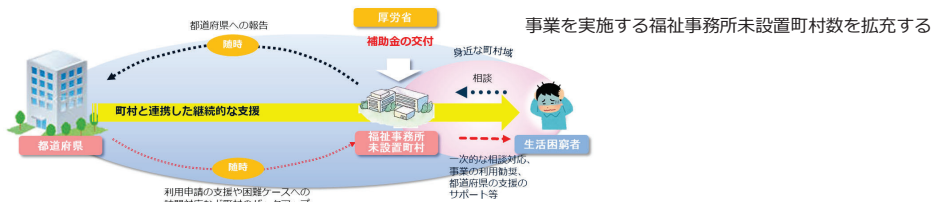
1 事業の目的

- 自立相談支援事業の実施主体は福祉事務所設置自治体であり、福祉事務所未設置町村における相談支援は都道府県が実施している。
- 一方で、「生活困窮者自立支援制度の実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村においては、包括的な支援体制の整備に当たって、一次的な相談受付の機能を拡充し、断らない相談支援を実現していくという観点が必要である(※)」とされたところであり、福祉事務所未設置町村における一次相談を推進する。
- ※ 「地域共生社会の在り方検討会議(中間まとめ)」(令和7年5月28日 地域共生社会の在り方検討会議)

2 事業の概要・スキーム

- 実施方法：福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、① 必要な情報の提供及び助言、② 都道府県との連絡調整、③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、④ その他必要な援助等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。
- 基本基準額：5,000千円 ※ 自立相談支援事業における人口5.5万人未満の自治体の基本基準額を踏襲。
※ 基本基準額を超過している自治体で特に手厚い取組を実施する場合は、その内容が合理的と認められる範囲で個別に協議。

(参考) 都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



3 実施主体等

- 実施主体：福祉事務所未設置の町村：880自治体 ○補助率：国 3 / 4、福祉事務所未設置町村 1 / 4
- 実施自治体数(令和6年度)：59自治体 ※ その他、重層的支援体制整備事業において、39自治体を実施

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) (内は前年度当初予算額)
※令和7年度補正予算額0.6億円

1 事業の目的

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」(令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係関係会議決定)において、①生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」(いわゆる「中間的就労」)のあっせんを行う自立相談支援機関において、生活困窮者に対する相談支援の強化を検討すること、②自立相談支援機関の支援員に対する研修等を行い、認定事業所と支援対象者との積極的なマッチングを促すことが示された。
- これを踏まえ、既存の事業や研修の中で、認定就労訓練事業に関する取組を拡充する。

2 事業概要・イメージ

既存事業の拡充

①自治体・支援員向けコンサルティング実施事業の強化

- ・コンサルティングテーマに「認定就労訓練事業・企業連携」を追加し、自治体や支援員向けの個別支援を強化する。

既存事業の拡充

②研修等における自治体・支援員・事業所向けの取組

- ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会において、「認定就労訓練事業事例分科会」を新規設置
- ・ステップアップ研修にて認定就労訓練事業のマッチング強化の推進研修を実施

3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

令和8年度当初予算案 71億円 (71億円) ※0内は前年度当初予算額

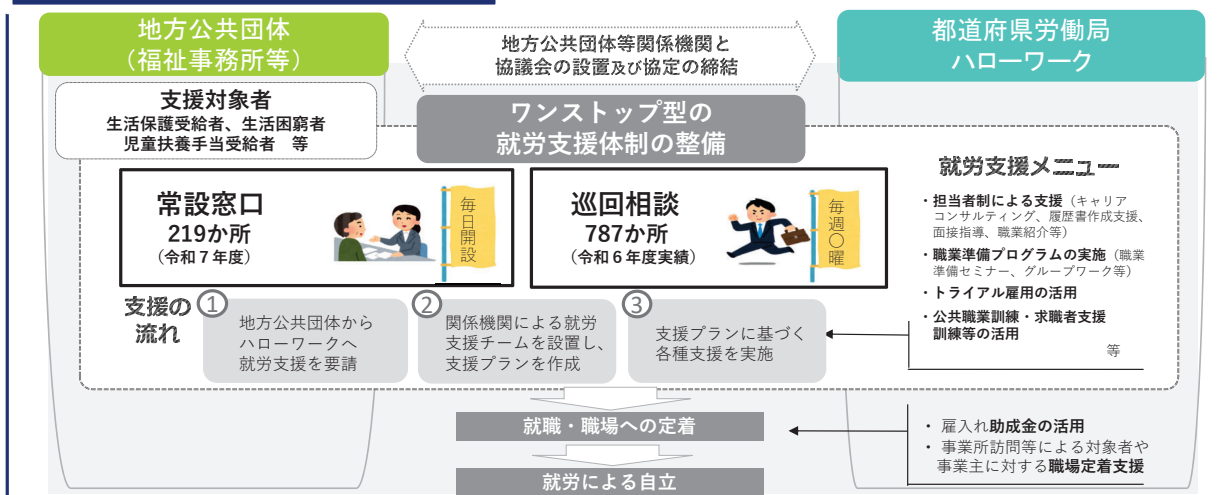
労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	6/7		1/7

1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。

特に生活保護受給世帯のうち稼働能力を有する「その他の世帯」数は高止まりの状態であるため、チーム支援及び担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど、福祉事務所等と連携した就労支援を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



令和8年度当初予算案 44百万円 (53百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金（特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース））の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) 対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者（※）を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

(2) 助成対象期間

1年

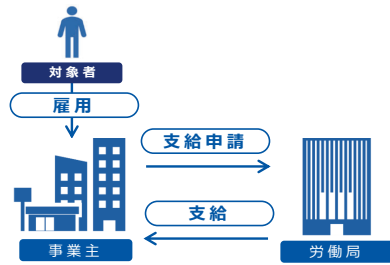
(3) 支給金額

短時間労働者以外の者：30万円（25万円）※1×2※2
短時間労働者：20万円（15万円）×2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額
※2 6か月ごとに2回支給

(4) 支給実績

令和6年度：128件



※ 令和8年度より、対象労働者である生活保護受給者及び生活困窮者について、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）（第2期）の支給を可能にする（特定求職者雇用開発助成金（第2期）の支給は令和9年度から開始）。
【新規】

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額：2.3億円（子どもの学習・生活支援の緊急強化事業）

1 事業の目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施しているが、物価上昇が本事業の実施の抑制を招くことがないよう、基本基準額を見直しする。

2 事業の概要・スキーム

<p>学習支援 (高校中退防止の取組を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ 高校進学支援 高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等 	<p>生活習慣・育成環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校・家庭以外の居場所づくり 生活習慣の形成・改善支援 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援等 	<p>教育・就労（進路選択等）に関する支援</p> <p>高校生世代等に対する以下の支援を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(見直し内容)

○昨今の賃金上昇等を踏まえた、基本基準額の引き上げ

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体）、補助率：国 1/2 都道府県・市・区等 1/2
実施自治体数（令和6年度）：602自治体

医療扶助等適正実施総合事業（医療扶助適正化等事業の再編）

令和8年度当初予算案 48 億円（50億円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

医療扶助の適正実施に関して各自治体の実情に応じた効果的な事業実施等を可能とするため、「医療扶助適正化等事業」（困窮補助金）の各メニューを統合し、「医療扶助等適正実施総合事業」として再編する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業名	実施主体	補助率
生活保護適正化等事業		
医療扶助適正化等事業		
a	レセプトを活用した医療扶助適正化事業	3/4
b	お薬手帳を活用した重複処方適正化	10/10
医療扶助の適正実施の更なる推進		
c	(a) 後発医薬品の使用促進	3/4
	(b) 適正受診指導等の推進	
	(c) 多剤投与の適正化に向けた支援等の強化	
	(d) 医療費情報・服薬情報の通知	
	(e) 精神障害者等の退院促進	
d	居宅介護支援計画点検等の充実	3/4
e	頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル事業	10/10
f	頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業	3/4
g	都道府県のデータ分析等を通じた市町村への支援事業	3/4

既存事業 → **医療扶助等適正実施総合事業** (新事業)

- 各自治体における医療扶助の適正実施に向けた取組を効果的に実施するため、各自治体の実情に応じた事業実施等が可能となるよう、メニューごとに細分化されていた補助事業を統合する。
- 各自治体への配分にあたっては、地域の実情に応じた事業に充当するための「基礎部分」と、国として特別枠を設け強力に推進する観点から、適正受診指導や薬剤投与の適正化等に資する事業に充当するための「特別加算」とに区別して執行する。

各自治体の実情に応じた事業
(基礎部分)

特別加算※

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村 ※ メニュー（例）
 ・ 頻回受診対策
 【補助率】：3/4 ・ 重複、多剤投与の適正化 等

ケースワーカーの業務負担軽減の推進

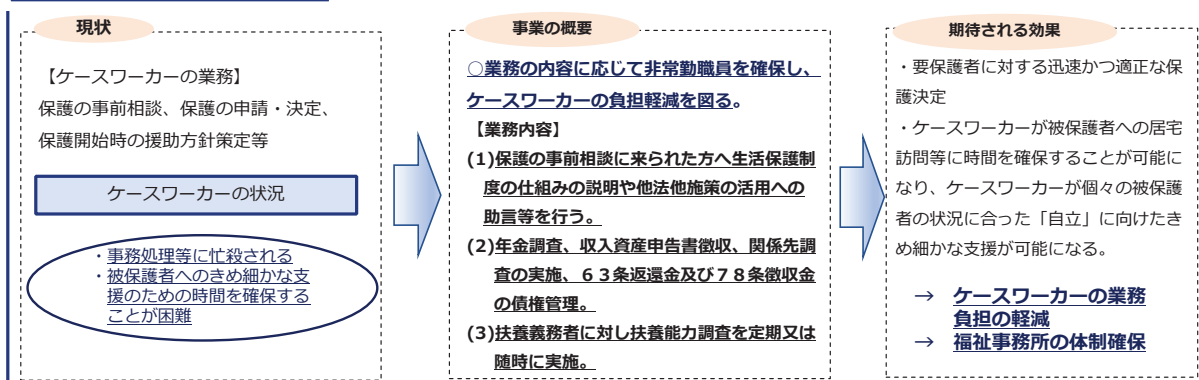
令和8年度当初予算案 36億円（37億円）※（ ）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 24億円

1 事業の目的

- 生活保護現業員（ケースワーカー）の業務は、保護の事前相談（生活保護制度の説明）、保護の申請・決定（保護要否の審査・保護費の支給）、保護開始後の援助方針策定等多岐にわたる事務負担がある一方で、要支援者が抱える課題等の複雑化によりケースワーカーが対応に苦慮することも多く、業務負担の増加が課題となっている。
- 面接相談業務の一部、要保護者の収入や資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保することでケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム



2 実施主体等

実施主体：福祉事務所設置自治体 補助率：3/4

社会福祉施設等施設整備費補助金

障害保健福祉部障害福祉課
(内線3035)

令和8年度当初予算案 40億円 (50億円) ※()内は前年度当初予算額

※ 令和7年度補正予算：101億円

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿として、グループホーム等の整備を促進する。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、耐震化対策、プロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

加えて、水害等に備えた排水設備の改修費用を、新たに補助対象に加える。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 [間接補助]

(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等

イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

193

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 (地域生活支援促進事業)

障害保健福祉部障害福祉課
(内線3044)

令和8年度当初予算案 7.7億円 (7.7億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

- ・ 重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行っている。また、事業実施市町村においてさらなる利用人数の増加を図るため、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、HPやリーフレット等を活用した周知・広報等に取り組んでいる。
- ・ 利用者数について、令和5年度は183人であったところ、令和6年度は226人（1.23倍）と着実に増加しており、引き続き利用人数の増加を図る。

※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。

※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

3 スキーム

<連携のイメージ>

A 民間企業で雇用されている者※1

職場等における支援

通勤支援

B 自営等で働く者※2

職場等における支援

通勤支援

助成金の対象となる支援 ① ②

その他の必要な支援 ③

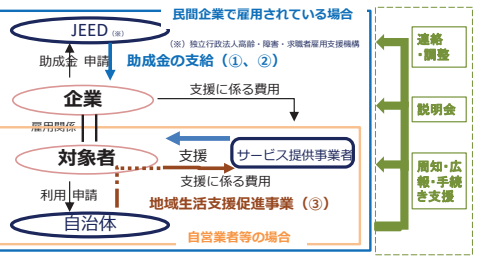
必要な支援 ③

※1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせて一体的に支援。

※2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

<事業スキーム>



4 実施主体等

◆ 実施主体：市区町村

◆ 補助率：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

194

令和8年度当初予算案 505億円（502億円） ※（）内は前年度当初予算額

- 地域生活支援事業 445億円（442億円）
- 地域生活支援促進事業 59億円（60億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業※の対応分を含む。
※ 障害分は基幹相談支援センター機能強化事業等分、地域活動支援センター機能強化事業分。いずれも基本事業の交付税措置分を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

【補助率】

- ①市町村事業：国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ②都道府県事業：国1/2以内で補助

【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

【補助率】

国1/2又は定額（10/10相当）

【主な事業】

発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

＜事業実績＞

1,724市町村、47都道府県
※ 令和6年度実績ベース

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

令和8年度当初予算案 ・構築推進事業：5.8億円（5.8億円） ・構築支援事業：44百万円（44百万円） ※（）内は前年度当初予算額

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

○ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

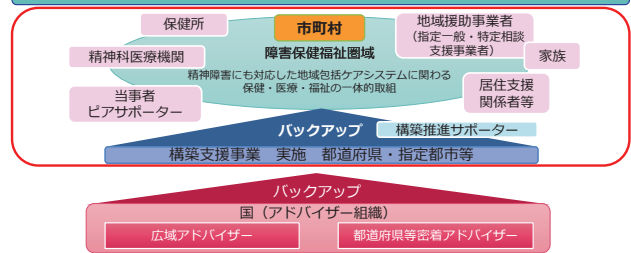
- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

依存症対策の推進

障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室（内線3027）

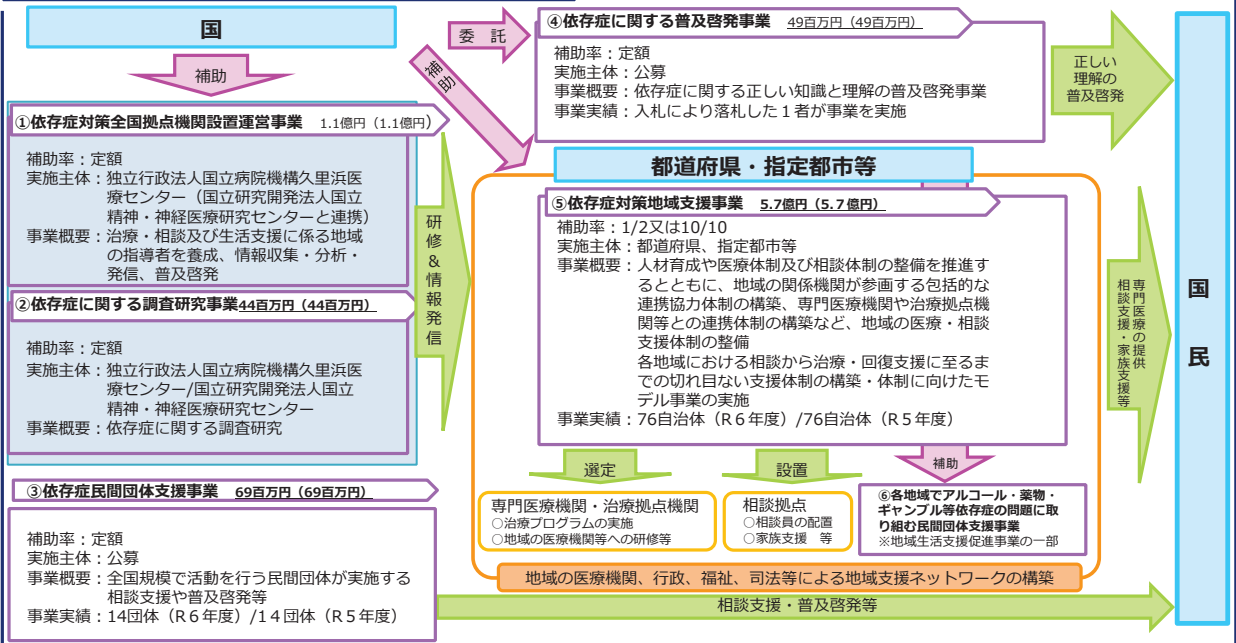
令和8年度当初予算案 8.4億円（8.4億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.2億円

1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



197

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」）

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

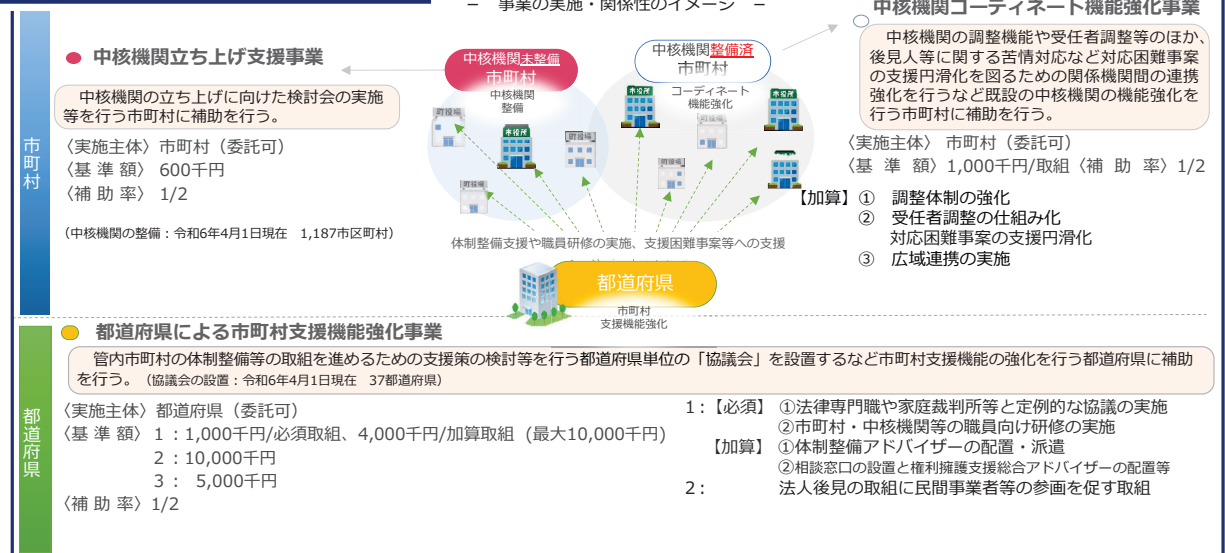
令和8年度当初予算案 5.4億円（7.0億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.4億円

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において**、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど**市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



198

重層的支援体制整備事業交付金

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和8年度当初予算案：【包括的相談支援事業】573億円（496億円）、【地域づくり事業】215億円（167億円）、【多機関協働事業等】56億円（56億円）

※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）」の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
⇒ これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野で実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これだけでは十分に対応できなかった支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備する」ことを目的とする。

2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

包括的相談支援事業

○ 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

○ 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

○ 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

3. 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- 包括的相談支援事業
地域づくり事業
⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持
- 多機関協働事業等
⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
(令和8年度から、事業開始から5年を経過した市町村より、補助率引き下げ)
(このほか、8年度より事業開始する市町村の交付基準額の見直し等を実施。)

実施市町村数

3年度：42、4年度：134
5年度：189、6年度：346
7年度：473、8年度：586（予定）

199

新規

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和8年度当初予算案 1.6億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する地域（過疎地域等）においては、高齢・障害・子ども・生活困窮の分野の相談支援・地域づくりに係る機能を如何に確保し、同体制の整備を図るか、早急に地域の実情に応じた手段を検討し、実行する必要がある。
- これに対しては、「地域共生社会の在り方検討会議 中間取りまとめ」（令和7年5月28日）において、過疎地域等においては「（現行の重層的支援体制整備事業とは別の）柔軟な仕組みにより包括的な相談支援や地域づくりを構築する方法（機能集約化アプローチ）」により、包括的な支援体制の整備を推進していく必要がある」とされたほか、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）においても、その制度的対応について、令和7年度中に結論を得る旨が盛り込まれている。
- このため、機能集約化アプローチにより同体制を整備するにあたり、相談支援・地域づくりの観点における具体的な方法を検証するため、市町村・都道府県が連携し実証を行う。

2. 事業の概要

- 実施主体：過疎地域の市町村 / 補助率：3/4（事業実施は最大2年まで）
- 以下の前提により、都道府県と連携し①又は②を行う市町村に対し、補助を行う。



前提 市町村において、包括的な支援体制の整備により目指す地域の姿の検討や、地域生活課題、支援関係機関や地域づくりに係る事業の人員配置・支援実績等の把握等を行った上、同体制の整備手法として、機能集約化アプローチの必要性を確認。

① 機能集約型の 地域づくりの 実施方法の検証	<ul style="list-style-type: none">○ 地域づくりに係るコーディネート機能を有する者やその活動を支える仕組みは、現在、例えば、生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、地域おこし協力隊、集落支援員等、様々な行政分野で、分野ごとに配置・構築されている。○ 過疎地域等において、地域住民のニーズに包括的に対応し、分野横断的な地域づくりを実施するため、例えば分野ごとに配置されているコーディネーター等の役割を柔軟に見直し、一本化する（地域おこし協力隊が生活支援コーディネーターを兼ねる等）等を行い、住民主体の取組支援を引き続き行うために必要なスキル等を整理しながら、試行的に実行する等、実証を行う。
② 機能集約型の 相談支援の 実施方法の検証	<ul style="list-style-type: none">○ 相談支援は、現在、分野毎に相互に連携しつつも、既存制度毎の配置基準に従い、それぞれの業務を実施する仕組みとなっている。○ 過疎地域等において、地域住民のニーズに包括的に対応し、分野横断的な相談支援を実施するため、<ul style="list-style-type: none">・ 既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うための体制を構築（※）するとともに、・ 構築した体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実行する。○ これらを通じて、分野横断的な相談支援を実施する上で必要な人員配置、広域連携の在り方、一次相談対応を行うにあたり必要なスキルを身につけるための研修内容等について、検証を行う。

200

令和8年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数）※（）内は前年度当初予算額
 令和7年度補正予算額 2.7億円

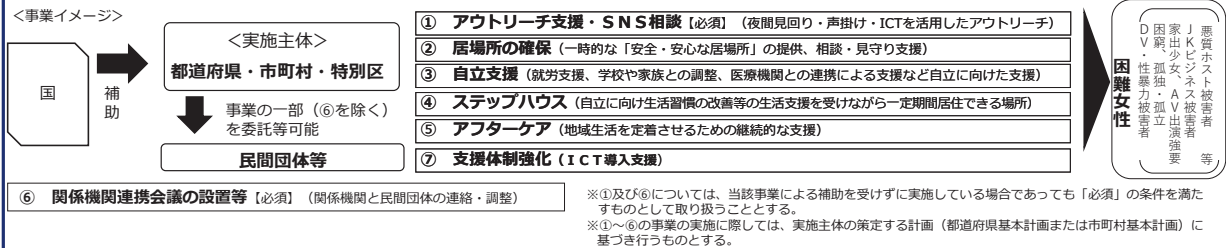
1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- アウトリーチ支援・SNS相談支援**
困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。
- 居場所の確保**
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。
- 自立支援**
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。
- ステップハウス**
(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。
また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支援や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。
- アフターケア**
(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。
- 関係機関連携会議**
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- 支援体制強化（ICT導入支援）**
(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>



3 実施主体等

実施主体 : 都道府県・市町村（特別区含む）
 補助率 : 国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

<事業実績> 令和4年度：3自治体（6団体）
 令和5年度：5自治体（9団体）
 令和6年度：13自治体（28団体）

令和8年度当初予算案 33億円（32億円）※（）内は前年度当初予算額
 ※令和7年度補正予算額 21億円

1 事業の目的

- 自殺者総数については、令和6年は過去2番目に少ない約20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標（自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする）を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け） 交付率：1/2,2/3,10/10>

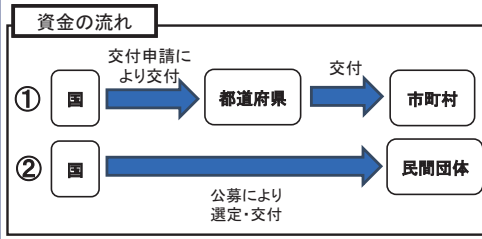
- 対面・電話・SNS相談等の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- **こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進(拡充)**

<②自殺防止対策事業（民間団体向け） 交付率：10/10>

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援

3 実施主体等

- 実施主体：①都道府県・市町村（交付率：1/2,2/3,10/10）
 ②民間団体（交付率：10/10）



令和8年度当初予算案 39億円の内数（38億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

（39億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金 33億円
調査研究等業務交付金 6.0億円

1 事業の目的

- 令和6年(2024年)の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このため、子ども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要がある、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「子どもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、子ども・若者の自殺対策の強化の観点から、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の設置による子どもや若者の困難事案への的確な対応を行うために、令和5年度から開始した本事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する(支援自治体数を拡充)。

【子ども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者: 以下の子ども・若者への対応が困難な学校、市町村等の地域の関係機関
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成: 精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題に応じて、必要となるメンバーで構成する
- 内容: 地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施。
 - ①チーム会議の開催: 支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施: 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了: 地域の関係機関への引継



- 都道府県・指定都市への取組支援:
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。

3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」
- 交付率: 10/10

ひきこもり支援体制の整備の推進（ひきこもり支援推進事業）

令和8年度当初予算案 15億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれることから、市区町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の取組を推進する。

- I ひきこもり地域支援センター
①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施
- II ひきこもり支援ステーション
ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施
- III ひきこもりサポート事業
ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

2 事業概要・スキーム・実施主体等

(1)「都道府県による広域連携支援加算」の創設

- 事業の広域連携を促進するため、都道府県センターが以下の取組を行う場合の加算を新たに創設
- ① 都道府県センターが、県全域の事業実施を目的として広域のネットワークづくり等を行う地域のNPO等を支援することにより、小規模自治体における事業実施を促進する体制を構築する。
- ② 市区町村の実態を把握した上で、市区町村の広域連携を促進するための会議を定期的に開催
※都道府県（指定都市含む）内の関係機関との連携を想定しているほか、都道府県センター同士（指定都市含む）が取組事例の共有等を図る場合も可とする。
※加算対象期間は原則3年間を想定
・補助率: 1/2 ・実施主体: ①都道府県、②都道府県・指定都市 ・加算額: 6,000千円(①)、3,000千円(②)

(2)「市区町村における広域連携加算」の創設

- 複数自治体が以下の取組を共同実施するなど、事業実施自治体が未実施自治体の支援対象者の事業利用を可能とする体制を構築した場合、主体となる自治体に対し、連携自治体数に応じた新たな加算を創設する。
- ① NPOや当事者会・家族会等の様々な民間団体を活用し、相談会、居場所・体験活動、ピアサポーター養成を実施、当事者及びその家族が自ら行う交流会や普及啓発などの取組支援（ひきこもり支援に資する取組と自治体が判断する場合に幅広く対象とする）
- ② 遠隔地の利用者への送迎（車両借り上げや燃料費など。そのための人件費は含まれない）
・補助率: 1/2
・実施主体: 市区町村（指定都市除く）
※既に「ひきこもり地域支援センター事業」、「ひきこもり支援ステーション事業」を実施している自治体も対象に含む。
・加算額: 2自治体の場合 500千円、3自治体の場合 1,000千円、4自治体以上の場合 1,500千円

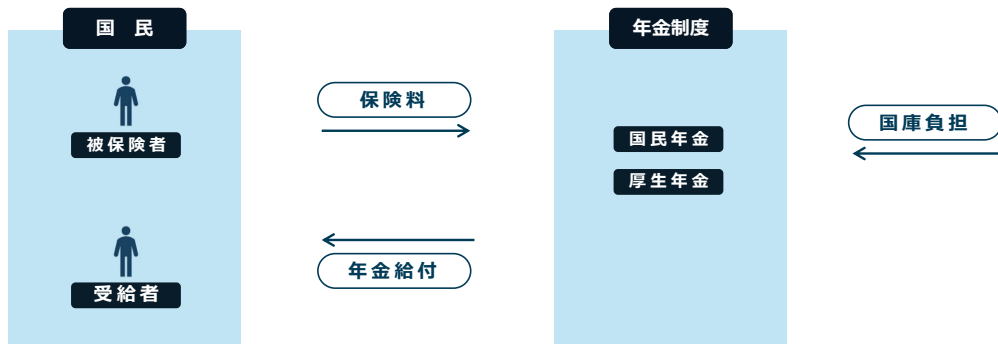
令和8年度当初予算案 13兆8,231億円（13兆6,129億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。
- 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。



205

拡充

戦没者の遺骨収集事業（遺骨収集等の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備）

令和8年度当初予算案 34億円（33億円）※（）内は前年度当初予算額
 ※令和7年度補正予算額 2.3億円

1 事業の目的

戦後80年が経過し、戦没者の御遺族が高齢化している中、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を本邦に送還し、戦没者の御遺族に引き渡すことは、国の重要な責務であり、戦没者の遺骨収集、戦没者遺骨の鑑定に全力を挙げて取り組む。

2 事業の概要・スキーム

【遺骨収集等の計画的実施】

- パラオ諸島（ベリリュー島）の集団埋葬地における遺骨収集等、事業の計画的な実施に必要な経費を計上する。
- 硫黄島については、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本の方針」に基づき、これまでボーリング調査で発見された滑走路地区の地下壕からの遺骨収集等を行うための経費を計上する。
- その他、交戦国等が作成した資料の調査・分析及び遺骨・遺留品の伝達に必要な経費を計上する。

<ベリリュー島遺骨収容の様子>



<硫黄島遺骨収容の様子>



【戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備】

- 戦没者遺骨を御遺族へお返しするため、御遺族からの申請に基づいて実施する身元特定のためのDNA鑑定に必要な経費を計上する。
- 我が国の戦没者遺骨であることの確認を着実に実施するために、遺留品や形質鑑定の見解を踏まえ、我が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し、本邦に持ち帰って実施する形質鑑定やDNA分析等の専門家による所属集団判定に必要な経費を計上する。
- 鑑定の迅速化のため、「戦没者遺骨鑑定センター連携室」の体制強化や、DNA鑑定機関における専従技師の確保に必要な経費を計上する。

<形質鑑定の様子>



<DNA鑑定のポスター・リーフレット>



3 実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、沖縄県、大学・研究機関等

4 事業実績

- ・ 令和6年度収容遺骨数（検体：1,288柱相当 遺骨：204柱）
- ・ これまでに身元が判明した遺骨 1,283件（令和7年3月末時点）

206

令和8年度当初予算案 12億円（11億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 7.1億円

1 事業の目的

戦後80年が経過し、先の大戦を体験された方が少なくなり、戦没者の御遺族が高齢化している中、戦没者の慰霊と次世代への戦争体験者の記憶の継承を着実に継続していくことが必要。
このため、戦没者の慰霊事業、戦中戦後の労苦を継承するための昭和館等の運営、戦争体験者の記憶継承のための平和の語り部事業等の更なる推進に取り組む。

2 事業の概要・スキーム

事業毎の予算額

- (1) 慰霊事業 3.9億円（3.6億円）
 - ア 全国戦没者追悼式の実施 2.1億円（2.1億円）
 - イ 慰霊巡拝 1.1億円（95百万円）
 - ウ 政府建立慰霊碑の補修等 71百万円（58百万円）
- (2) 平和の語り部事業 1.9億円※（1.0億円）
 - ※ R7補正予算額 71百万円
- (3) 民間慰霊碑の移設等 28百万円 ※（21百万円）
 - ア 海外民間建立慰霊碑の移設等 17百万円（10百万円）
 - イ 国内民間建立慰霊碑の移設等 10百万円（10百万円）
 - ※ R7補正予算額 36百万円
- (4) 昭和館・しょうけい館 6.2億円※（6.4億円）
 - ※ R7補正予算額 5.9億円

平和の語り部事業の推進

語り部による講話回数の増に加え、次世代の語り部育成及び国際交流（戦地訪問研修の追加）を行う。



①講話型の様子



②対話型の様子



③体験型の様子

国際交流（海外協力者招聘）の様子



3 実施主体等

厚生労働省、都道府県・市町村、民間団体

4 事業実績

平和の語り部事業によるこれまでの講話の実施回数 1,147回（令和6年度実績）

復旧・復興関連施策

復旧・復興関連施策一覧

令和8年度当初予算案 129億円（114億円）

※（）内は前年度当初予算額

第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

項目	担当部局課室名
被災者・被災施設への支援	
(1) 医療・介護・障害福祉制度における財政支援	
① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置	保険局総務課（内線3135） 保険局保険課（内線3152、3245） 保険局国民健康保険課（内線3195） 保険局高齢者医療課（内線3194） 保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室（内線3124）
② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	老健局介護保険計画課（内線2264、2164）
③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	障害保健福祉部障害福祉課（内線3091）
(2) 医療・介護保険料等の収納対策等支援	保険局国民健康保険課（内線3195） 保険局高齢者医療課（内線3194） 老健局介護保険計画課（内線2937）
(3) 被災地域における地域医療の再生支援	医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室（内線4148）
(4) 被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援	
① 被災者の心のケア支援	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（内線3069）
② 被災者への見守り・相談支援等	社会・援護局地域福祉課（内線2219）
③ 介護等のサポート拠点に対する支援	老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3935、3878）
(5) 被災者に対する見守り・相談支援等の実施	社会・援護局地域福祉課（内線2219）
(6) 被災地における福祉・介護人材確保事業	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（内線2849）
(7) 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業	老健局高齢者支援課（内線3925）
雇用の確保等	
(1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(2) 産業政策と一体となった被災地の雇用支援	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室（内線5489）

第2 原子力災害からの復興への支援

項目	担当部局課室名
(1) 食品中の放射性物質対策の推進	健康・生活衛生局食品監視安全課（内線4592）
(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室（内線2181）

IV 令和8年度厚生労働省関係 財政投融资資金計画等案の概要

令和8年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等案の概要

(単位：億円)

区 分	令和7年度 計 画 額	令和8年度 計 画 額	摘 要
○独立行政法人福祉医療機構	2,309	3,760	・民間社会福祉事業施設等及び民間医療施設等に対する融資
○株式会社日本政策金融公庫	1,150	1,150	・生活衛生関係業者等に対する融資
○独立行政法人国立病院機構	544	466	・建物整備、医療機械等整備
○国立高度専門医療研究センター	14	21	・国立研究開発法人国立成育医療研究センター医療機器更新整備等
合 計	4,017	5,397	

区 分	改 善 内 容 等
独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付事業	貸付条件の改善等 1. 福祉貸付事業・医療貸付事業共通 ○ 防災・減災に係る融資条件の優遇措置の拡充 2. 福祉貸付事業 ○ 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長 3. 医療貸付事業 ○ 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業に係る融資条件の優遇措置の創設 等
株式会社日本政策金融公庫 生活衛生資金貸付	貸付条件の改善等 ○ 省力化に資する設備を利下げ対象品目に追加 等

令和8年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等案の原資の内訳 (参考)

(単位：億円)

区 分	令和7年度			令和8年度		
	計 画 額	原 資		計 画 額	原 資	
		財政投融资	自己資金等		財政投融资	自己資金等
独立行政法人福祉医療機構 (注1)	2,309	1,946	363 (200)	3,760	2,632	1,128 (200)
1. 福祉貸付	1,190	-	-	1,416	-	-
2. 医療貸付	1,119	-	-	2,344	-	-
株式会社日本政策金融公庫 (注2)	1,150	-	-	1,150	-	-
独立行政法人国立病院機構	544	490	54	466	456	10
国立高度専門医療研究センター	14	14	-	21	21	-
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	12	12	-	12	12	-
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	2	2	-	2	2	-
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター	-	-	-	7	7	-
合 計 (注1)	4,017	2,450	417 (200)	5,397	3,109	1,138 (200)

(注1) 自己資金等の欄の()書は、財投機関債の発行額(自己資金等の額の内数)である。

(注2) 原資については、株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務)に一括計上している。